

で、上に引いた拾遺の注記が、當を得てゐるのであらう。なほ、上記の諸巫の祭る神の性質を考へて見るに、御門巫祭神のは明白であるから問題は無いとして、次の坐摩巫祭神の名に生井、福井、綱長井(祈年祭及び月次祭祝詞の生井、榮井、津長井)とあるイク、サクは、トヨ、クシなど、同様な美稱であり、ツナカも特に井についての美稱と考へられるから、これは三つの美稱を重ねた、め三神に分化したので、其の本體は一つの井の神であり、阿須波の神は萬葉卷二十の歌によつて民間でも崇拜せられた家の中の神であることが知られ、波比祇も、古事記に阿須波と列記してあるところから考へると、これと同様な神であらうと思はれる。さすれば、此の巫の祭る神は何れも民間信仰から來た神であり、其の性質は日常の家庭の保護神であるらしいから、宮中でも同じ意味でそれを祭つてあつたのであらう。拾遺に、大宮地之靈と注記してあるのは、穩當では無いが、家庭生活、從つて宮廷生活に關する神であるために、かう考へられたのであらう。それから、生島巫祭の神は神名帳には生島神足島神とあり、祈年祭などの祝詞には生國足國とあるが、何れにしても意味に違ひは無く、國もしくは島を人格化したものであるが、祝詞によると、それは皇室の國

家統治に關する意味に於いて、あるから、拾遺に「大八洲之靈」と注記してあるのが中らずと雖も遠からざる解釋であらう。さうして、祝詞ではイクとタルとの二つの美稱を有する、クニの語を二つ重ねてイククニタルクニといふ一神の名にしてあるが、神名帳ではそれがイクシマとタルシマとの二神に分化してゐる。坐摩神社といふのが攝津西成郡にあり、生國咲(幸)國魂神社といふのが東生郡にあるところから、其の方が本であり、宮中のはそれをうつしたのであらう、といふやうな考が眞淵以後の國學者の間にあつたが、坐摩巫祭神の性質が上に説いたやうなものであるとすれば、此の神たちについてはさう考へることはできぬ。また生國咲國魂は大國魂といふのと同じで、イクもサクもオホも神の名に加へられる美稱であり、イククニサククニダマはイクとサクとの美稱を有する、クニの語を二つ重ねて一神の名としたまでのものであるから、これは大和その他の諸國にある國々のクニダマの神と同性質のものとするべきである。イククニタルクニといふのも、名のつけ方はそれと同じであるが、宮中のは大八島國全體に關するものであるから、國のクニダマの神と同一視しがたい。(國學者などの考は、これらの神々を過去に

生存した人として見るところから来てゐるのであるが、それはもとより問題にはならぬ。さて、これらの御巫の祭る神に比べると、御巫祭神の八座はあまりに種々の神であつて其の間に統一が無い。此の中で、カミムスビ、タカミムスビの二神は記紀の神代史に於いて既に存在するが、イクムスビ、タルムスビ二神は、イク、タルがタカ、カミと同じ美稱であることから考へると、タカミムスビ、カミムスビの名に本づき、それと同じ方法によつてムスビの神の名を幾重にも重ねようとして作られたものであり、記紀編述後に現はれた神であると思ふ。さうして、これらはオホミヤノメの神とは全く性質が違ふ。オホミヤノメの神は宮廷の神であつて、家に家の神があると同じ意味に於いて信仰的性質を有つてゐる、宗教的に宮中の日常生活を支配する神であるから、皇室の御祖先とせられて政治的意義を有し、又た其の本質からいへば思索の所産であるムスビの神の如きものでは無く、従つて記紀の神統史にも加へられてゐないものである。ヒメといはれずして單にメと稱せられてゐることも、亦た此の意味に於いて考慮せらるべきであらう。又た、タマツメムスビの神は、其の名から推測すると、多分、ミタマフリがミタマシヅメ

に轉じた後に生じた神であり、もとは鎮魂祭の場合に祭られたものがこゝに加へられるやうになつたのであらう。なほコトシロメシの神やミケツ神やも、上記の神々と同じ範疇には入らぬものである。ミケツ神は食物の神で宗教的に意味の深い神ではあるが、大殿祭祀詞のオホミヤノメの神の讃辭に朝夕の御膳のことが見えてゐるから、こゝではオホミヤノメの神が御膳のことをも支配するやうになつてゐたらしく、従つて別にミケツ神は祀つて無かつたのでは無からうか。さうして、ミケツ神は大膳職にも祭られてゐて、其の方が、神の性質上、當然であるから、このは後に加へられたのであらう。(鎮魂祭にはこゝの八神が祭られることになつてゐるが、それは後世に始まつたことらしい。ミタマフリが祭祀化したはじめに如何なる神が祭られたかは明かでないが、ムスビの語に魂の字をあてることが古くからの思想を繼承したものであるとすれば、何時からかムスビの神を祭るやうになつたのは、極めて自然のことであり、タマツメムスビの神の新に生じたのも當然であらう。タマツメムスビのムスビは、ムスビの神のそれに一致させたものであると共に、結びとゞめる意味をも現はしたもののらしく、木綿を結ぶ呪術的儀禮

も、或はムスビの神や此の神の名に誘はれた氣味もあらうか。しかし、コトシロヌシの神やミケツ神はミタマフリには關係が無いものであるから、それはこれらの神が幾つかのムスビの神と共に八神として御巫の祭る神であつたため、それに誘はれて鎮魂の祭の時にも祭られることになつたのであらう。かう考へると、御巫祭神が八座であるのは古い制度で無いことが、いよ／＼確かめられるやうである。大殿祭祝詞の終に別白としてオホミヤノメの神のみの讃辭があるが、八座の神が一團として祭られてゐたならば、かういふことのあるのはをかしいから、此の祝詞の書かれた時には、まださうなつてゐなかつたのであらう。大宮主御巫と呼ばれてゐたものが後には、單に御巫とのみ稱へられたのも、祭神がオホミヤヌシのみで無くなつたからではあるまいか。もしさうとすれば、オホミヤヌシがオホミヤノメの神を指したものであることは、之によつて逆に證明せられる。なほ、オホミヤノメの神が宮廷に於いて祭られたことは齋宮に其の例があるので、齋宮式の祭神を列記したところに大宮賣神四座、御門神八座、御井神二座、卜庭神二座、地主神一座とある。卜庭、地主は別として、オホミヤノメの神と御門、御井の神とが祭つてあるこ

とは、皇居に於いてオホミヤノメの神と門の神と坐摩の巫の祭る井の神とがあるのと照應するものであり、従つてそれは皇居の制度を摸したものであるまいか。なほ、坐摩御巫の祭神も其の初はたゞ井の神のみであつたかも知れぬ。眞淵のいつたやうに、坐は井の假字らしいからである。四時祭式に御川水祭は坐摩巫が事を行ふとあるが、これも水の神を祭るためであるらしいことが、参考せられる。イクシマの神タルシマの神も生島御巫といふ稱呼のつけられた時には、まだ二分せられざる一神であつたらう。宮中の祭神の異動については、續紀天平三年正月の條に、神祇官奏、庭火御竈四時祭祀、永爲常例と見える如く、祭祀に關する新规定が奈良朝に於いて作られた例のあることをも、考ふべきである。(オホミヤノメの神は、神名帳及び四時祭式によると、造酒司にも祭つてあるのであるが、造酒式にはそれが見えない。これも造酒司で祭られるやうになつたのは後のことで、神名帳などは其の新制によつて記されたものであり、さうして造酒式に古い式の文が遺存してゐるのでは無からうか。)余はこれらの理由から、この神が八座とせられたのは、早くとも天平九年より後のことであらうと推測する。さすれば、神武天皇の時

のこととして上記の諸巫の祭る神々のことを拾遺が述べてゐるのは、決して古傳で無いことが知られる。これは、大殿祭を行ふ忌部氏がオホミヤノメの神の祭祀を司るところから、それを廣く一般の宮廷の神に及ぼして説いたのである。それから、なほ溯つて考へると、オホミヤノメの神を大殿祭に於いて忌部氏が祀るのも、或は古い習慣で無いかも知れぬ。大殿祭祀詞を讀むと、宮殿の神にはヤフネの命、ヤフネク、ノチの命があつて、オホミヤノメの神とは重複してゐるやうにも見えるが、しかし前者が木の靈を意味する、建築物としての宮殿の神、後者が宮廷生活の神であるとすれば、此の疑は解ける。其の代り、建築物としての宮殿の祭祀を司る忌部氏がオホミヤノメの神を祭ることに疑問が生ずるのである。忌部氏は宮殿建築に關與するものであり、従つて建築物としての宮殿の神を祭るのが本務であらうから、オホミヤノメの神を祭るのは、宮殿に關係があるため、後になつて附け加へられたものと推測せられ、祝詞に於いても此の神に關する一節は、其の書きかたの上から考へて、後の添加と見なすのが妥當であらう(宮殿に關する部分にトヨウケヒメの命の名の出てゐるのも後の補入らしいこと、また此の祝詞に、神直日命大

直日命聞直志見直志とあるのを御門祭祀詞の神直備大直備見直聞直に比べてみると、其の方が原の形であつて、大殿祭のは後に改めたものらしいことも、參考せられる。神の祭祀についても、時によつていろ／＼の變遷があつたのである。

以上は拾遺の記載からはやゝ離れた問題であるが、立ち歸つて拾遺を見ると、やはり神武天皇の時の話として、神物官物、亦未分別、宮内立藏、號曰齋藏、令齋部氏永任其職、と記してある。これも亦た忌部氏の神事に關與する職掌から考案せられたものであらうが、宮殿を管理したといふ主張も、亦たそれを助けてゐよう。齋藏といふものは、事實、上代の皇居にあつたであらうが、それは神物を藏する特殊の倉庫であつたはずである。イミクラのイミはイミベのイミと同じく、後にいふやうに、宗教的意味に於いての禁忌の義であるから、一般の物品を置く倉庫とは嚴格に區別せられてゐるところに、齋藏の存在の意義がある。だから、宮内立藏、號曰齋藏、といふのと、神物官物、亦未分別、といふのとは矛盾の言であり、従つてそれは決して古くからのいひ傳へなどで無いことが、イミクラといふ語の存在そのことから證明せられる。幣帛を取扱ふ忌部氏は、或は齋藏を管理したであらう。しかし、よし

さうであつたにしても、其の齋藏は神物と區別せられない官物を藏するところでは無く、忌部氏はすべての物品の倉庫を管理したのでは無い。それを斯う記したのは、忌部氏が其の家の權威を誇張して説かうとしたからである。さて、拾遺は齋藏を上記の如くいひなしたため、官物の藏と神物のそれとが併立してゐる實際状態の起源を、それに照應するやうに、説かうとして、齋藏之傍、更建内藏、分收官物といひ、それを履仲朝のこととしたのであるが、記紀の此の朝の藏官、または藏職、藏部にいつての記載を見ると、藏のつかさともいふべき官職の家が履仲朝に始まつたといふことは、記紀編纂前からの傳説であつたことが知られるので、拾遺はそれによつて二藏分立の起源を此の朝にかけたのである。神物官物の未分が、帝之與神、實際未遑、同殿共床、以此爲常、に應ずるものであるとすれば、二藏の分立は、漸畏神威、同殿不安、といはれた崇神朝のこととするのが自然であるのに、さうなつてゐないのは此の故であつて、忌部氏の新しい造作と古傳説とを強ひて結合したためにかういふ思想の齟齬が生じたのである。なほ、雄略朝に大藏が建てられ、秦氏が其の出納を掌ることになつたやうに記されてゐるのは、姓氏錄にも見えてゐること

であるから、もとは秦氏の家譜からでも出たことらしく、又た秦氏に大藏造のカバネを有するものがあつたことは、阿知使主の子孫と稱するものに内藏造があつたことと共に、大化改新前の事實であらうから、これは忌部氏の造作では無いが、王仁を内藏のことに、又た其の後であるといふ西の文氏を内藏及び大藏の事務に、關與させたのは、此の家が阿知使主の後とせられてゐる東の文氏に對するものであるところから生じた思想の混亂から來てゐよう。漢氏、阿知使主の家、に大藏のカバネのものがあるやうに記したのも、古い傳へでは無いが、これは續紀延暦五年六月の條の記載にも見えてゐることであつて、漢氏が其の家の權威を主張するために、其のころに宣傳したことからしく、拾遺はそれに從つたのであらう。(附記。拾遺が八色の姓の一つである忌寸に注して、蓋與齋部共預齋藏事、因以爲姓也、といつてゐるのは、忌の字からの附會であつて、忌部氏が齋藏を管理したといふ上記の主張にも背くものである。)

ところで、こゝまで説いて來ると、太玉命所率神名曰天日鷲命阿波國忌部祖也、手置帆負命讚岐國忌部祖也、彦狹知命紀伊國忌部祖也、櫛明玉命出雲國王天目一箇命筑紫伊勢兩國忌部祖也、といふ篇首

の一節の意味が明かになる。これは、上に述べた種々の物語に於いて、幣帛の材料の製作者、宮殿建築に關與したものをすべてフトダマの命の配下とすると共に、それらを諸國の忌部の祖としたのである(たゞ玉作だけは忌部とはしてないが、このことは後にいはう)。これらの諸神の名と、それを一群として取扱ふこと、は、既に書紀のオホナムチの神の服屬の條の「一書」の記載に見えてゐるので、そこには、以紀伊國忌部遠祖手置帆負神定爲作笠者、彦狹知神爲作盾者、天目一箇神爲作金者、天日鷲神爲作木綿者、櫛明玉神爲作玉者」とある。(此の一節はオホモノヌシの神の歸順の話にあるのであるが、オホナムチの名で叙述せられて來た物語に於いて、それが突如としてオホモノヌシの名に變つてゐること、オホナムチが長く隠れたとある後、再びオホモノヌシの歸順が語られてゐることを見ると、此の歸順の話は、此の「一書」に於いても、主なる物語とは別の材料から取つてつなぎ合はせたものであることが知られる。さうして、それはオホナムチ服從の物語の最後の變形であらう。)さて、此の文を承けて、乃使太玉命、以弱肩被太手纒、而代御手、以祭此神者、始起於此矣、且天兒屋命主神事之宗源者也、故俾以太占之卜事而奉仕焉」と書いてあるのによる

と、フトダマの命を此の神の祭祀を掌るもの、主位に置いて語つてゐるのであるから、此の話は、多分、忌部氏から出たものと思はれるが、しかし、上記の諸神を盡くフトダマの命の部下としたやうには見えぬ。但し、テオキホオヒの命は紀伊の忌部の祖とせられてゐ、又た上にも引いた別の「一書」にはヒワシの命を阿波の忌部の祖としてあるから、書紀の完成した前から此の二神の名があり、それが忌部の名と結びつけられてゐたことは知られる。此の中で、ヒワシを阿波の忌部の祖としてあることについては上にも述べたが、大嘗會の場合に阿波から龜妙の服を納めてゐたことが大嘗祭式によつて知られ、それは忌部氏の取扱ふ神祇官の幣帛に用ゐられる木綿もしくは麻が主として阿波の所産であつた舊習の名残であらうから、木綿を作つたといふヒワシが阿波の忌部の祖とせられたのは、此の意味からであつたに違ない。次に紀伊は建築用材の産地であることを思ふと、拾遺の神武天皇の時の物語にも現はれてゐる如く、紀伊と忌部氏との關係は忌部氏が宮殿建築の場合の神事について特殊の職掌を有つてゐたところから派生したものであること、詳しくいふと、木を伐り出す時からの神事を忌部氏が司つてゐたからであること、

は疑が無く、さうしてテオキホオヒは、ヒコサシリと共に、拾遺の説話に於いて建築工匠となつてゐるのを見ると、テオキホオヒを紀伊の忌部の遠祖としてある書紀の「一書」の説は、それを讃岐の忌部の祖としてある拾遺の説よりも自然である。現に拾遺でも、神武天皇のところには其の裔がヒコサシリの子孫と共に紀伊にゐることになつてゐる。拾遺の前に記した説の生じたのは、ヒコサシリを紀伊の忌部の祖と定めてしまつたため、テオキホオヒを別の土地にあてねばならなくなつたからのことらしく、さうして、拾遺の物語に於いて此の神が、工匠として、矛を作つたことになつてゐる、矛槍、梓の木は、四時祭式の祈年祭の條及び臨時祭式によると、讃岐國から毎年進納することになつてゐる、又たそこに忌部を稱するものがゐたため、此の物語と實際の習慣及び事實とを結合して作られたのであらう。なほ、書紀の「一書」にはテオキホオヒを作笠者、ヒコサシリを作盾者としてあるが、これは拾遺の説の如く二神が笠と矛盾とを作つたといふのが原の話であり、それを二神に分掌させることにしたのである。二神は、其の名稱から考へても、建築工匠として語り出されたものと思はれるから、笠や矛盾やを作るといふのは派生的の話であり、従つ

て此の「一書」の書かれる前に、二神が建築工匠として語られ、又たそれが宮殿建築の神事を司つてゐた忌部氏と何等かの關係のあるやうに説かれてゐたのであらう。「二書」の記載ではオホモノメシの神の祭祀の物語にそれが適用せられたため、建築をいふ必要が無く、従つて第二義的の笠と矛との作者となつてゐるものと解せられる。以上、説いて來たところを綜合して見ると、阿波と紀伊と讃岐とに忌部を稱するものがゐたこと、其の祖先神が忌部氏の祖先神の部下とせられてゐたこととが知られるが、阿波に忌部がゐたことについては上に述べた如く續紀に明證があり、紀伊にも名草郡に忌部を氏とするものゝあつたことが同じく續紀の寶龜十年六月の條に見えてゐる。讃岐のは史上に現はれてゐないやうであるが、阿波紀伊のから類推して、やはり事實であらうと思はれる。さうして、何故にこれらの三國に忌部を稱するものがゐたかも、亦た上記の考説によつて解釋せられたはずである。それは、朝廷に於ける忌部氏の職掌を行ふに必要な材料を供給するところであつたため、そこに忌部氏の部下がゐたからだと考へられるのである。其のところが、くの忌部の祖先神を忌部氏の祖先神の部下としてあるのは、此の事實の反

映である。さて、上記の状態は大化改新以前からのこと、しなくてはならぬが、その因襲は後までも残つてゐる。従つて、祖先神の擬定も大化以前に行はれたのか又は其の後のことか明かでないが、それは何れにしても、テオキホオヒの如きは一旦定められた後になつて變改せられたものらしい。然らば、アメノマヒトツの命が筑紫と伊勢との忌部の祖とせられてゐるのは何故かといふに、それは太宰府と伊勢神宮とに忌部氏の部下がゐたためであらう。拾遺の忌部氏の愁訴の第七條に、凡奉幣諸神者、中臣齋部共預其事、而今太宰主神司、獨任中臣、不預齋部所遣七也、とあるが、太宰府の主神は朝廷に於ける神祇官の地位に當り、其の職務を小規模に行ふものであるから、祭祀の實務に服するものとして中臣忌部兩氏の部下がそこに配置せられてゐたのであらう。後にいふやうに、中臣習宜朝臣が主神に任ぜられてゐた實例のあることを参考すべきである。忌部のもは、主神などにならなかつたためであらう、史上に名は見えないが、少くとも太宰府設置の當時には、忌部氏の部下がそこにゐたと推測せらるべきである。それから、伊勢神宮にも中臣忌部二氏の部下があつたことは疑が無く、神祇式の所々にそのことが見えてゐ、特に神

宮造營に關しては、朝廷の宮殿の建築と同様、忌部が特殊の地位を有つてゐたらしいことが、それによつて知られる。續紀天平寶字二年八月の條に、中臣忌部、元預神宮常祀、不闕供奉、久年、宜兩氏六位已下、加位一級、とあるのも、神宮勤務の兩氏の部下についてのことであらう。神宮々司は愁訴の第三條に見える如く中臣氏であつたらうが、神職には忌部氏の部下がゐたのである。筑紫、伊勢の忌部を余は斯う解釋するのであるが、紀伊や讃岐や阿波に忌部のあつたことが上記の如き理由からであつたとすれば、其の類推からでも此の見解は首肯せられるであらう。しかし、それらの祖神をアメノマヒトツとしたのは、無意味である。此の神は刀劍製作者として語られてゐるのであるから、太宰府や神宮の神職の地位にも職掌にも何等の關係が無い。さすれば、これは此の神が忌部氏の祖先神の部下として物語に現はれてゐたため、強ひて兩所の忌部の祖先に擬せられたまでであらう。伊勢と筑紫とは土地が隔絶してゐるのであるから、兩所の忌部は、何れも同じやうに朝廷の忌部氏の配下に屬してゐて共に神事に關與してゐるといふことの外には、其の間に何等の聯絡のあるものではないのに、それが祖先を同じくするもの、如く説か

れてゐることを考へるがよい。阿波や紀伊や讃岐やのそれとは違ひ、兩所の忌部には特殊の産業上の關係が無いから、さういふ點からそれ／＼の祖先神を作る事ができなかつたので、かういふ擬定がせられたのであらう。さうして、それは太宰府の存在する時に行はれたはずであるから、大化より後のことである。

そこで最後に考ふべきは、出雲の玉作の祖であるといふクシアカルダマの命についてである。これは岩戸がくれの時に玉を作つたといふ話のある神であるが、クシアカルダマといふ名は玉にクシとアカルとの二つの美稱を重ねて加へ、さうして、玉を人格化したものである。同じ話の玉作の祖を書紀の「一書」にトヨタマとし、別の「一書」にアマノアカルダマとしてあるのも、また同じやうにして作られた名である。たゞ、古事記には此の神がタマノオヤといふ名になつてゐて、玉祖連の祖としてあるが、これは神の名も家の名も、玉を作るといふ意味に於いて、玉の祖としたのであらう。天武紀に玉祖連とあるから、其のころには氏の名を斯うも稱してゐたらしく、古事記はそれに本づいて書いたのである。書紀の「一書」に玉作の祖タマノヤとあつて、タマノヤはタマノオヤであらうから、氏の名は玉作ともいはれて

ゐたに違ない。さて、玉作として最も有名なのは出雲のそれであつて、臨時祭式に出雲意宇郡の神戸玉作氏の造る玉を毎年進納するやうに書いてあるのは、古い時代からの習慣であらう。此の玉は御富岐美保伎御祈玉と稱せられ、大殿祭祝詞に「齋玉作等我持齋利持淨利麻波造仕留瑞八尺瓊能御吹乃五百都御統乃玉」とある如く、神事に用ゐられるがために、「ミホギ」の名を負うてゐるのであり、忌部氏の管理するものであつたから、拾遺では其の祖先神とせられたクシアカルダマの命を忌部氏の祖神の部下とし、岩戸がくれの物語にも神武天皇の時の話にも、此の神の名を擧げたのである。しかし、玉作氏は古くから獨立の家として世に知られてゐたものであつて、決して忌部氏の部下たる忌部として取扱はるべきものでは無い。だから、拾遺も一方ではクシアカルダマをフトダマの命の命を受けたものとしながら、これに限つて明白に「玉作祖」と記してあるのである。玉は忌部氏の職掌にとつては最も重要なものであるもので、それは大殿祭の祝詞によつても知られる。其の家の祖先神をフトダマとしたのも此の故であつて、フトはフトノリト、フトマニなどのフトと同じ意義であり、それが玉の美稱として加へられたのである。拾遺がス

サノヲの神の日神に獻じた玉によつて日神が吾勝尊(オシホミ)の命を生まれたといひ、特に玉のことを強調して説き、さうして其の玉をクシアカルダマの命がサノヲの神に獻じたものとしたのも、亦た同じところに思想上の由來がある。それにも拘はらず、玉作氏は玉作氏として獨立させてゐるのは、上記の如き理由があるからである。しかし、玉作氏は忌部氏と無關係では無い。出雲風土記によれば、意宇郡に忌部神戸があつて、玉作部の住地と接近してゐたらしいが、それは、多分、忌部氏が玉作部と何等かの交渉をなし、或はそれを監督する用務上の必要から置かれたものであらう。風土記には、國造神吉詞奏參向朝廷、御沐之忌里、故云忌部とあるが、これは忌部といふ名を負うた神戸の説明にはならない。所謂玉造湯で國造が沐浴したことは事實でもあらうが、忌部神戸はそれとは全く別のものであるのに、土地が接近してゐたため、かういふ記事が作られたものと解せられる。風土記の地名の説明が概ね附會であることを参考するがよい。さすれば、これも亦た忌部氏と玉作氏との關係を知るべき一材料であり、拾遺が上記の如き説をなしたことの意味を語るものである。岩戸がくれの物語に於いては、鏡作の祖であると

いふイシヨリドメをも、やはり、フトダマの命の部下のやうにいつて置きながら、それをこゝではクシアカルダマと同様には取扱はず、太玉命所率神名の中に列擧してゐないのと對照すれば、このことは一層明かにならう。鏡を玉やにぎてと共に木につけて神に捧げるといふ話は、祭祀の場合の實際の風習にもとづいて作られた話に違なく、景行紀や神功紀の神夏磯姫や岡縣主の物語はそれから轉じて來たものであらうし、古事記の允恭天皇の卷の輕皇子の歌といふものに、齋杭真杭に鏡と玉とをかけることが見えるのも参考せられるが、鏡を神に手向けることは萬葉の五の卷の戀男子名古日歌、又は十八の卷の大伴家持の作によつても知られる(それが齋串とか玉串とかにつけたものであるかどうかは、歌の上では明かでない)。遷却崇神祭の祝詞に玉と鏡とが幣帛のうちに加はつてゐるのも、此の故である。しかし、神祇式によれば、忌部氏の取扱ふ祈年祭月次祭のみで、ぐらの目録には玉も鏡も無く、大殿祭には玉は用ゐるが鏡は使はない。従つて、奈良朝のころに於いては、鏡は忌部氏には縁が無いものであつたらしい。イシヨリドメの命が太玉命所率神とせられなかつたのは此の故であり、たゞ鏡をみてぐらの材料としたと傳へ

られてゐる神代の物語に於いてのみ、イシコリドメをフトダマの命の部下の如くに説きなしたのであらう。フトダマの命の部下として忌部氏の語つてゐるアメノマヒトツの神は刀劍工としてあるから、それは上に述べた如く、事實上、忌部氏の職掌に關係があるのである。崇神朝の鏡劍製作の物語に於いて、イシコリドメとアメノマヒトツとの子孫を其の製作者としてあるのは、鏡について岩戸がくれの説話と照應させる必要があるのと、劍工としての、フトダマの命の配下の神の名を出さうとしたののため、此の二神の名を列擧したのである。

附記。テオキホオヒ、ヒコサシリの二神は、其の名が工匠たることを示すものであることから考へて、何人かの造作したものと推測せられるが、アメノマヒトツの神はそれとは違つて、直接に金工たることを示す名では無く、又た播磨風土記に此の名を用ゐた物語のあることから考へると、それが神として崇拜せられたものであるかどうかは別問題として、民間説話などに由来はあるらしく、それが採られて金工の名となつたのである。さうして、これらの神の名の現はれてゐる最古の文獻、即ち書紀の、一書の物語が、上に述べた如く、忌部氏から出たものであることを思

ふと、これらの神を作り、又は民間説話から取入れたのは、多分、忌部氏であつたらう。たゞ何故にアメノマヒトツを金工としたかは明かでないが、目の一つであるといふことが鍛冶のしごと、何等かの聯想があつたからと考へられる。因に一言する。古事記の岩戸がくれの物語には、鍛人天津麻羅をまぎてイシコリドメに鏡を作らせたとあるが、鏡は鑄冶するものであつて鍛冶するものではあるまいから、此の話は少しく奇怪である。「取金山之鐵」とある鐵の字はカネの語を寫したままで、あつて字に意義は無からうと思はれる。或は鍛人云々の語に引かれて此の字が用ゐられたのかも知れぬが、此の話に於いて、作られたものが鏡であることは、いふまでも無い。ところが、同じ物語を記してある書紀の第二及び第三の「一書」には、鏡作の祖をアメノヌカドとしてあるから、古事記の説とこれとを對照して考へると、鏡作の祖先の名には何等かの變化があつたらしい。試に臆説を述べるならば、初にはそれがアメノヌカドとせられてゐたのであつて、イシコリドメはそれとは別に、刀劍などの鍛冶工として語られてゐたのであるが、兩方とも金工であるために互に混淆し、或は古事記の説の如く鍛冶工イシコリドメを鏡作の祖とし、従つて鍛

人麻羅をそれに關係させるやうな説も現はれ、或は書紀の第三の「一書」の如くイシコリドメをアメノヌカドの子として二人を結合するやうなことも行はれたのではあるまいか。イシコリドメが初から鏡の作者として語られてゐたものであつたとも見られようが、さうすると鍛人天津麻羅に關する古事記の説の出たのが解し難い。鍛人は鏡に縁が無いのであるから、鍛人が此の物語に現はれてゐるのは、鏡のためでは無くして、イシコリドメに伴つて入つて來たものと考へられる。書紀の第一の「一書」にはイシコリドメを冶工とし鏡を鑄造させたことにしてあるが、此の「一書」が晩出のものであることは、上に説いたところでも知られるのであるから、これは、かういふ變化の既に生じた後に書かれたものであらう。第二第三の「一書」とも新しいものではなく、第二のは、既に述べた如く鏡に小瑕があるとしたことの外にも、玉ぐしを採らせたものに野つち山つちが現はれて、家々の祖先神の間に宗教的信仰の神、人格の無い神が入り込んでゐる點に於いて、又た第三のは、中臣氏の遠祖としてコゴトムスビの神の名、阿波の國の忌部の祖としてアメノヒツシの名が現はれてゐる、玉作の遠祖をイサナギの命の子としてあるのみならず、スサノ

ヲの命についても、笠簀を着て家を求めたといふ特殊の話が附け加へられ、又た話の順序が普通のと顛倒してゐる點に於いて、何れも晩出のものであらうと思はれるが、其のうち、古い分子が遺存してゐるものと推考せられる。ヌカドの意義は余には解しかねるが、イシコリドメの名は鏡作りとしても刀劍工としても、いひかへると鑄冶工としても鍛冶工としても、支障が無いやうであるから、かういふ混淆が起り得たのであらう。或は又た、此の變化の裏面には鏡作部の鍛人に對する勢力問題などが潜んでゐるかも知れぬ。ところで、拾遺はイシコリドメを鏡作りとする説をとり、それと並んで新に鍛冶工としてのアメノマヒトツを挙げたのである。此の名の初めて現はれた書紀の「一書」では、單に作金者とあるのみであるから、鏡などの鑄冶工か刀などの鍛冶工かわからぬが、それが忌部家の説であつたとすれば、後の拾遺に現はれた如く、やはり鍛冶工として語られてゐたのであらう。さて、余は上文、地方の忌部のことをいふ場合に忌部氏の部下といふ語を用ゐたのであるが、このことについては更に一言を加へて置きたい。拾遺の記載によれば、地方の忌部にはそれぞれ祖先神があつて、それらは何れも忌部氏の祖先神フ

トダマの命の部下とせられてゐるが、其の子孫とも同族ともせられず、血統関係のあるものとはせられてゐない。これは、勿論造作せられた系譜ではあるが、かういふ系譜の作られたのは、事實に於いて、朝廷の忌部氏も地方の忌部も彼等を互に同族として考へてゐなかつたからであるに違ない。拾遺には、忌部氏自身のことをいふ時、必ず齋部の文字を用ゐ、又た其の家を示す場合には概ね氏の字を書きそへてあるが、地方の忌部をば必ず忌部と書き、又たそれには決して氏の字を添へない。(本によつて地方の忌部のことをいふ時に齋の字が用ゐてある場合があるが、さうなつてゐるところが本によつて一致してゐないのを見ると、これは誤寫であらう。卷首の地方の忌部の祖を列記したところには、どの本にも一樣に忌の字が書いてあることによつて、それが知られる。)齋部の文字の用ゐられたのは延暦二十二年三月に忌部宿禰演成等が忌部を改めて齋部としたからであるが、地方の忌部もやはり忌部を氏の名とし、其の中には連または宿禰のカバネを有つてゐるもの(上にも一言した續紀神護景雲二年七月の條に見える阿波麻殖郡の忌部)もあつたに拘はらず、それが京の忌齋部氏と區別して取扱はれたのは、やはり同族とせられてゐ

なかつたからであらう。本来、イミといふ語はほゞ今日の學術上の用語としてのEtosに相當する禁忌の義であり、職掌として神事祭祀に關與するものがイミ部と稱せられたのであるが、民間信仰に於ける一般巫祝の徒がかういはれたのでは無く、朝廷の制度として置かれた神職に限つた名稱である。かういふ神職の由來は、いふまでも無く、民間信仰に於ける巫祝にあるのであるが、彼等をイミ部と呼んだ例は曾て文獻の上に見あたらず、記紀を見ても皆な祝とか巫とか巫覡とか書いてあるので、それはハフリとかカミコ又はカミナギとかいふ語にあてられたのであらう。又た法令や續紀以後の國史に於いても、地方の神社の神職は祝とか禰宜とか神主とかいはれてはゐるが、イミ部とはせられてゐない。たゞ、古事記の神武天皇の卷に忌人といふ名が見えてゐて、それも神事に與るもの、一般的稱呼を採つたものかと思はれるし、物忌といふ神職の名のあつたことも神祇式などによつて知られるが、イミ部といふ名は一般的には決して使はれてゐない。それは恰も中臣と同様であるので、ナカツオミといふ語は、多分神人の中介者といふ意義であらうと思はれるが、(中臣氏の家傳に「相和人神之間、仍命其氏曰中臣」とあること参照)そ

これは決して一般巫祝の徒の稱呼では無く、朝廷の神事を司るものゝ名であつた。中臣氏も忌部氏も此の職掌が世襲的になつたために生じた家であるが、それは後に詳しくいふこととして、忌部については、地方に其の名を稱するものが上に列擧した諸地方に限られてゐることも、亦た之を證する。さすれば、忌部と稱する以上、朝廷の忌部氏と何等かの關係が無くてはならぬが、上に述べた如く同族で無いことは明かであるから、それは忌部氏の部下であつたとする外は無いのである。ところで、忌部氏と地方の忌部との此の關係は、太宰府のを除く外は大化改新の前に存在してゐたはずであるが、其の後とても因襲的に或る程度の聯絡は保たれてゐ、それによつて昔の状態も知られてゐたのであらう。それ故にこそ、拾遺に見えるやうな物がたりが作り得られたのである。特に、伊勢神宮と新に設けられた太宰府とにゐる忌部は、いはゞ神祇官に於ける忌部氏の職務を代行するものであるから、其の間の關係は、少くとも其の初に於いては、可なり密接であつたと推測せられる。これは、阿波や讃岐や紀伊の忌部の如く、特殊の産物の上から忌部氏と關係を有するのみであり、又た一般的の地方行政體系に組込まれてしまつてゐる土地に

ゐるものとは、様子が違ふのである。なほ、拾遺に説いてあるやうに、安房の神戸に忌齋部氏のあるのが事實であつたとすれば、それは此の神をフトダマの命としたためであつて、忌部氏の特種の意圖によつて、その神戸の或るものに忌齋部を名のらせたものであらう。他の地方の忌部とは違ひ、こゝにのみは、齋部氏としてゐるのも、此の故である。話の上では阿波の忌部に由來するものゝやうに語られてゐながら、神戸のことを記す場合に斯う書いてあるのは、物語が架空の物語であることを示すものである。

さて、血族關係の無いものが同じ氏の名を冒すことは、忌部氏の競争の相手である中臣氏に於いても、また其の例がある。これは大化改新以前の狀態としては明かにわからぬが、伊勢神宮の神職としての中臣は、忌部と同様、そのころから朝廷の中臣氏の部下であつたはずであり、改新以後の太宰府の中臣もまたさうであつたに違ない。道鏡の問題で有名になつた中臣習宜阿曾麻呂は太宰府の主神であつたが、これは或は世襲的に太宰府に勤務してゐた中臣であつたのでは無からうか。よしさうで無いにしても、阿曾麻呂の地位は明白であるが、これは中臣を冒しなが

ら朝廷の中臣氏とは全く血統關係を有つてゐない別の家である。姓氏録を見ると、中臣習宜朝臣の家は、中臣熊凝朝臣、中臣葛野連など、共に、何れもニギハヤヒの命の後としてあり、コヤネの命の後となつてゐないので、このことが推測せられる。系譜を作るに當つて朝廷の中臣氏と別の家であるやうにしたのは、上に地方の忌部について述べたと同様、事實、同族で無かつたからだと思ふべきであらう。さすれば、それらが中臣の名を有つてゐたのは中臣氏の配下のものであつたからに違ない。奈良朝に於いて中臣の氏を稱しながら中臣氏と血族關係の無いものは、なほ他にも例があるが、それが如何なる事情でさうなつてゐたかは、ほゞ推測のできるものもあり、不明なものもある。中には、中臣氏に勢力があつたため、それに資縁するを利とするやうな考から出たものもあらう。一二の例を擧げて見ようなら、續紀天平十一年正月の條に中臣殖粟連といふのが見えるが、姓氏録に「大中臣同祖」と記されてゐる殖粟連は即ち其の家であらうから、これは何の時に中臣の二字を除いたものであらう。然るに、天平寶字八年七月の條に「殖粟占連昨麻呂訴請除占字、許之」とあり、占が中臣氏と關係のあるものであること（後文參照）を思ふと、これ

も同じ家であつて、中臣を除いたのは此の年よりも前のことらしい。ところが、ずつと前の和銅二年六月の條に「殖粟物部名代賜姓殖粟連」と見えるのも、やはり別の家ではあるまいから、此の家はもと殖粟に住んでゐた物部の部民であつたのが、後に何等かの事情で中臣氏に結びつき、それによつて「占」の一字を加へ、また或時には中臣の名をも冒し、従つて其の系譜をも中臣と同祖であるやうに作つたのであらう。何故に中臣氏に結びついたかはわからぬが、神事の關係からであつたらしいことは、占連と稱したことがあるので知られよう。又、姓氏録に見える伊香連も大中臣同祖としてあるが、古風土記に出所のあるらしい帝王編年紀所引の「古老傳」に此の家の由來として近江の伊香小江の天女の物語を記してあるのを見ると、氏の名は地名から出てゐるのであり、また天女の生んだ子といふのであるから、中臣氏とは何の緣故も無いものとして傳へられてゐたことがわかる。それが中臣氏と結びつけられたのは、此の家が伊香具神社と關係があつたので、神職としての緣によつたものかと想像せられ、さうしてそれは、さうすることによつて中臣氏に結びつくことが便利であつたからに違ない。事實としては、中臣氏の血統に屬して

ゐるものではない。(姓氏録に見えるところでは、この家は中臣を氏の名とはしてゐないが、系譜からいへば中臣氏の同族としてあるのであるから、中臣氏を冒してゐるものと同様に取扱ふのが當然であらう。) 又た中臣伊勢連といふのがあつて、これも姓氏録にはアメノソコタチの命の子孫のアメノヒツキの命の後とあり、伊勢風土記には其のヒツキの命をアメノミナカヌシの神の後としてあつて、何れにしてもコヤネの命の家とは違つてゐるやうに系譜が作つてあるから、中臣氏の血統では無い。それが何故に中臣氏を冒したかは明かでないが、上記の例から類推すれば、ほゞ其の理由が想像せられるやうである。此の家は、天平神護二年十二月に朝臣となると同時に、中臣の名を除いてゐるが、上に記した中臣熊凝朝臣も天平十七年八月に中臣を除いてゐた。中臣氏との関係にも變遷があつたらしいが、これも権力に依附するものには有りがちなことである。何れにしても、中臣氏を稱するものは、中臣氏の血縁のあるものに限らぬといふことゝ、何等かの點で中臣氏の勢力の下に立つてゐたものであるといふことゝの例にはなる。(何等の血統關係の無い家々が同じ氏の名を有つてゐたことについては、なほ後に述べるであら

う。) 忌部氏と地方の忌部との關係は、少しも曖昧の點が無く、すべてが明白であり、其の數も極めて少いが、それは忌部氏が中臣氏ほど勢力が無かつたため、事實上、關係のあるものゝ外は忌部の名を冒さなかつたからであらう。のみならず、大化改新以前の因襲によつて忌部氏と或る聯絡が保たれてゐた地方の忌部も、法制の上ではもはや其の部下では無くなつてゐるのであるから、もとの部下が忌部の名を負うてゐるにしても、それと忌部氏との關係が何時までも持續せられるか、又は益濃厚になるか、或はそれに反して稀薄になるかは、一に忌部氏の實際の勢力の強弱によることである。だから、忌部氏の勢力が微弱であつたとすれば、此の關係は漸次薄らいで來たことゝ思はれる。地方の忌部が獨立のカバネを賜はるやうになると、それはもはや京の忌部氏の下風に立たなくなつたのではあるまいか。是に於いてか、京の忌部氏は其の家の誇りを過去の物語に於いてする外は無かつたのである。古語拾遺に記載せられたいろ／＼の物語が作られたのは、此の點から見ても當然である。

然らば、忌部氏と中臣氏との地位や勢力は初から其の間にかういふ懸隔があつ

たのであらうか、或は何等かの事情のために中ころから中臣氏の権力が強くなたのであらうか。拾遺の作者は、本来二氏は同等の地位にあつたものであることを力説し、或はむしろ忌部氏が中臣氏の上にあつた如く説きなさうとさへしてゐるが、それはどれだけ信用せらるべきであるか。これが研究すべき問題である。そこで、再び拾遺の記載に立ちもどつて考へてみるに、岩戸がくれの物語に於いて、「太玉命天兒屋命共致其祈禱焉」と書いてあるのは、ほゞ書紀の本文から出てゐるのであるが、原文には「コヤネの命を前にしフトダマの命を後にしてある其の順序を轉倒させてゐ、又た太玉命以廣厚稱詞」とあるのは、書紀の第三の「一書」の「天兒屋命……廣稱辭祈啓矣」を改作し、コヤネの命をフトダマの命にかへたものであり、此の「一書」については後文参照、なほ別に「令太玉命捧持稱讚、亦令天兒屋命相副祈禱」といつてあるのは、フトダマの命を主にしコヤネの命を副としたので、これは拾遺の創意である。さうして、後の二つはフトダマの命に祝詞をのべさせてゐるのであるが、これは明かに記紀の物語とちがつてゐる。古事記と書紀の本文とは、コヤネの命とフトダマの命とを同等に取扱つてはゐるが、其の職掌については、前者に祝詞

をのべさせ、後者にみてぐらを持たせてあるし、書紀の第二及び第三の「一書」に於いては、この話の全體がコヤネの命を主とした書き方であり、フトダマの命はたゞ、にぎてを作り、もしくは捧げ持つたのみのものでしてある。それから、皇孫降臨の物語に於いて「天兒屋命、太玉命、天鈿女命、使配侍焉」と拾遺に書いてあるのは、上に述べた如く古事記や書紀の「一書」の説の「イシコリドメとタマノオヤとを省いたものであり、使配侍焉」の語も書紀から取つたものであるし、又た其の次に「汝天兒屋命太玉命、宜持天津神籬、降於葦原中國、云々とあるのも、書紀の別の「一書」の文を其のまゝ、轉寫したものであるが、其のあとで上にも引いた如く二神の勅語として「宜太玉命、率諸部神、供奉其職、如天上儀」といひ、コヤネの命を除外してあるのは、それと矛盾してゐる。又た、神武天皇の時の説話として「令天富命、率供作諸氏、造作大幣、訖天種子命天兒屋命之孫、解除天罪、國罪、事具在中臣禊詞」とあるのは、トミの命を第一に擧げたところに意味はあるが、職務についてはそれとタネコの命とを對等に取扱ひ、同じ地位のものとして分掌させてある。然るに、其の次の「爾乃立靈時於鳥見山中、天富命陳幣祝詞、禮祀皇天、徧秩群望、以答神祇之恩焉」に至つては、靈時云々に於いて神武

紀の記載と其の文章とを取り又た「郊祀天神、申大孝」とか「祭皇祖天神焉」とかいふ書紀の支那式文飾を更に發展させて「禮祀皇天」以下の文字を作り出して來てゐるに拘はらず、トミの命をして祝詞を述べさせてゐるのであつて、これは書紀には全く見えないことであり、上記の岩戸がくれの物語に於ける拾遺の説と同じ精神がそこにはたらいてゐる。拾遺には、かういふ風に、中臣忌部二氏の祖先神の物語に於いて記紀と同じことがあると共に、それと齟齬し矛盾してゐる話もあるのであるが、後の方のも其の文章なり着想なりが記紀特に書紀のを本にしてそれを變改潤色したものであるから、これは決して古い傳へでは無く、記紀の編述後に作られたものに違ない。書紀の本文と一書とを改作してつなぎ合はせ、それに新しく造作したことを加へたため、岩戸がくれの場合の祈禱の記事が三重になつてゐるのも、此の故である。皇孫降臨の物語に於いても、書紀の「一書」の文と自家の創意とを結びつけたため、コヤネ、フトダマの二神に對するものと、フトダマの命のみに對するものと、勅語が二重になつてゐる。(忌部氏とは直接の關係のないことについてもこれと似たことがある。オホナムチの神の服従の記事は書紀の本文の一節を其

のまゝ取つたのであるが、別にオホモノヌシの神の名で記されてゐる同じ時の話を、一書から取つたところがあるため、同じ場合に於ける同じ神が二つの名になつて現はれ、其の間に何の聯絡も無いやうに見えるのも、其の一つである。岩戸の物語で鏡の鑄造が二ヶ所に記されてゐるのも、亦た同じ理由から來てゐる。書紀を本にして書かれたために、かういふことが起つたのである。)とすれば、拾遺のこれらの記載は既に述べた種々の説話と同様、忌部氏の主張を物語に假託したものに過ぎない。さうして、フトダマの命やトミの命に祝詞を述べさせてゐるのが、歴史的事實として知られてゐる忌部氏の職掌と矛盾してゐるのを見ると、これは中臣氏の任務を物語の上に於いて忌部氏が奪つたものであり、そこに自家の權威を立てるために中臣氏を抑へようとする特殊の意圖が明かに現はれてゐる。上に引いたことのある、オホナムチの神の服従の條の、書紀の「一書」に、フトダマの命とコヤネの命とを共に祭祀に與るものとしながら、フトダマの命を其の主位に置いてあるのが、果して忌部氏から出た物語であるとするならば、拾遺の上記の態度は由來が頗る古いといはねばならぬ。たゞ、こゝに一つ、拾遺の作者の注意を逸したこと

がある。古事記の岩戸の物語では、尻久米繩を岩戸から出現せられた大神の後に引きわたしたものはフトダマの命となつてゐて、それは忌部氏が宮殿に關する祭祀を管掌するところから出た構想であらう。尻久米繩は宮殿に用ゐられたものと思はれるからである(拾遺に「以日御綱今志利久廻懸其殿」とあること参照)。ところが書紀には「中臣神忌部神則界以端出之繩、乃請曰勿復還幸」とあつて、それに中臣神を加へてある。拾遺は此の書紀の文をとつて「二神俱請曰復還幸」とし、繩の話は上にも引用した如く大神のために建築した宮殿のしつらひに移しながら、そこにも「天兒屋命太玉命」と連記してある。忌部氏の所管のことにまで中臣氏を參與させたやうなもので、上記の態度とは矛盾するが、これは古事記をとらずして書紀によつたために生じた偶然的失錯であらう。

そこで更に溯つて記紀の所傳を見ると、上に述べた如く、岩戸の物語に於いて、コヤネの命とフトダマの命とを同等に視てゐる古事記及び書紀の本文の説と、コヤネの命を主としフトダマの命を從屬的地位に置いてゐる書紀の二つの「一書」の説とがあるから、其の何れが此の物語の原形であるかを決めねばならぬ。此の中で、

書紀の第三の「一書」は上にも述べた如く舊辭としては晚出の異本であるらしいが、そこには重要な點で古事記や書紀の本文の所傳とは違つたところがある。大神が岩戸を細めにかけてみそなはしたのは、ウズメの命の舞踏とそれを見てゐた諸神の笑聲とから生ずるとよめきのためであるといふのが古事記などの説であるのに、此の「一書」はそれをコヤネの命のたゞへごとの美しいためとしたのである。従つて、ウズメの命の舞踏の話は全く無く、命の名すらも記して無い。これが古い傳へで無いことは、ことばの美しさをめるといふ思想そのものからも知られ、さうしてかういふ變改を古傳に加へたものが中臣氏であり、自家の職掌の尊嚴を示すために企てられたものであることも、亦たおのづから推測せられるので、それは、スサノヲの命にはらひを科するについてコヤネの命に太諄辭を宣らせてあることによつて、一層明かに知られるであらう。これは、中臣氏が大祓の祝詞を宣る風習であり、それが家の誇であつた事實に本づいて、構想せられたものに違ないからである。ところが、此の書に於いて、コヤネの命を諸神の主位に置いてあるのみならず、フトダマの命が其の指揮の下にあつたやうに書いてあるのを見ると、そこに

中臣氏が忌部氏を自家の下位に置かうとする意圖のあることが知られる。これは恰も拾遺に於いて忌部氏が企てたところと同じであつて、中臣氏は既にそれを書紀の完成前に行つてゐたのである。第二の「書」はこれほどに形迹が明かでは無いけれども、祭祀を行ふものは獨りコヤネの命とせられ、フトダマの命は幣帛を捧げる職掌をも奪はれて、たゞそれを作るものとなり、ヌカドやトヨタマと同地位に降されてゐるのであるから、これも亦た中臣氏によつて潤色せられたものかも知れぬ。しかし、中臣氏が斯かる造作をしたといふことは、必しも古事記などの説の如く、中臣氏と忌部氏とが本來同等の地位であつたといふ證據にはならないから、上記の問題については種々の方面からの考察を要する。先づ兩氏の地位をカバネによつて考へるに、中臣氏は連であり忌部氏は首であるが、此の二つのカバネが其の本來の意味に於いて高下の差を有するものであるかどうかは別問題として、歴史的事實の明かに知られる時代では、連が首より高い地位として考へられてゐたことに疑はあるまい。天武天皇の時に忌部首子人(子首)に連のカバネを賜はつたので、弟の色弗と共に悦び拜したとあるのを見るがよい(これは多分壬申の亂

の時の功によつて々あらう)。其の後、所謂八色のカバネを定められた時には、中臣氏には朝臣、忌部氏には宿禰を與へられたので、一度中臣氏と同等になつた忌部氏は逆もどりをして復た中臣氏よりは地位が低くせられたが、これも古くからの家格によつたものと推測せられる(此の時、如何なる標準によつて諸氏をそれ／＼のカバネにあてたかは、不明な點もあるが)。次には、既に述べたやうな兩氏の職掌であるが、これも祝詞をよむこと、幣帛を捧げること、の本來の意味に於いて、其の間に輕重高下があるかどうかは、やはり別問題として、神代史の物語に於いては、明かに前者を祭祀の主なる務としてゐる様子が見えるから、これらの物語の作られたころには、さう考へられてゐたらしい。(だから、此の物語に於いてコヤネの命とフトダマの命とを同等に取扱ふことは、物語そのもの、精神に背いてゐる。)さすれば、この點からも中臣氏の地位が高かつたことが知られる。踐祚の場合の二氏の職掌についても、また同様に解すべきものであらう。神寶としての鏡劍を忌部氏が上るといふのは、幣帛を取扱ふ家であるところから生じた規定であるらしく、鏡が(或は場合によつては劍も)みてぐらに用ゐられる習慣のあること、中臣氏が

此の場合にも壽詞を奏することゝからかう推測せられる。ところがかういふ地位の高下は中臣と忌部との名稱の上からも亦た考へられるやうである。イミベの「ベ」は、明かにそれが一人に對する稱呼で無いことを示すものであるが、ナカツオミにはさういふ意味が見えないから、これは其の初に於いて、忌部と稱せられた神事に關與する一團と中臣と稱せられた一人とが朝廷に置かれてゐたことを示すものである。さうして、かういふ組織に於いては、中臣は忌部の上に立つものであると解すべきでは無からうか。ところが、此の一團の忌部の中におのづから其の長上となるものが生じ、それが世襲になつたため、其の家は忌部を氏の名とするやうになつたのではあるまいか。忌部といふ名の意義と、それが或る家の氏の名となつてゐることゝを對照し、さうして神事に預るものゝ長上には中臣氏があることを考へると、かう解する外はあるまい。これは恰も後に卜部の間から卜部氏の現はれたことゝ同じである。卜部は神祇官に於いて卜を掌るものゝ稱呼であり、令の定員では二十人あるが、多分、神祇官設置の前から中臣氏の部下として同じ職掌を有つてゐたものがさう呼ばれてゐたのであらう。(書紀の「一書」に、天兒屋命

主神事之宗源也、故傳太占之卜事而奉仕焉」とあり、垂仁紀に注記せられてゐる一書の説にも、仰中臣連祖探湯主而卜之と見える。卜は本來中臣氏の管理に屬することであつたために、かういふ話が作られたらしい。古事記の岩戸がくれの物語にコヤネの命フトダマの命に占はせたとあるが、フトダマの命をこゝでいふのは、次にいふやうに、物語の原の形では無い。正倉院文書の大寶二年の筑前嶋郡川邊里の戸籍に卜部を稱するものが見えるが、其の附近に中臣氏の部民のあつたらしいことが同じ戸籍によつて推測せられ、續紀和銅二年六月の條の志斐連に關する記載もまたそれを證するものであること、天平十八年三月の條の鹿島連に關する記事を見ても中臣部と占部とが結合して取扱はれてゐること、なども亦た参考せられる。これらの卜部を稱するものは多分中臣氏の部民のうち、特に卜部についての所屬と定められたものであつたらう。(中臣氏の部民のこと、志斐連や鹿島連のことについては、後に詳説する。)此の卜部は、いふまでも無く、地位の低いもので、あるが、中臣氏の特殊の任務であつた大祓の儀式には下僚として參加することが既に神祇令にも見えてゐ、それから後には其の職務の範圍が漸次擴大せられたらし

く、神祇式によると種々の神事にも關與するやうになつてゐる。しかし、それが神祇官の下僚としての官職の名であることには變り無く、其の採用法も神祇式に見えてゐるが、齊衡三年に卜部雄貞業基等に占部宿禰の姓を賜はつたことが文徳實錄に見えるから、何時しか彼等の間に其の長上ともいふべきものがおのづから生じ、それが世襲的になつて、卜部を家の名とするやうになつて來たのであらう。昔の忌部から忌部氏の生じた事情は、これからも類推せられる。以上の考證で、忌部氏は本來、中臣氏より地位の低いものであつたことが、ほゞ明かにせられたであらうと思ふ。中臣氏が政治的に有力な家となつたことが、もし皇室の地位に政治的のそれと宗教的のそれとがあることに關係のあるものであるならば、これも亦た中臣氏が朝廷の神事を主宰する家であつたことを示すものではあるまいか。忌部氏が中臣氏よりやゝ劣つた家柄であるといふことは、既に宣長なども説いてゐるし、日下部勝阜の如きは頗る痛烈に忌部氏を抑へてゐるが、余はそれを上記の如く考へる。さすれば、岩戸がくれの物語に於ける古事記の説の如きは、忌部氏側の潤色を経たものによつてゐることが知られるやうである。忌部氏が既に中臣

氏と共に朝廷の神事を掌る家となつた上は、中臣氏に對して對等の地位を要求するやうになるのは自然の勢であるから、はじめに作られた神代の物語に於いてフトダマの命がコヤネの命の下位に置かれてゐるのに、不満を抱き、かういふ造作を加へたものらしい。書紀の本文が、コヤネの命とフトダマの命とを同等に取扱つてゐるのは、古事記のやうな説を採用したからであらうが、それには又た天武朝に川島皇子等を委員として編纂に着手した國史の記事が、書紀に傳へられてゐるといふ事情もあるのでは無からうか。天武紀によれば、此の時の編纂委員には忌部連子首と中臣連大嶋とが加はつてゐたから、其の間に兩氏の祖先の地位に關する或る妥協が行はれたのでは無からうか、と推測せられるからである(天武紀には、大嶋子首親執筆以録焉とあるから、所謂子首が忌部子首であるならば、此の推測は一層強められるが、當時の委員には別に平群臣子首があつて、大嶋と共に筆を執つたものは、多分、平群臣らしい)。

ところが、奈良朝になつても、事實、忌部氏は中臣氏よりも地位が低かつた。續紀を見ると、中臣氏のものには屢、神祇伯もしくは大副に任命せられてゐるのに、忌部氏

には稀に少副に上つたものがあるのみであるが、これは古くからの因襲的地位が然らしめたのであらう。(拾遺に孝徳朝に齋部作賀斯が神官頭になつたとあるのは、事實であるかどうか、明かでない。天智紀に御史大夫とか學職頭とか、後の令には見えない官名が記されてゐることから類推すれば、孝徳朝には後の神祇伯が神官頭といはれてゐたかも知れず、繼體紀、欽明紀、皇極紀などに神祇伯の文字の見えるのは、事實の記載では無いから、此の推測の妨にはならぬが、しかし、持統紀八年の條に神祇官の頭とあるのは官名では無くして、五年の條の神祇官長上と同じく、ただ神祇官の上首といふ意味であることが、四年の條に神祇伯の名が見え、又た官名として國守があつたと思はなければならぬ八年の條に國司について頭といふ文字の用ゐられてゐるのでも、推知せられるから、神官頭も官名ではあるまいと思はれる。それはいづれにしても、忌部氏のものが神祇官の長官になつたことの眞否は、これとは別に考へて、やはり不明である。持統紀などの例から推測すると、神官頭といふ稱呼を用ゐたことには古傳の面影が見えるやうでもあるが、元號を白雉とせずして白鳳とした點に問題があり、又た上に述べた如き續紀に見える神祇伯

任命の慣例とも一致しないから、拾遺の説を信用するには躊躇せられるのである。)のみならず、忌部氏は何事につけても中臣氏の下風に立たねばならないやうになり、従つて斷えず不平であつたやうに見える。續紀天平七年七月の條に、依忌部宿禰虫名鳥麻呂等訴、申檢時々記、聽差忌部等爲幣帛使、とあるのも、天平寶字元年六月の條の伊勢大神宮幣帛使は中臣朝臣に限るといふ法令に參照して考へると、やはり中臣氏に對する抗議であつたらう(天平寶字元年の法令については拾遺の愁訴第十一條參照、これが實行せられなかつたことは、續紀の此の年より後の記事によつて明白である)。拾遺に記された中臣氏の專横に關する幾條かの愁訴のうち、當時の状態として記されてゐることは、何れも事實と考へられる。中臣氏は歴史的に傳へられた其の地位と、藤原氏に權勢があつた關係とから、忌部氏に壓迫を加へたのであらう。日本後紀大同元年八月の條に見える中臣忌部兩氏の争は、それが益、激しくなつたことを示すものらしく、終に古語拾遺の述作上聞となつたのである。さて、奈良朝以後に於けるかういふ事情の下に於いて、忌部氏が中臣氏に對抗するには、其の主張の根據を過去の歴史に置く外は無かつたのである。現在の狀

態としては弱者の地位にあるが、實力によつて自己を優越の地位に進めることができないものは、過去の光輝を借りるより道が無いのである。況や、家系を誇示することが一般の風であり、又大同元年の二氏の争議に對する勅裁に神代紀が準據とせられてゐる如き狀であるに於いてをやである。是に於いてか、忌部氏は上記の如く記紀の古物語に幾多の改作を加へたのである。拾遺に、至於小治田朝、太玉之胤、不絶如帶、とあるのは、支那の傳記家の慣用筆法たる、中微不顯と同じであつて、祖先を顯榮の地位に置いたところから生じた欺瞞の手段に外ならぬのである。が、改作は更に系譜の上にも及んでをり、さうしてそれにも中臣氏に對する抗争の態度が見えるやうである。

古語拾遺の卷首には忌部氏の家系が説いてあつて、先づ天地割判の初にアメノミナカヌシ、タカミムスビ、カミムスビの三神が順次に現はれたといふ話を載せ、忌部氏を此のタカミムスビの神から出たものゝやうに書いてある。記紀には忌部氏の祖をフトダマの命としてあるが、此の書では此の命がタカミムスビの神の子となつてゐるので、それは記紀よりも更に一段溯つて其の父を設け、さうしてそれ

をタカミムスビの神としたのである。これは、大伴氏の祖として記紀に記されてゐるアメノオシヒの命を此の書に、やはり、タカミムスビの神の子としてあると同じく、次第に其の家の起源を遠くしていつたのであつて、それは一つは、記紀の神代史に見える神々を祖先とする家々の系圖が、何の家の中でも、後になるほど漸次上方に添加せられたのと一般であるが、また一つは、其の家を皇室の御祖先と結びつけようとするところからも來てゐるらしい。忌部氏について此の第二の理由があつたことは、拾遺に、ニ、ギの命の母とせられてゐるタクハタチ、ヒメの命がフトダマの命と共にタカミムスビの神の子であるといふ話を第一に記してあることから、また、タカミムスビの神をカムロギの命とし、それに對してカミハスビの神をカムロミの命と稱してあることから、推測せられる。(オシヒの命は姓氏録では、タカミムスビの神の五世または六世の孫となつてゐるが、系譜の精神は大伴氏をタカミムスビの神の子孫としたところにあるので、世數の如きはさしたる問題では無い。又、タカミムスビ、カミムスビ二神は初から皇祖神として神代史に現はれたのでは無く、タクハタチ、ヒメをタカミムスビの神の女としたのも此の

考が繼承せられたのであり、外戚としてそれを取扱つたのであるが、神々の系列の最初に置かれ、特にそれがムスビといふ名を有つてゐるため、すべての神々を血族關係でつなぎつけようとする傾向の強められると共に、おのづから皇祖神として視られるやうになつたものらしく、さうしてそのことは顯宗紀に現はれてゐるか、書紀編纂前に既に生じてゐた思想である。なほ、カムロギ、カムロミの原義も皇祖神といふことでは無かつたらうと思はれるが、後には、さう考へられるやうになつたらしい。ところで、拾遺には忌部氏の家系をかう説いたに對し、中臣氏の祖をばカミムスビの神としてあるので、それが何の意味であるか、問題になる。が、このことについては別に考へねばならぬことがあるので、それは此の書の異本にはタカミムスビ、ツハヤムスビ、カミムスビの三神をアメノミナカヌシの神の三子とし、さうして、タカミムスビの神をカムロギの尊とし、忌部氏の祖とすることは同じでありながら、それに對するカムロミの尊、また中臣氏の祖はカミムスビの神では無く、ツハヤムスビの神としてあるからである。類聚神祇本源やそれと密接の關係のある元々集やに引いてあるのも、やはり、かうなつてゐるが、此の變異は傳寫の

間に生じた訛誤などでは無くして、何れか、故意に變改せられたものに違ないから、その何れが廣成の原本の記載であつたかを考へる必要がある。ツハヤムスビといふ神をタカミムスビ、カミムスビ二神と同列に置くことも、それらをアメノミナカヌシの神の子とすることも、勿論、古くからの傳へでは無く、それはツハヤムスビといふ神を特に作り出したのと、やはり神々に血族關係をつけようとする傾向とから生じた、新しい構想である。又、タカミムスビの神は記紀の神代史に於いて既に男性とせられ、カミムスビの神は女性の地位に置かれてゐ、さうして此の二神は古くから對稱せられてゐるのであるから、それをカムロギ、カムロミとするのは自然であるが、タカミムスビのカムロギに對してツハヤムスビをカムロミにあてるのは殆ど意味をなさぬものであることをも考へるがよい。けれども、姓氏錄に中臣氏の祖先をツハヤムスビの命としてあること、續紀天應元年七月の條に見える栗原勝子の上言に中臣氏の遠祖をアメノミナカヌシの命としてあることとを考へ合せると、やゝ不確實な推測ではあるが、かういふ系譜が奈良朝末には既に作られてゐたらしくも思はれる。中臣氏の第一祖はアメノコヤネの命とせら

れてゐたが、後に其の父としてコトトムスビといふ神が作られ、書紀の「一書」には早く既にそれが現はれてゐる。ツハヤムスビは更に其の上の祖神として後から附加せられ、ムスビといふ名の類似からタカミムスビ、カミムスビと同列に置かれ、さうしてそれらが共にアメノミナカスシの神の子とせられたのであらうが、それは奈良朝時代の造作であつたかも知れぬ。もし果してさうとすれば、拾遺の書かれたころには、既にかういふ中臣氏の家系が世に存在したのであるから、此の書の原本では、異本の記載、即ち類聚神祇本源や元々集やに引用せられた通りになつてゐたと見るべきものゝやうである。中臣氏をカミムスビの神の裔とした系譜は他に所見が無いことも、亦た此の意味に於いて参考せられよう。が、翻つて考へると、さうばかりは速断せられない。春日神社の祭神に於いて明かな例の見られる如く、宗教的儀禮として中臣氏が祖先を祭る場合には、其の祖先はコヤネの命であつて、コトトムスビなどでは無く、又た延喜六年に中臣氏が本系帳を上つた時の解状に「爰自居々登魂命以往、本記雖存、朴略不詳、從太祖天之兒屋根尊以來、父子相承、……」とあつて、中臣氏自身が延喜のころでもコトトムスビの命までは不明瞭なものと

してゐるのを見ると、上記のやうな系譜が大同のころに於いても世上に知れわたつてゐる一般に承認せられてゐたとは、必しもいひ難い。又た、中臣氏をカミムスビの神の裔とした系譜が世間に存在せず、さうして後世になつて拾遺の本文がかう變改せられたとすれば、それは何等の據るところも無くして全然虚構せられたことになるが、それも信じ難くはあるまいか。何故に後人がかゝる虚説を作り、それによつて古書の上にかゝる變改を行つたかの理由が、説明せられないからである。けれども、ツハヤムスビの命を祖先とすることは、ともかくも、姓氏録に見えてゐる、又た舊事紀にも記されてゐるのであるから、もし拾遺の異本のかういふ記載が却つて後に變改せられたものであると見るならば、それは、後人がカミムスビの神が中臣氏の祖先であるといふ、聞きなれない、記事に疑を懷き、それをありふれた系譜の如く變更したことになるので、其の方が自然ではあるまいか。(タカミムスビ、カミムスビ、ツハヤムスビ三神をアメノミナカスシの神の子としてある系譜は、現存のものでは他に見あたらないやうであり、舊事紀にもさうなつてゐないのであるが、中臣氏の家系にはさうしてあつたのではあるまいか。さうして、それが後にも傳

はつてゐたのではあるまいか。上記の續紀の記事は、それが果して中臣氏の宗家の主張したところであるかどうかすら疑へば疑ひ得られようし、アミノミナカヌシの神から後が其の系譜に於いてどうなつてゐたかも明かでないから、確かな根據にはならぬが、ツハヤムスビを所謂造化三神の仲間に入れたとすれば、それは單に三神を四神にしたのみで、あまりに唐突であるから、新しい神を加へながら一方で三の數を維持し他方で其の三神をアミノミナカヌシの子とすることによつて、舊來の三神の觀念と調和させたのではあるまいか。勿論これは臆測に過ぎないのではある。ツハヤムスビの命をカムロミとするのは甚だ奇怪であるが、それはかういふ變改の際に中臣氏の祖がカムムスビの神から此の神に移されたに伴ひ、カムロミの稱呼もまたそれに附隨して來たゝめであるとするれば、容易に領解せられよう。かう考へて、余は上記の異本の記載が後の變改であらうと推測する。古語拾遺の全體を通じて、神の稱呼である「ミコト」の語に「尊」の字があてゝあるのは、吾勝尊、天津彦尊、彦火尊、彦瀲尊、即ちオシホミ、の尊からウガヤフキアヘズの尊までの四代の皇祖に限られてゐて、其の他はすべて「命」の字を用ゐてあり、カムロギ、カ

ムロミに於いてもやはり同様であるのに、異本では「尊」の字が使つてあることも、亦たそれが後人の筆になつたことの一證となるかも知れぬ(カムロギ、カムロミについては、祝詞でも皆な「命」の字が用ゐてある)。然らば、上に推定したやうな原本の記載は中臣氏から出て既に世に知られてゐたことであるか、又は忌部氏の造作したものであるかといふに、それは明かでないが、余はむしろ後の方であらうと想像する。タカミムスビの神とカムムスビの神とは、其の始めて現はれた時、また其の本質に於いては、同等の神でありながら、男女の性のつけられたことから見ても、また天孫降臨の物語に於いてタカミムスビの神がアマテラス大神と並んで活動し且つ其の外戚となつてゐることから見ても、記紀の神代史ではタカミムスビの神がいくらか高い地位に置かれるやうになつてゐるのであるが、既に説いた如く、忌部氏を中臣氏と對等の地位に置きながら、いくらか中臣氏よりも高くしようとする態度が、此の書の種々の物語に於いて認められるからである。中臣氏も關り知らず世間も承認してゐないことを忌部氏のものが出したといふのは、甚だ放縱な臆測のやうであるが、上文に述べて來たやうな記紀の物語を改作した態度を考へ

ると、これは決して怪しむに足りない。それらの改作とても、中臣氏は固より、其の他の諸家にも承認せられ得るものでは無かつたはずである。或は又た、オシヒの命をタカミムスビの神の子孫とすることは、姓氏録にも見えてゐて、大伴氏の家系に記されてゐることであつたらうから、カミムスビの神と中臣氏との關係についての記載を上記の如く解釋するのは、此の類例からも肯ひ難いやうであるが、忌部氏の主張が中臣氏を目あてにしたものであることを思ふと、これについて筆者に特殊の用意のあつたことを考へるのは、無理ではあるまい。なほ、此の系譜が上記の中臣氏の家系のまだ作られなかつた前に案出せられたものであるとすれば、なほさら問題は無いのであるが、さう考へるべき徴證は何も無い。が、何時作られたにしても、忌部氏が此の系譜を作つた意圖だけは明かであらう。(姓氏録を見ると、タカミムスビやカミムスビの神を始祖としてある家は頗る多い。これは何れも上に述べたやうな理由で附會せられたものであるが、それが多くの家に於いて行はれたのは、多分、奈良朝末から平安朝の初にかけてのことであつたらう。忌部氏や中臣氏は或は其の先驅であつたかも知れぬ。臆測ではあるが、二家の地位から

さうも思はれる。さう考へて來ると、上に一言した如く、安房の神をフトダマの命としたことに中臣氏の鹿嶋の神に對抗する意味があつたらうといふ推測も、肯定せられさうである。記紀にはどこでもフトダマの命とのみあるのを、拾遺が其の上に「アメノ」を加へたのも、アメノタネコの命に對して「アメノトミ」の命を作つたと同様、「アメノコヤネ」の命に對立させるためであつたらう。

以上の考説は頗る煩雜の嫌があるが、古語拾遺に見える種々の物語の性質とそれに現はれてゐる忌部氏の態度とは、之によつて知ることができたであらう。要するに、それは忌部氏が神祇官に於ける其の地位と勢力とを維持し、もしくは進めんがために、其の家系と祖先の事蹟として語られてゐる古來の説話とを誇張し修飾し改作して記載したものである。其の間、神靈に關する物語の如き、記紀に見ることのできない古傳説もあり、又た例へば香取の神をフツヌシとしてある如き、必しも忌部氏のために構造したとは思はれぬ説話もあるが、さういふものは僅々一二にとゞまるのであつて、其の多數は上記の如き性質のものであり、さうして、それらは何れも記紀編述以後の造作であり、其の多くは廣成の手になつたものであら

うと思はれる。たゞ、物語そのものは忌部氏によつて造作せられてゐるにしても、それによつて忌部氏と地方の忌部との實際の關係が推知せられるやうなものはあるので、拾遺の價值は、神璽に關する物語と共に、かういふ説話の存在する點にある。もつとも、記紀の物語を改作し若しくは新しく説話を構造した態度と、其の改作構造せられた物語とは、それを記紀と對照することによつて思想の變化が覗ひ知られるのであるから、奈良朝から平安朝の初期にかけての思想史の貴重なる材料となるものであり、又た同じ時代に於ける氏族の盛衰の状態やそれと制度との關係を反映するものとしても、少からざる價值を有することは、いふまでも無い。又た愁訴の各條は、ほゞ事實を記したものととして、其の時代の有力なる史料であるに違ない。が、記紀編述の前から存在してゐた説話を記録し記紀の闕漏を補ふものとしては、さしたる價值が無く、古語拾遺の名は其の實に適はざるものである。神璽を二種とすることの外は、此の書の物語は、古語の拾遺では無くして、新しく作られ若しくは變改せられたものだからである。なほ最後に記してある御歳神の祭祀に關する一節の如きは、全篇の精神とは何の關係も無く、他の物語とも全然聯

絡の無いものであり、且つそれが愁訴十一條を列記した後に至つて突如として現はれてゐることから考へると、後人の添加したもので無いことも疑はれるが、祈年祭の御歳神に上る幣帛には白猪白馬白鶏が加へられるので、それはやはり忌部氏の所管であつたはずであるから、此の特殊の供物の由來を説くものとしての物語をこゝに附記したのも、忌部氏としては當然のことでもあらうし、又た此の一節のところへにある註記の方式も他の部分のと同じであるから、これもやはり初から書き加へてあつたとするのが妥當であらう。(此の特殊の風習が何時から始まつたことであるかは、此の物語の意味と共に、別の考察を要する。後にそれに言及する場合があらう。)さて、既に述べた如く忌部氏が神祇官に地位を有することは、法制上の規定では無く、單なる習慣に過ぎないのであるから、其の氏人は如何なる方面にも活動することができるのであり、早くは子首や色夫知が壬申の亂にはたらいた例もあつて、必しも神祇官の一隅に跼蹐してそこで中臣氏と小さな勢力を争ふ必要は無いはずであるが、長い間の因襲によつて保有する地位とそれに伴ふ幾らかの物質的利益とがある以上、それによつて生を營み利を求め又はいさゝ

かな名譽心と權勢欲とを満足させようとするのは、何時の世でも有りがちな貴族官人の常態であるから、忌部氏の此の態度も深く怪しむには足らぬ。特に官府に於いても歴史的由來を有する家々の地位を或る程度に尊重してゐるのであるから、貴族等がかうなるのは當然である。が、かういつて來ると、今少し大化以後の官僚政府に於ける氏族政治時代の餘習が如何なる状態に於いて存續せられてゐたかを考へて見る必要がある。

上代に於ける氏族政治の實狀は、今日からそれを詳にすることが困難であるが、それには、大化改新以前とても決して世間が固定してゐたものでは無く、斷えず種の變遷があつたはずであるのに、今日に残つてゐる史料、いひかへると一々の事件に關する書紀の記載に於いて事實の記録と認められるものは如何に古く見ても欽明朝敏達朝ごろから後の部分に於いて纔に散見するのみであるから、それはもはや斯ういふ變遷の幾階段をか經過した後のこと、今からいふと、氏族政治時代の末期に屬するものに過ぎない、といふ事情もある。しかし、所謂伴造國造が世襲的に土地人民を領有し、其の伴造は朝廷に何等かの關係のある地位を有つてゐた

ものである、といふことだけは承認して差支があるまい。けれども、伴造が一定の職掌なり地位なりを有することが氏族制度の精神であつたとすれば、其の氏族の勢力に盛衰があつたり、又は、宮殿護衛の任を有する、もしくは武人の統率者である、物部氏が政治に參與した如く、家の本來の職掌とは違つた地位を有するやうになつたりすることは、氏族政治の精神に背くものであり、又た、蘇我氏の族中で中臣鎌足の黨與となつたものがある如く、一族が分裂することのあるのも、亦た氏族主義の壞類を示すものであるといはねばならぬ。が、人が生きた人であり社會が生きた社會である以上、かゝることは必然的に生じなければならぬ。一定した制度の下にあつてもさうであるから、制度として定められた制度が無く、自然に馴致せられた風習によつてすべてが規制せられた上代に於いては、猶さらである。如何なる時代にも人は其の力を伸ばし得べき機會にそれを伸ばさうとするものであり、さうして時々起つて來るいゝの事件は、さういふ力を要求し、又たさういふ機會を與へる。従つて、地位なきものが新に地位を得、或は歴史的に傳承せられた職掌のあるものも別の方面に其の活動の途を開く。又た、一つの家から幾つかの

家が分れるやうになれば、時の事情によつて、新しい家はおのづから新しい職掌や地位を有つやうにもならうし、又た其の家々が別々の土地に居住し別々の領地や部民を有つやうになれば、それらは經濟的に共同の生活をなすものでは無いから、其の間に於ける一氏族としての關係が漸次うすれてゆくのも當然である。そこに氏族政治の風習の内部から崩壊してゆく機縁があり、さうして文化が發達し政治が複雑となるに従つて、此の崩壊作用は促進せらるべきはずである。ところが、此の作用の根本は人が一定した家柄によらず個人の方によつて世に活動するところにあるのであるから、それは即ち官僚制度の本質に含まれてゐる一つの精神でもある。氏族政治主義から官僚政治主義への轉進は、こゝに其の内的意義があるといふことができよう。勿論大化の改新が斯かる意味に於ける氏族制度の自然的崩壊の結果として行はれたといふのでは無く、それはむしろ唐制を學ぼうとしたといふ外部的事情が重きをなしてゐたのであるが、今日から回想すれば、微弱ながらも、かゝる精神の内部に動いてゐたことが考へ得られる。けれども、それは微弱であつた。既に述べた如く、家を重んずる風習は一朝にして決して消滅する

ものでは無い。だから、官僚制度の外形を整へた大改以後の新制の下に於いても、此の傳統的氏族主義がいろ／＼の姿に於いて保有せられてゐる。制度の上にも、於いても家がらが顧慮せられ、氏族のために始めて施設せられたことさへもある。天武朝に於けるカバネの制定の如きはいふまでも無いが、天智紀や天武紀に見える氏上といふのも、新制であるらしい。天武紀十年の條に見える詔勅に、凡諸氏有氏上未定者、各定氏上、而申送于理官、とあり、十一年の條に、諸氏人等、各定可氏上者、而申送、亦其眷族多在者、則分各定氏上、並申送於官司、然後斟酌其狀、而處分之、因承官判唯因少故而非己族者、輒莫附、とあるのを見ると、氏上は朝廷が各氏族に命令して、それ新に定めさせたものであること、又た此の命令があつたに拘はらず、それを定めぬ家があつたことが知られるが、これには、氏族内では氏上たらんとする家が幾つもあつて、其の間に争が生じ、氏族外に對しては強盛な氏族は些少の緣故によつて他の氏族のものを自己の氏族に加へんとし、或は其の反對に劣弱な氏族は有力な氏族に依附せんとしたものがある、といふやうな事情のあつたらしいことが想像せられる。改新以前の古い状態に於いて、氏上が嚴然として存在し、それが其

のまゝ持續せられてゐたならば、かういふことはあるまい。さすれば、天智紀三年の條に「宣……氏上……事とあるのは、はじめて氏上を定めることを諸氏に命ぜられたものと解せられる。勿論、改新前とても多くの家に分れてゐる一氏族に於いては、其の間おのづから全氏族の中心となつてゐた家があつた場合もあらうが、一氏族が常に一團結をなしてゐたとも限らず、又た家々にも勢力の消長があつたらうから、さういふ家が常にあり、又たそれが一定してゐたとのみは考へ難い。自然の状態に於いては、それが當然である。だから、氏上といふやうなものは、一定の制度によつてすべてを規定しようとする精神の下に於いて、始めて案出せられるものである。のみならず、氏族が權力關係の基礎であつた時代には、さういふ家には實權が伴ふものであり、従つて實力が無くてはならぬから、それを命令によつて一定することはできないが、氏族が氏族としての權威を、少くとも制度の上で失つた後には、却つてそれができるといふ事情もある。だから、これは新制度の下に於いて、なほ遺存せる舊習に従ひつゝ、それを新しい形によつて整理しようとしたに、めには、考へ出されたことであらう。文武紀二年の條に見えるやうに、氏上を朝廷から

任命せられるやうなことは、かう見なければ解釋ができまい。八色のカバネの制定もまた同じ精神から出てゐる。ところが、氏上を定めるには家々の間の血統的關係が基礎になるのであるから、そこで系譜を明かにする必要が生ずる。系譜は、氏族としても家としても、此のころ既に定められてゐるものが多かつたらうが、まだ定まつてゐないものも少なくなかつたのではあるまいか。少くとも、此のころ、系譜についてはなほいろ／＼の潤色が行はれ、造作が行はれつゝ、あつたことは、種種の點から推測せられねばならぬ。諸家の祖先とせられてゐるものが、記紀の記載に於いて互に一致しない場合のあること、中臣氏の「コトムスビ」の如く、書紀の「二書」にのみ見える祖先の名は、後から附加せられたもの、公にはまだ承認せられてゐなかつたものであり、従つて其の「一書」の説は、書紀の編述より遠からぬ前に潤色せられたものであるらしいこと、孝徳紀三年の條に見える詔勅に「始於神名、天皇名、或別爲臣連之氏、或別爲造等之色、由是率士民心、固執彼此、深生我汝、各守名々」とあるが、所謂名に執するのは、やがて名を尊くしようとし、それがために種々の造作の行はれたことを暗示するものであり、又た「拙弱臣連、伴造國造、以彼爲姓、神名王名、逐

自心之所歸、妄付前々處々、とあるのは、名の無かつたものが妄にそれを得たことを語るものであること、允恭紀に見える氏姓を正された物語は古事記にも記されてゐるから、書紀に於いてはじめて現はれたものでは無いが、其の文章は書紀の編者の筆になつたものに違なく、従つて、そこに群卿百寮及諸國造等皆各言、或帝皇之裔或異之天降、…難知其實、とあるのは、書紀編述時代の事實の反映でもあるべきこと、忌部や中臣の名を負うたものについて上に考證した如き事例は他の諸氏にもあつたに違なく、姓氏錄に於いて記紀に見えない神の名が多く作られてゐ、同じく記紀に見えない祖先の名と其の物語とが現はれてゐるのも、奈良朝を通じて行はれた系譜の造作補修の結果であるべきことなどを考へるがよい。(古事記の允恭の卷に「天皇愁天下氏氏名名人等之氏姓忤過」とあるのは、孝德紀大化二年の詔勅に「卿大夫臣連伴造氏氏人等名名王民」とあるのと同じいひ方である。必ずしも大化のころに限つて行はれたことばではあるまいが、古事記の此の物語は舊辭に於いても後から添加せられたものらしいから、或は此のころの作であるかも知れぬ。) 續紀大寶二年四月の條に「詔定諸國々造之氏」とあるのは、意味が明かで無いが、よし

それが氏の名についての話であつて、必しも系譜に關することではないにもせよ、氏の名を定めるにつれて系譜をも作る必要が生じたことは、推測せられる。さて、これらは官僚制度の下に於いて氏族のなほ重んぜられたことを示すものではあるが、しかし、かういふ風にして自由に作り得られる系譜を基礎として家々の地位を定めたとすれば、それは實は氏族としての眞の精神が破壊せられたものである。又た、系譜が種々に造作せられてゐるとすれば、同じ氏を冒してゐても、それは事實に於いて同族では無く、血統關係の無いものが其の間にあつたはずであるから、此の意味からでも、氏は眞の氏では無くなつてゐるのである(このことについては、なほ後に言及する場合があらう)。のみならず、系譜を作るといふことは、系譜を動かす力が系譜の外にあるためであるから、此の點に於いても、氏族の精神はくづれてゐるのである。さすれば、氏上の制度も、畢竟、無意味なものであつたに違ない。かのカバネの制の如きもまた同じであつた。續紀に頻々現はれて來る賜姓の記事は、カバネを有たなかつた平民がそれを賜はつて一種の社會的地位を占めるやうになつて來たことを語るものであるが、それは恐らくは天武朝にカバネの制定せ

られた精神とは背馳するものであらう。少くとも、其の時には豫想せられなかつたことであらう。さうして、新にカバネを得れば其のカバネに伴ふ氏の名に一致する系譜も作られねばなるまいから、氏族の意義はこゝからもまたくづれて、來なければならぬ。姓氏錄の序に「萬方庶民陳高貴之枝葉」といつてあるのは、かういふところから生じた事實であらう。姓氏錄に現はれてゐる諸家の系譜はこんなやうにして漸次作られて來たものである。さうして、カバネを賜はるものは、有力な家がらと資縁があるか、または官職を有つてゐるか、或は其の他の事情で何等かの勢力を有つてゐるか、さういふ家であつたらうから、これも亦た世を動かす力が氏族では無かつたことを證するものといはねばならぬ。畢竟、氏族制度時代の遺風はいくらかづゝ形を變へながら制度の上にも保持せられてゐたけれども、其の精神は漸次くづれて來たので、それは氏族政治時代から既に其の内部に生じてゐた傾向が、制度改新以後に於ける當然の狀勢として急激に表面に現はれ、それが益々しくなつたのである。勿論、政治上優越の地位を有つてゐたものには藤原氏が多かつたので、それはやはり氏族といふものがなほ權威を有つてゐたことを示す一

つの大なる事實であるとも見られようが、しかし權勢の地にゐたものは藤原氏ばかりでは無く、また攝關時代の如く權要の地を其の一門で占有してゐたのでも無い。さうして、物部氏や大伴氏がさして重要な地位にゐなかつたことを思ふと、藤原氏が有力であつたのは此の家に特殊な事情のためであつて、それが舊家であつたからばかりでは無い。まして、昔の氏族政治主義の餘勢としてそれを見るべきものでは無からう。たゞ、かうなつて來ると、實世間に勢力を失つた舊家は、せめてもの家の誇として過去を顧る。さうして、家系をいやが上にも尊貴ならしめようとする。是に於いてか、彼等は、新しく興つた家が其の系譜を作るのとは異なつた意味に於いて、やはり系譜を修飾し改作する。舊事本紀に採られてゐる物部氏の系譜の如きは、或はかういふやうな事情から潤色せられたものでは無からうか。かゝる一面からいふと、氏族制度が壞れた後に却つて家の系譜を修飾する必要が生じたとも考へ得られる。忌部氏の如きも亦た其の一例であるが、たゞそれは實世間に關係の無い儀禮を掌る神祇官に於いて特殊の職掌を有してゐるものであるために、因襲的に或る程度の地位の保障があり、又たそれに伴ふ幾らかの物質的

利益もあつて、過去の誇が現實の生活と全く没交渉では無い。中臣氏に對する争の執拗にくりかへされたのも、又た古語拾遺に記されたやうな形に於いて古物語の改造せられたのも、こゝに意味があるといはねばならぬ。けれども、世はやはり動いてゆく。世間離れのした神祇官の内部に於いても、變化は起る。拾遺の書かれたより後のことではあるが、卜部氏が家として成立し、それが漸次頭を擡げてゆくのも、其の一現象であり、さうして忌部氏は其の主張するが如き地位と勢力とを得ることができず、いろ／＼に造作した祖先の誇らしげな物語も、畢竟空しき誇として終つたのである。

しかし、家系を誇ることも系譜を修飾改作することも、當時の人心を現はすものとしては全然無意味では無い。それは氏族を重んずる因襲的感情が、官僚政治の時代に於いて、なほ底の方に流れてゐることを示すものだからである。帝紀舊辭に於いて伴造國造の諸家の祖先を皇祖神及び皇室御歴代の系譜に編み込んであつたのは、氏族政治の時代のことゝて、血統關係によつて國家組織の精神を解釋し説明しようとしたためであり、そこに國家統一の政治的意義が力強くはたらい

ゐるのであるが、上に述べたやうな後世の諸家の系譜製作は、單に諸家がそれ／＼の家の尊貴を示すためであつた。なほ、氏族制度時代に於いては、伴造の家の祖先は其の家の地位と職掌とに應ずるやうに定めてあつたから、そこに系譜の作られた意味があり、さうしてそれはおのづから祖先の名を濫に作ることができない一つの制約ともなつたのであらうが、大化以後に於いては、其の意味と制約とが無くなつたのであるから、祖先を如何やうにも附會し造作することができたので、系譜がたゞ家の誇を示すに過ぎなくなつたことには、かういふ事情もある(例へば中臣氏の祖先は神代史の物語に見えるコヤネの命であるところに、其の家の任務に對する特殊の意味があるが、コトムスピヤツハヤムスピには、さういふ意味が無いから、氏族制度時代には、祖先はどこまでもコヤネの命であつて、コトムスピなどの附加せられたのは大化以後のことであらうと思はれる)。けれども、かういふやうな系譜の作られたのは、皇室があらゆる氏族の宗家であらせられるといふ考を基礎とした上のことであると共に、思想としては、やはり、氏族に重きが置かれてゐたためである。だから、官僚政治組織がゆるんで來ると、此の因襲的精神がやゝ異

なつた姿をとつて再び表面に現はれる。藤原氏の擅權時代が即ちそれである。ところで、此の官僚組織を破壊させた力の最も大なるものは經濟生活であつたがそれは實は昔の氏族政治時代の風習の形を變へて存續し、もしくは復活したものと見ることはできないであらうか。余は更に筆を改め、上代の部の状態を考へることによつて、其の一面を説明してみようと思ふ。

第三篇

上代の部の研究

第一章 部の一般的性質及び部の語の由來

余は古語拾遺の研究に於いて、忌部は朝廷の神事に與かるもの、特殊の稱呼であつて、民間の巫祝は勿論、全国各地の神社の祭祀を掌るものも、決して此の名を負うてはゐなかつたこと、いひかへると巫祝や神職の一般的稱呼ではなかつたこと、此の忌部の間からそれを氏の名とする家が生じたこと、地方に於いて忌部と稱せられたものは、何れも此の忌部氏の部下であつたこと、さうして、阿波や讃岐や紀伊の忌部は、忌部氏の部下であるが故に忌部と稱してゐたけれども、それは忌部氏のために織物や木材や建築のことに關與してゐたものであつて、彼等みづからは神職では無かつたこと、又た彼等は忌部の名を冒してゐても、朝廷の忌部氏と血統關

係は無く其の同族では無かつたことなどを述べた。この考に誤が無いとすれば、これは大化改新前の制度に於ける三つの重要な条件を示すものであらう。其の第一は、朝廷に特殊の地位を有する伴造の家が地方に於いてそれに隷屬してゐる部下を有つてゐたこと、第二はそれらが主家と同じ職業のもので無かつたこと、第三は、それらが主家と血族を同じくするものでは無かつたことである。さて、忌部氏の場合に於いては、地方の忌部と忌部氏との關係は、忌部氏の朝廷に於ける職掌についてのことのみわれ／＼に知られてゐるのであるが、其の實、地方に於いて忌部の名を冒してゐたものは忌部氏の部民であつて、本來、主家に租税を收め其の勞役に服してゐた農民であらうと思はれる。忌部氏は、一般伴造の常として、其の生活と地位とを維持するために經濟上の根據としての土地人民を有つてゐたはずであるが、それが、上記の部下の所在地とは違つた別の土地にあつたならば、忌部氏の家の傳へとして其のことが知られてゐないはずは無く、さうして、安房や總に關して上に述べたやうな虚構の物語を作つたほどに、自家の勢力をできるだけ誇大に説かうとした古語拾遺は、何等かの形に於いて、其の土地を示してゐるさうなも

のであるのに、さういふ形迹が毫も見えないでは無いか。さうして、忌部氏と最も關係の深い阿波についていふと、麻や木綿の種作は農民によつて行はれたであらうから、其の地の農民は單に神事に要する麻や木綿を忌部氏に供給したのみでは無かつたらう。紀伊の忌部とても、よし其の起源が建築についてのことであつたにせよ、やはりその農民が忌部氏の部民となつてゐたものと想像せられる。ただ伊勢と筑紫との忌部は、これらとは其の性質を異にするから、これは論外に置かねばならぬ。忌部氏については、かう考へる文獻上の微證は無いが、それはすべて伴造の状態から推測せられるのである。一般的にいふと、伴造は常に國造と並稱せられてゐたが、これは地方行政系統に於いて國造と同じ地位を有つてゐたからであり、従つてそれは、國造と同様、土地人民を有つてゐたことを示すものとしなければならぬ。正倉院文書の諸國の戸籍や計帳や大税賑給歴名帳、大税負死亡人帳などによれば、農民であるべき一般平民が何れも某部といふ名を氏の名の如くに用ゐてゐるが、其の名の多くは朝廷にそれ／＼の地位を有つてゐた所謂伴造の名であり、さうしてそれは地方の豪族、即ち所謂國造縣主などの名が用ゐられてゐ

ると同じであるのを見ると、それらは皆なそれ／＼の伴造國造の部民であり、主家に附屬して租税をそれに納めてゐたものであることがわかる。かういふ名稱は、大化改新後の戸籍編成の際に氏族制度時代の漠然たる稱呼が保持せられたもの、もしくは其の時代の部屬關係によつてそれ／＼の氏の名として定められたものに違なく、さうして、すべての平民が皆なかうして定められた氏の名を有つてゐたことは、正倉院文書萬葉、又は續紀に見える氏名の書きかたによつても明かである。孝徳紀に見える大化二年正月の詔勅に「罷昔在天皇等所立子代之民、處々屯倉及別臣連伴造國造村首所有部曲之民、處々田莊」とある。部曲之民が即ち此の部民である。此の部曲之民が農民であることは、それが子代之民と同様に取扱はれてゐることからも知られるが、安閑紀元年の條に「三島竹村屯倉者、以河内縣部曲爲田部」とあるのは明かに之を證するものであつて、これは大河内直、即ち上記の詔勅に於いて「國造村首」の名によつて總稱せられてゐる地方の豪族の領地にある農民をさしてゐる。こゝに記された物語は事實の記録とは認め難いけれども、部曲といふ語が斯ういふ意味に用ゐられた例にはなる。また、皇極紀元年の條に「蘇我蝦夷が

豫め墓を造るために民衆を徵發したことを記して「盡發舉國之民並百八十部曲」と記してあるが、此の「百八十部曲」は、多分「百八十伴緒」といふ語があつてそれを漢譯したものらしく、さうして此の話のやうに墳墓築造の役夫として使用せられたとすれば、それは百八十伴緒にそれ／＼隸屬してゐた多數の農民を指すものと解しなくてはならぬ。「舉國之民」と列記してはあるが、これは世間にいひならはされてゐる百八十伴緒といふ稱呼があるため、たゞそれを擧げたまでである。「民」と區別せらるべき部曲があつてそれをいつたのでは無い。推古紀二十八年の條に「臣連伴造國造百八十部并公民本紀」とあり、孝徳紀の卷首に「百官臣連國造伴造百八十部羅列匝拜」とある如く、往々此の稱呼が用ゐられてゐることを參考すべきであつて、此の二つの場合では、所謂百八十部は伴造と重複して記されたものである。「百八十部の部」はやはり「伴緒」の義であるが、こゝでは伴造の部民たる農民をさしてはゐない。伴及び部の語の用法については後にいふ。かういふ場合の書紀の筆法は決して嚴密では無いので、連と伴造とを併記することにも既に重複がある。もつとも、部曲の語が上記の例と異なつた意味に用ゐられてゐるところもあるので、天武

紀四年の條に「甲子年諸氏被給部曲」とあるのは、即ちそれであり、これは天智紀三年の條に見え、其の時、新に定められた諸氏の民部家部を指すものであるが、しかし、これも大化改新前の部民、即ち上記の意味の部曲に由來のあるものであり、やはり農民である（此の民部家部については、後にいはう）。其の間にいくらかの意味の違はあるが、それを同じく部曲と記してあるのは、當時の文筆にたづさはつたものが、支那の成語を適用するに當つて、慎密の用意を缺いてゐたためである。なほ、大化二年八月の詔勅にある「品部」も、やはり之と同じく、諸氏の部民たる農民を意味するものであつて、品は品別する義であらうから、品部は畢竟「部」といふことである。さうして、此の品部に分屬する民がそれ／＼其の部の名を負うてゐたことは、同じ詔勅のうち記されてゐるが、これも亦た上に述べたことと相應するものである。（此の詔勅には頗る解し難い點があるが、品部についてはそれを臣連伴造國造の全體にかけていつてある以上、上記の如く解しなければなるまい。但し、かう解する時は、此の詔勅は上に記した正月のと重複するやうであるが、制度の改新は容易の業で無かつたから、其の實現には種々の困難なる事情があり、従つて同じことがさま

ざまの詔勅となつて幾度も發せられたのであらう。さうして、此の詔勅が國語で書かれたものであることから見ると、そこに用ゐてある品部といふ語は、部曲といふ漢語とは違ひ、當時廣く世間に用ゐられてゐたものと思はれる。なほ品部といふ稱呼は、垂仁紀三十九年の條に註記してある一説のうちにも見えるので、これは朝廷の「伴」としての部のことであるらしいが、此の一説の記されたのは古いことでは無く、多分、書紀の稿本に於いて、あらうと思はれるから、これは或は令の規定にある、新しい意味での、品部を思ひ浮かべて書かれたのかも知れぬ。令の規定の品部のことは後にいはう。さて、かう考へて來ると、伴造の部民が主家と同じ職業を有するものでも無く、主家と血族關係のあるものでも無いことは、明かであるといはねばならぬ。もし同じ氏の名を冒してゐる多數の平民が主家と同じ職業であるとか同族であるとか考へるならば、孝徳紀の詔勅の如きは全く解すべからざるものであるのみならず、それは種々の職掌を有する伴造の部民であつたものが何れも農民であるといふ、前記の戸籍や計帳などの明白な記載にも背くものである。忌部氏に對する考説から論を進めて來たのであるから、此のことを、其の競争の

敵手であつた中臣氏の例によつて、具體的に證明してみよう。書紀の天智紀二年の條に常陸に中臣部のあつたことが見え、正倉院文書の大寶二年の筑前嶋郡の戶籍にも中臣部の名が出てゐるが、此の前の方は續紀天平十八年三月の條に常陸國鹿嶋郡中臣部二十烟、占部五烟、賜中臣鹿嶋連姓とあるのに、後の方のは和銅二年六月の條に筑前國……嶋郡少領……中臣部加比(賜)中臣志斐連姓とあるのに、それそれ相應するものであり、又た續紀天平二十年七月の條にも中臣干稻麻呂賜中臣葛野連姓といふことが見える。此の中で葛野連は、姓氏錄に記されてゐる系譜に於いて、上に述べたことのある習宜熊凝二氏と同様、ニギハヤビの命の裔としてあるから、中臣氏の同族で無いことをみづから主張してゐたのである。鹿嶋連、志斐連は中臣氏と同祖のやうに系譜に見えてはゐるが、それは中臣の名を冒したがために造作せられたものとする外は無いので、やはり上に述べた殖粟連の例である。假に鹿嶋に二十戸の同族があるとし、それと同じやうに各地の中臣部が皆な同族であるとしたならば、中臣氏の一族は非常な多数に上るはずであるが、それは事實として有り得べからざることであるのみならず、同族であるならばそれを部と稱

するはずが無く、またさう考へることは上に述べた戶籍などに見える他の諸氏の例にも適合しないのである。又た、志斐連となつたものは郡の少領であつたが、これは國造を郡の大領少領に任せよといふ命令のあつたことから推測すると、本來其の地方の豪族であつたらしく、中臣氏の部民のうちの有力者であつたらうと思はれ、従つてそれが朝廷の中臣氏のやうな神職で無かつたことがほゞ知り得られよう。(志斐連については續紀神龜二年正月の條に漢人法麻呂賜姓中臣志斐連といふことも見えてゐるが、漢人は後にいふやうに漢直の部民であつたことを示すものである。何故にそれが此の姓を賜はつたかは明かでないが、多分、志斐連と何等かの關係があつたためであらう。)また、鹿嶋の中臣部は鹿嶋神社と關係があるやうに想像せられるかも知れず、現に續紀寶龜十一年十月の條に中臣鹿嶋連、大を鹿嶋神社祝としてある例もあるが、これは鹿嶋連の一人が其の土地にある鹿嶋神社の祝となつてゐたことを示すものであつて、中臣部と稱せられるものゝすべてが神職であつたことを語るものではない。少くとも二十五戸はあつた中臣鹿嶋連の家々がすべてカバネを有するほどな地位のある鹿嶋神社の神職であるは

ずも無い(常陸風土記によると、鹿嶋神社の附近にはト氏を稱するものが多数あつたやうであるが、それがすべてト占を業としてゐたものとは考へられず、やはり中臣氏の部民であつたものながら特にト部の所屬として、かういふ名を負うてゐたものと解せられる)。又た地方の多くの神社の神職に、一々中臣部があつた様子の見えないことを考へるがよい(上にも述べた殖栗連や伊香連が、それ／＼別の意味で神事に縁があつたらしいに拘はらず、中臣部であつたやうには見えず、さうしてこれらの家が中臣氏と結びついたのは奈良朝に於ける新しい事情のためであり、大化よりも前からの関係では無かつたらう)。要するに、地方に於ける中臣部は中臣氏の部民たる農民をさすものであるといふ推定を動かすべき何も無い。たゞ、同じ部民たる農民の間にも地位の高下はあつたので、其のうちには首領だつたものもあり、さうしてそれらのうちにはおのづから一般部民と中臣氏との中間に立つて納租などの事務を處理したのもあつたであらう。後になつてカバネを賜はつたものには、さういふ地位にゐたものが少なくなかつたらうと推測せられる。だから、上記の例について考へると、鹿嶋にゐた中臣氏の部民は多数であつ

たに違ないが、中臣連となつたものは其のうちの二十戸であつたのである。姓氏録を見ると、河内和泉攝津には中臣を氏の名とし又はコヤネの命を祖とするものが多いが、これらは何れも上記の例によつて解釋すべきものであり、これらの地方には中臣氏のものも部民が多かつたのであらう。さて、かう考へて來ると、それは上に忌部氏の例にもとづいて推測したところとよく照應する。さすれば、阿波などの忌部といふものは、やはり上記の意味に於ける朝廷の忌部氏の部民であつたとして、何の支障も無いことが知られるであらう。もし假に麻殖郡の戸籍などが遺存してゐるとするならば、そこには忌部を氏の名とする農民の多いことが見られるであらうと思はれる。さうして、後に忌部連のカバネを賜つたものは、やはり其の部民中の豪族、有力者、首領だつたものであつたに違なく、朝廷の忌部氏の意向に従つて其の祖先をヒソシの命としたものも、亦た彼等であつたらう。上文に部下といつて置いたのは、此の關係を明かに説かない前であつたから、漠然たる文字を用ゐたのであるが、それはかういふ意味なのである。但し、こゝに注意すべきは、忌部の部と中臣部の部とは意味が違ふといふことであつて、中臣部といふ稱呼と

同じ意味に於いて忌部氏の部民を指す場合には忌部部といふべきであるが、部の語が重なるために、單に忌部といふことになつたらしい。これについては、なほ後文に言及するであらう。

さて以上、忌部中臣兩氏について述べたことは、すべての伴造の地位と其の部民との關係にあてはまるべきものである。しかし、これについては世間に種々の臆測が行はれてゐるやうであるから、更に二三の例を擧げて説明を加へようと思ふ。それについて先づ伴造といふものゝ性質を考へるに、大伴氏や物部氏の如き有力なる家が、中臣氏や忌部氏と同様、朝廷に於いて特殊の職掌と地位とを有つてゐたものであることは、何人にも異論があるまい。大伴氏の如きは神代史の祖先の物語に於いて其の家の由來を如何に説いてゐるかを見ても、それは明かである。ところが、これは何れの伴造に於いても同様であるので、玉祖(玉作)氏、鏡作氏などの神代の物語に現はれる家が、はいふまでも無く、例へば土師氏でも膳氏でも湯坐氏でも鳥取氏でも、皆な其の家の由來を皇室に關係させて語つてゐる。記紀に見える斯ういふ物語は、勿論、事實譚では無いが、それは忌部氏や中臣氏の例と同様、さう

いふ物語の作られた時の家々の實際の地位と職掌とを基礎として、それに適合するやうに語られたものであるから、此の意味に於いて眞實が傳へられてゐるのである。例へば土師連については、垂仁朝に始めて埴輪を作つたといふ野見宿禰が其の始祖であつて、此の時の縁によつて土師連が大葬を司ることになつた、といふ話が垂仁紀にあるが、御陵の築造や皇室の葬儀に土師連が關與したことは仁徳紀六十年、推古紀十一年、皇極紀二年、孝徳紀白雉五年などの諸條にも見えてゐる。此の中で孝徳紀の記載は歴史的事實に違なく、さうして、それは大化改新前からの因襲によつたものであらうから、土師氏が大葬や御陵に關する事務を掌り、又た陵墓に用ゐられる埴輪の製作を管理する家であつたことは、疑が無い。なほ、續紀の天平六年四月の條に、地震があつたため、諸王を遣して、陵墓を檢看せしめられた記事があるが、其の時、土師宿禰が隨行してゐるのも、當時なほ此の家が陵墓のことを掌つてゐたためである。垂仁紀のは勿論、仁徳紀や推古紀の記事は此の事實によつて作られたものである。雄略紀九年の條に、征新羅將軍紀小弓の喪に當り、勅命によつて特に土師連に命じ、冢墓を作らせたとあるのも、土師氏が朝廷の陵墓に關す

る事務を掌つてゐたといふ事實によつて、構想せられたものに違ない。此の家がもし民間の職業として一般に喪事の營みをするものであつたならば、かういふ話には作られなかつたはずである。大葬を掌り、従つて御陵の築造にも關與してゐたから、其の設備として必要な埴輪の製作をも主宰するやうになつたのか、又は本來埴輪の製作に従事するものであつたがために、御陵の築造に與り、延いて大葬を主するやうにもなつたのか、其の徑路は不明であるが、土師氏といふ名を有つてゐるところから考へると、多分、後の方であらう。それは何れにもせよ、歴史的事實の知られる時代に於いて朝廷のこれらのことを主宰する家であつたことは明かである。古事記の垂仁天皇の卷に、定土師部とあるのは後から作つた話ではあるが、かういふ話の作られたのは、土師部といふものが朝廷の制度として存在したものであつたからである。(續紀天應元年六月の條に見える土師宿禰古人等の上言に、式觀祖業、吉凶相半、若其諱辰掌凶、祭日預吉、といひ、今則不然、專預凶儀、といつてあるが、これは凶儀のみに預ることを忌むところから出た造作であつて、專預凶儀が此の家の本職なのである。此の上言に、野見宿禰の傳説を語りながら、古事に關與した先例

を一つも擧げてゐないのも、擧ぐべき先例が無かつたからであらう。雄略紀十七年の條に、詔土師連等、使進應盛朝夕御膳清器者、於是土師連祖吾筒、仍進攝津國來狹村、山背國內村、俯見村、伊勢國藤形村、及丹波但馬因幡私民部、名曰贊土師部、とあるが、かういふ話の作られたのも、土師氏自身は所謂清器を取扱ふ地位でなかつたからのこと、推考せられる。贊土師連といふのが、續紀天平寶字七年の條や姓氏錄に見えるから、かういふ家が土師連とは別にあつたので、それから此の話は作られたのであらう。又、天武紀元年及び十二年の條に見える埴部造は、後にいふやうに今の土工司の規定から推測すると、瓦の製作に關係のある家であつたらしい。土器についても、いゝの家があつたのである。さすれば、大葬を司ることを職とする土師連が製作調進すべき土器は、たゞ陵墓に用ゐる埴輪だけであつたに違ない。土師氏はすべての土器製作者を統轄するもので無いことは勿論、すべての埴輪製作者を管理するものでも無く、たゞ朝廷の陵墓に用ゐられる埴輪の製作者を、土師部として其の部下に有つてゐたものである。次に膳臣のことを考へてみると、それは景行紀に膳臣の遠祖磐鹿六鴈が東國行幸の時に御膳を奉つた、め其

の功によつて膳の大伴部を賜はつたとあり、古事記にも同じ天皇の巻に、定膳之大伴部とある。膳臣が朝廷の大膳に奉仕するものゝ首長であつたことは、明白であらう。このことは上にも引いた高橋氏文によつても證明せられるのであるが、此の氏文の記載は阿曇連の職掌をも亦た暗示してゐる。阿曇連は三柱のワダツミの神を祖神とするといふことが古事記の神代の巻に見え、海に關係のある家であることは明かであるが、其の關係の如何なるものであるかは記紀などには説かれてゐない。然るに、上に述べた高橋氏文に、阿曇氏が膳臣の子孫たる高橋氏と地位を争つたことが見え、さうして、それは、儀式の大嘗會の條に御膳に奉仕するものを高橋阿曇二氏としてあることによつても確かめられるから、此の家は大膳の御料としての海産物を供給する任務を有つてゐたことが推測せられるのである。膳氏と阿曇氏とは本來大膳の調理者と其の材料の供給者とであつたが、相互に密接の關係を有する職務であつたため、いつのころからか其の地位が混同せられ、從つて其の間に競争が生じたのであらう。高橋氏文にはなほ磐鹿六鴈の物語に、若湯坐連の始祖に火を鑽らせ、それを忌火として供御を調べたことがあつて、これも湯

坐氏の性質を知るに必要な話である。湯坐氏の起源として古事記に見える物語は、垂仁天皇の巻に本牟智和氣皇子のために大湯坐、若湯坐を定めたとあるのがそれであるが、神代紀の「一書にウガヤフキアヘズの命のために婦人を乳母、湯母及び飯嚼湯坐としたといふことがあつて、何れも母親の無い場合に嬰兒を育てるためとして記してあるのであるから、これらの物語に於いては、湯坐は乳の代用とすべき食物を供するものゝことであらう。さうして、それを上記の高橋氏文の記事に参照すると、湯坐氏の職務は單にそればかりで無く、やはり一般の供御に何等かの關係のある家であつたらうと思はれる。「ゆゑ」といふ語は民間に行はれてゐた稱呼であつて、朝廷でもそれを其のまゝ用ゐたものらしいが、朝廷ではやはり幾人かのそれに従事するものがあつて、湯坐氏は其の首長であつたらう。これに大湯坐、若湯坐の二氏があつたことは、天武紀十三年の條によつても明かであるが、若湯坐は、多分大湯坐よりも新しい家であらう。古事記に同時に置かれたやうに書いてあるのは、それが兩氏の由來を語るための説話であつて、事實の記載では無いからである。若湯坐の「若」は新田部連、齊明紀四年の條、少子部連、天武紀元年の條の

「新や少」と同じであり、何れも新しく後に起つた、めにかう名づけられたものらしい。「稚」の語が「新」の義に用ゐられたことは、顯宗紀に見える室壽の詞に「稚室」とあるのが新室を意味するものであることによつても知られる。少子部氏の起源については雄略紀に有名な物語があるが、それは少子部といふ名から作られたものであつて、事實で無いことは、いふまでも無からう。新田部、少子部は新田の部、少子の部では無くして新田部、少子部である。田部にいろ／＼あつたことはいふまでも無いが、兒部または子部といふのも天武紀十三年の條、續紀天平十四年十月の條に見えてゐるので、少子部は其の子部に對する稱呼なのである。少の字も、チヒサとよむべきものでは無くして、もとは若湯坐の若と同じく、ワタの語にあてられたものであらう。物語に嬰兒(ワクコ)を主題としてあるのでも、それは知られる。所々の犬養部に對して稚犬養部といふ名のもの、あつたことが天武紀十三年の條によつて知られるが、これも亦た参考すべきである。但し子部といふものが如何なる職掌を有つてゐたかは、それを推測すべき材料に乏しい。もし名によつて臆測を試みるならば、子部は朝廷に使用せられてゐる童子の一團でもあつたらう

か。杖部または丈部は走せ使ひ部であらうといふ説が栗田寛の新撰姓氏錄考證に見えてゐるが、もしそれに理由があるとするならば、此の臆測も全く無稽ではあるまい。(儀式)の大嘗會の卯の日の條に子部宿禰が笠取直と共に蓋綱を執るといふことが見えるが、これも子部が側近に奉仕するものであつたからではあるまいか。それから、仁徳紀十三年の條に、始立茨田屯倉、因定春米部とあるのを見ると、春米部が屯倉の米、即ち朝廷御料の米を春く職務を有つてゐるものであることが知られる。又た、穴人臣が管理したと思はれる穴人部の起源説話が雄略紀二年の條に見えてゐるが、それは天皇の遊獵の場合のために皇后皇太后及び諸臣が各、厨人を獻じたので、はじめて此の部が置かれたといふのである。穴人部が朝廷の獸肉調理者であつた、め、かういふ話が作られたのであらう。或は又た垂仁紀にも古事記の此の天皇の卷にも鳥取部、鳥養部の起源を本牟智和氣皇子(譽津別王)の話に結びつけて説いてあつて、鳥取部は鳥取造の管理に屬してゐたものであらうが、これも朝廷所屬の鳥取または鳥養であつたらう。雄略紀十一年の條に、鳥官之禽爲菟田人狗所囓死、天皇嘆、鯨面而爲鳥養部とあるのも、それを證する。また鷹甘部に

ついても、仁徳紀四十三年の條に見える物語は、それが朝廷所屬のものであつたことを示してゐる。さて、これらは記紀に家の起源を説いた物語の出でゐるもの、二三を取つて例證としたのであるが、上記の考へ方に誤が無いとすれば、倭文部とか楯部とか服部とか麻績部とかいふやうな種々の職業に關する部についてもまた同様に考へねばならず、それらは何れも朝廷御用のそれ／＼の職業に従事するものであつて、それにはまたそれ／＼の管理者、即ち伴造があつたはずである(身分の低い、勢力の無いものは史上に名の現はれないものもあらうが)。犬養とか馬飼とかいふものは鳥養の例から見ても、それと朝廷との關係は推知せられるが、現に馬飼については河内の飼部が行幸の際に、從駕執轡したといふ話が履仲紀五年の條に見えてゐる(馬飼部は所々に置かれたらしく、允恭紀四十二年の條には倭飼部の名があるが、天武紀十二年の條には倭馬飼造、川内馬飼造の他に、婆羅々馬飼造、苑野馬飼造の名が見える)。また犬養部については、安閑紀二年の條に、詔置國々犬養部とあるのを注意すべきである。

さて以上の考察に誤が無いとすれば、かの語部の如きも亦た此の例によつて推

測せられねばならぬので、それは既に述べた如く朝廷の饗宴に於いて、かたりごとを奏する職掌を有つてゐたものらしく、さうして、天武紀十二年の條に見える語造は其の首長であり、所謂伴造であつたのである。(語造は天武朝に連の姓を賜はつて語連となつてゐるから、姓氏錄の天語連の家は即ちそれであらうし、續紀養老三年の條に海語連とある、海も天の借字らしい。但し、此の後の記事は、此の姓氏を手人であつたものが賜はつたといふのであるから、其の間の事情に判然しない點がある。)朝廷の儀禮としても其の由來は民間の風習にあつたであらうが、制度として置かれてゐた語部は朝廷に於ける一定の職掌を有するものとしなければならぬ。然らざれば語造といふやうな伴造のあるはずが無い。(語ることを職業とする語部といふものが廣く民間に存在し、さうして其の語りごとが、神代史及び上代の物語であつたといふやうな臆説は、本來、何の證迹も根據も無いものであつて、其の前半は「部」といふものゝ一般的性質を推究すれば、そのづから消滅するのみならず、後にいふやうな語部に關する文獻上の證迹にも齟齬するし、後半は記紀の神代史及び上代の物語の内容批判の上から成立たない。神代史や上代の物語は、早くとも

六世紀に入つてから後、朝廷に於いて製作せられ、朝廷を本位とし、統治者の地位に立つて統治者の由來を説いたものであるから、それは決して民間に存在した古傳説では無く、從つて、よし民間に「語ることを職業とするものがあつたにせよ、さういふものによつて語られたはずの無い物語である。其の材料としては民間説話が採つてあるが、全體としての神代史や上代の物語は官府の述作である。」又た、それは製作の初から文字に記されたものであり、後人の種々の潤色も、それ／＼異本となつて現はれたものである。又た、語部を宗教的意義のあるものとして見るにしても、それを民間に存在したものと考へ難いことは、上に述べた通りである。民間の神事に於いては、或は巫祝の徒によつて簡単な語りものゝ語られたこともあらうし、またそれは、屢、反覆せられることによつて、おのづから其の詞章が定まるやうになることもあつたらうと思はれなくも無いが、よしそれにしても、それを語部と關係させて考ふべき理由は、どこにも無い。それから、天武紀十三年の條に見える巫部連もまた朝廷の巫を管理する家であつたらう。巫は民間に普く存在したのであるが、朝廷にもそれが置いてあつたことは、改新後の神祇官に多くの御巫があつたことから推測せられるので、これもやはり大化以前からの因襲が持續せられたものに違ない。姓氏錄及び仁明紀承和十二年の條に巫部連の起源として、雄略天皇の時に筑紫の奇巫を迎へて天皇の病を治し奉つたといふ話があるが、姓氏錄に記されてゐる家々の祖先の物語の全體の性質から考へても、これは事實ではあるまい。たゞ、朝廷所屬のものとして語られてゐることに注意すべきである。(上にも述べた如く、神祇官の巫は單に儀禮に奉仕するのみであつて、巫の本質は失はれてゐたのであるが、朝廷の巫としても、上代に於いては、必しもさうでは無かつたらう。しかし、これは朝廷の巫の性質が變化したことを示すまでである。)又た遊部といふものが喪葬令に見えてゐるが、これもまた上代からあつたものであり、さうしてそれは朝廷の葬儀に於いて歌舞を奏する職掌のものであつたらう。集解に引いてある「古記」に其の由來が説いてあるが、其のうち「天皇崩時に奉仕したとあるのは、事實に根據のあるもので、それは上に述べた諸家の由來に關する説話と同じ意味に於いて眞實である。しかし、此の「古記」の遊部といふ名の起源を説いたところは事實では無いので、これは「遊」といふ語に因んだ説明説話に過ぎない。死者

のあつた時に其の家で歌舞し、それを「遊ぶ」と稱したことは、古事記の神代の物語にも見えてゐて、上代の風習であつたことは明白である。生目天皇の裔と稱するものは其の首長であつたらうが、其の部下の遊部は、野中古市人歌垣之類とあるのを見ると、微賤のものであつたらしいから、其の首長とても伴造としてカバネなどを有つてゐるものでは無かつたらう。後になつて世に知られなくなつたのも、一つは此の故であらうか。しかし、大日本古文書にある天平勝寶三年の茨田久比麻呂解には、遊部を氏の名としてゐるものが見えるから、さういふものが一つの部として上代に存在してゐたことは確かである。死者のあつた時に遊びをすることは一般の風習であつたに違ないが、遊部といふものは特殊の關係を朝廷にもつてゐたものであることが、此の古記の記載によつても分明である。或は又た敏達紀六年の條に「詔置日記部」とあり、其の首長の家であらうと推測せられる日奉造といふものも天武紀十二年の條に出てゐる。其の職掌は知り難いが、名によつて考へると、日の崇拜に關係のあるものであるらしい。もしさうとすれば、それが民間の風習に起源があることは疑が無からうが、日記部といふものは朝廷に隸屬する特殊

のものとして書紀の編者の考へてゐたことが「詔置」と書かれてゐることによつても明かである。其の他のものも、之によつて類推すべきである。

さて、これらの部は、朝廷に於いて一定の職掌を有し、或は朝廷に隸屬して或る職業に従事するものであり、伴造は其の首長の地位であつたことの明かなものであるが、名稱の上から見ると、それとは同一視しかねるやうに思はれるものもある。で、例へば山部(又は山守部)とか海部(又は海人部)とかいふやうなものがそれである。しかし、よく考へると、これらも亦た同じ性質のものであることが知られるので、山部は朝廷所屬の御料山林を管理するものか又は山林の産物を朝廷に供給するものかであらうし、海部もまた朝廷に海産物を供給するものであることが推測せられる。山部についての第一の臆説は、朝廷御料の田を耕作するものが田部であること、また山守部ともいはれたことからの推測であるが、海部の例からいふと、第二の如くも考へられ、其の何れであるかと判然しない。何れにしても、山や海の全體に關係のあるもので無いことは、廣大な山や海について統一的制度を立てるやうなことは到底上代にあり得なかつたはずであることから考へられねばならぬ。

また海部が朝廷と直接の關係があるとすれば、それは海産物の供給の外には無いことが自然に想像せられるので、仁徳紀の卷首に見える鮮魚の苞苴の話もまたそれを示すものであるが、さうすると、それは上に記した阿曇連の管理するところであるから、別に海部の名のあるのが解し難くも思はれる。應神紀三年の條に、處々の海人が騒いだので阿曇連の祖大濱宿禰にそれを鎮めさせ、海人之宰としたといふ話の作つてあるのも、履仲紀に淡路野島海人が阿曇氏の配下として記されてゐるのも、また之を證するものゝやうである。ところが、天武紀十三年の條に、凡海連といふのがあつて、名稱の上から考へると、それは海部の首長の家らしいが、姓氏錄にそれを阿曇連と同祖の家としてあるのを見ると、此の家は阿曇連と同じやうな地位と職掌とを有つてゐたものであることが推測せられる。多分それは阿曇氏よりも後になつて起つた家であらう。さう見れば、上記の疑問はおのづから解釋せられる。豊後國の戸籍に阿曇部があり海部があるのを見ても、海人について此の二氏があつたことは疑があるまい。なほ一言すべきは、古事記の應神天皇の卷に、定賜海部、山部、山守部、と見え、應神紀五年の條に、定海人及山守部とあることであ

るが、これは大山守命といふ皇子の名のあるところから、此の朝に山部の起源を置いたので、海部のは、海が山に對するものであるため、それにひかれて同じ時のこととしたものらしく、それは古事記の別のところに、大山守命爲山海之政とあることから推測せられる。(この山海云々は宇遲能和紀郎子の所知天津日繼、大雀命の「執食國之政」に對するものであつて、其の根柢には神代史の日神と月神及びスサノヲの命との分治の物語に似た思想があるのであるが、山海之政としたのは大山守の名に因んだものに違ない。應神紀四十年の條の任大山守命、令掌山川林野、とあるのは、大山守の名に重きを置いたために、古事記の説を改めて海を削つたものである。なほ、古事記の山部と山守部とは、宣長の説の如く重複と見なければならぬ。顯宗紀元年の條に山部連の由來を説いた話があつて、應神紀の記載とは全く別の考から出た物語であるが、これは山部氏の系譜からでも出たものらしく、應神紀のよりも早く作られてゐたのではあるまいか。

歸化人の子孫が伴造となつてゐる部も亦た同様である。歸化人によつて、文筆記録のことは勿論、種々の新しい工藝技術が傳へられ、それらが皆な朝廷に用ゐら

れたことは、周知の事實であるが、其の重要なるものについては部が編成せられ、歸化人の子孫が世襲的にそれ／＼の部を管理する伴造となつた。だから例へば東西の文部は朝廷の記録を掌るものであつて、文直と文首とは其の首長たる伴造であり、錦部鞍部が朝廷の調度としての錦を織り鞍を作るものであつて、錦織造、鞍作村主は其の伴造である。藏部が朝廷の藏を管理するものであつて、内藏造及び大藏造が其の伴造であることは、いふまでも無からう。これらが民間の職業で無いことは、藏部の一例を見ても明かである。かういふ職業が民間にあるべきはずが無いでは無いか。

かう考へて來ると、伴造は何れも朝廷に於いて何等かの地位と職掌とを有するものであり、朝廷の制度として存在せるそれ／＼の部の首長であることは、疑を容れないであらう。しかし、其の統率する部の状態は必しも一樣では無いので、忌部とか語部とかいふやうに朝廷内に於ける一定の勤務に服するものと、物部とか大伴とか佐伯とかいふ武人と、玉作部とか土師部とか海部とかいふやうに用度品の調製、食料品の供給を掌る、約言すれば何等かの産業に關するものと、馬飼部とか鳥

養部とかいふ地位の低いものとは、其の部の組織やそれと其の首長たる伴造との關係などに於いて種々の差異があつたはずである。が、それは後にいふこととして、これらのいろ／＼の部の首長たる伴造は、一般に其の生活の基礎として彼等に隸屬し、彼等に租税を納入する農民を部民として有つてゐたはずであつて、それは既に述べた如く孝徳紀に見える詔勅によつても明かであり、又た上に説いた中臣氏の例からも類推せられる。こゝで部といふ語が二様に用ゐられるやうになるので、伴造に隸屬して直接に朝廷に於ける何等かの職掌を有し、其の勤務に服するもの、一くみをも、伴造の部民、即ちそれに租税を輸する農民の一團をも同じやうに部といふ語でいひあらはされるのである。さて後の意味に於いての部を組成するもの、即ち部民が農民であつたといふ實例は、上にも述べた戸籍や計帳などによつて知られるので、それらを見ると、膳大伴とか語部とかいふやうな部の名は勿論、特殊の産業に關係のある部の名さへも、地方の農民によつて氏の名として用ゐられてゐたことは明かである。語部の例をいふと、それは出雲にも美濃にも遠江にも備中にも見えるが、出雲風土記に見える語臣、又た正倉院文書の備中國大稅負

死亡人帳の語直出雲大税賑給歴名帳の語君といふのも、續紀に累見するカバネを賜はつた多くの例から類推すると、語部の部民中の有力者であつて、特に臣などのカバネを與へられたものと考へられる。(儀式によると、大嘗會の場合に地方から語部を召集することになつてゐるが、これは語部の遺風を儀禮の上で存續するために、昔の語部の部民のあつた國から臨時に此の名によつて召し出されたものらしく、それは何れも農民であらう。民間に語部と稱し、語ることを職業とするものがあつてそれを召集したといふのでは無い。物部、門部をも語部と同じやうにして地方から召集したのも、それは明かである。物部や門部といふ職業が民間にあるはずは無い。なほ附言するが、上記の大嘗會の場合には、語部は物部門部と共に衛門府の上申によつて召集せられ、卯の日の式には大伴佐伯二氏がそれを引率することになつてゐるが、これは此の儀禮の定められたころに語連の家が斷えてゐたからでは無からうか。物部が石上榎井二氏に、門部が大伴佐伯二氏に引率せられてゐるのに、語部のみがかう取扱はれるのは異様だからである。姓氏錄に天語連の名が見えるから、もしそれが語部の首長であつた家であるならば、弘仁時代

に存在した此の家が儀式の編纂せられた時代には亡くなつてゐたのでは無からうか。それから、此の時に語部が、吉野國栖や檜笛工が古風を奏し、悠記主基の國の歌人が國風を奏したあとで、古詞を奏することになつてゐるのは、大伴佐伯二氏が門を開閉し、高橋阿曇二氏が御膳を供し、車持、子部、笠取などの家々がそれ／＼氏族制度時代の職掌による任務につくのと同じであるから、それは語部の昔の職掌が、國栖の歌舞など、同じほどに視られる、娛樂的の語りごとを奏することであつたことを證するものである。或は又た車持君といふのは、朝廷の車の製造を司る家であつたらうが、(儀式の大嘗會の卯の日の條に「車持朝臣一人執菅蓋」とあるのは、多分、車を用ゐる時の職務から轉じたのであらう、履仲紀五年の條に車持君が筑紫の車持部を檢校し、神に寄進してあるものをも取つたといふ話があつて、それについて、車持君とても天子の百姓を檢校することはできず、神に寄進したものを取ることもできないはずだといふので、罰せられたとある。これは、天子の百姓云々といふ語のあることから見ても、大化改新以後の思想で作られた話らしく、従つて考へ方に混雜があるが、車持部といふのが車持君の部民たる農民を指してゐることは、

話そのものに於いて示されてゐるのみならず、校車持部と、檢校天子之百姓とが同じ意義に用ゐられてゐる文字の上からも、明かである。實際、筑紫の農民に其の部民があつたことは、豊前仲津郡の戸籍によつても知られる。さて、これらの例に於いては、中臣氏や忌部氏の場合と同様、部民は租税を主家たる伴造の家に納入するだけのものではあつたらうが、伴造の職掌によつては、其の職掌と密接の關係を有つてゐた場合もあるらしい。例へば、物部氏や大伴氏や佐伯氏などは、其の部を組織し其の職務を施行するもの即ち皇居の守衛もしくは一般の軍務に服するものを多く要したのであるから、それは多分此の部民たる農民から徴發したのであらう。このことについては文獻上の明徴は乏しいが、反證の無い限り、かう推測する外はあるまい。雄略紀十八年の條に物部目連の部下として筑紫聞物部大斧手といふものが戰場ではたらいたといふ話があるが、聞は豊國の企救であらうから、これは物部氏の部民が企救にあつたことから作られたものであらう。物部氏の部民が豊國にあつたことは、戸籍によつても明かである。さすれば、これは上記の推測の一證とすることができよう。物部氏は一時強大なる權勢を有つてゐたのである。

から、其の部民も甚だ多かつたに違ないので、書紀や續紀に散見するところを見ると、物部を冒す家が頗る多く、ものゝふの八十氏と稱せられたのも此の故であらうと思はれるが、彼等は、多分、かういふ部民中の豪族であり、主家に隸屬して朝廷の勤務に服してゐたものであらう。續紀延暦九年十一月の條に見える韓國連の上言に、夫物部連等、各因居地行事、別爲百八十氏、といひ、物部の名を冒すこれらの多くの家々を物部氏の宗家から分出したものであるが、如く説いてゐるが、それは名稱から來た附會であつて、其の實、彼等を盡く同族と見ることはできなからう。現に姓氏錄を見ると、物部を稱しながら皇別たることを主張する家もあり、神別の中でも其の祖をニギハヤヒの命としないものがあるが、上に中臣氏や忌部氏について述べたところを參考すれば、其の意味は、このづから領解せられるであらう。大化改新以後、新にカバネを賜はつたもの、例へば續紀寶龜八年十一月の條に見える物部多藝宿禰及び物部多藝連の如きは、氏族制度時代の物部氏の職掌とは關係なく、ただ其のころの物部氏の部民であつた舊縁から物部を氏としてゐるに過ぎないものであるから、それがカバネを與へられたのは、全く別の事情によるものであるが、

これも亦た物部氏の部民が地方にあつたといふことの一證にはなる。又た佐伯氏の如きも、諸國に其の部民たる農民のあつたことが仁徳紀三十八年及び四十年の條などによつて推測せられるので、これらの説話は書紀編纂のころに安藝や播磨に佐伯を氏とするものがあつたことから構想せられたものである。姓氏錄にも、佐伯直佐伯連、佐伯造などが、佐伯宿禰の家と系譜を異にしてゐるやうに記されてゐるので、これらも、また物部氏の例によつて考へらるべきものであらう。それから、産業に關係のある伴造もまた農民を部民として有つてゐたことが想像せられる。一般的にいふと、分業が發達せず多くの生業は概して農民の兼業であつたと思はれる上代に於いては、事實上、農民と特殊の産業に従事するものとが明かに區別せられない場合が多かつたであらうから、産業に關係のある伴造とても、或は後の令の規定に見える品部の如く、農民中の特殊の技藝あるものを一定期間徵發して製作に従事させるか、或は大化改新後の調の如く、農民からそれらの製作品を納入させるかして、それを朝廷に供給したのもあつたであらう。従つて、さういふ農民を部民として有つてゐたであらう。勿論、或る程度の商業は物々交換に

よつて行はれ、従つて農民ならざるものも幾らかは民間にあり、彼等は何等かの職業によつて生活してゐたでもあらうし、特に歸化人の將來した新工藝に於いてさうであつたらうから、朝廷の伴造も亦たさういふ職業に關係のあるものは、それらの生産に従事するものを部民として有し、それらから納入する製作品を處理することによつて生活することができたでもあらうが、それにしても、地位があり勢力がある家はやはり農民を領有するやうになつたであらう。歸化人については後文参照。或は又た家によつては少數な直屬工人を置いたものがあつたかも知れぬが、もしさうならば、さういふ工人を生活させ、併せて伴造自身の生活を維持するために、やはり農民たる部民を有つてゐなければならなかつたはずである。阿曇氏や凡海氏の如く、漁民と特殊の關係を有する家は、一定地方の漁民を其の部民としてゐたであらうが、彼等とてもまた農民を領有するやうにならなかつたとはいはれない。これらのことは、職業により伴造の家により其の家の勢力の強弱により、又は時代により場合によつて、一樣では無かつたでもあらうが、農業が生活の基礎であつた上代に於いては、大體、かう觀察しなければなるまい。かう考へて來る

と、例へば海に縁のある阿曇氏の部民が海に縁の無い土地にあつたやうなことがあつたかも知れぬ。信濃の阿曇郡のアヅミはもとからの地名であつて、阿曇氏とは何の縁も無いものであり、漢字をあてる場合に伴造の家の名の阿曇と同じ文字で書かれたに過ぎないのであらうと思はれるが、もし假に世間で多く考へられてゐる如く、それが阿曇氏に縁のある土地であつたために此の名を負ふやうになつたのだとしたところが、上記の考説から見れば、少しも怪しむには足らぬ。或は又た土師部を氏とするものが農民にあつても、不思議では無い。概していふと、伴造の職掌如何に拘はらず、彼等は農民を其の部民として有つてゐたのである。さて、伴造の部民は、斯ういふ風にして、それぞれ各地方に散在してゐたのであるが、それは子代部名代部などの部民、もしくは特殊の職掌を有たない權家の私有民が、それぞれ各地方に散在してゐたのと同じであり、孝徳紀に見える大化二年の詔勅に、其民品部交雜使居國縣とあるのも、かゝる状態を指すのであらう。雄略紀二十三年の條に見える遺詔といふものに、大伴氏について、民部廣大充盈於國とあるのも、かういふ部民が諸國に徧在することをいつたものであり、書紀の編者が伴造の部

民のかういふ状態をもとにして書いたものである。(こゝに民部とあるが、これは天智紀三年の條にある法制上の用語たる「民部」とは違ふものと見なければならぬ。上に引いた雄略紀十七年の條の土師連に關する記事に「私民部」といふことがあるが、これは文面の上には於いては土師氏に隸屬して土器製造に従事するものを指してゐるやうであるが、筆者は所屬の民といふ漠然たる意味に用ゐたものらしい。この記事は大化改新以後に作られた話であり、土器製造者のゐる所々の土地を列記したものであつて、歴史的事實の記載では無いからである。安閑紀元年の條にこれと一致しない、少くとも關係の不明な記事のあることも、此の點に於いて考へられなくてはならぬ。「民部」の上に特に「私」の字を加へてあるのも、改新以後の思想から出てゐる。書紀の用語法は可なり杜撰であるから、それをそのままにとつて嚴格に解することはできぬ。)或は又た仁賢紀五年の條に、普く國郡に散亡せる佐伯部を求めて佐伯部仲子の後を佐伯造としたとあるのも、諸國に佐伯氏の部民があつたといふ事實に其の基礎がある。(此の話が大化以後に作られたものであることは、國郡云々の文字によつて明かである。又た此の話に於いては、仲子は佐伯

部の部民であつたのが市邊押磐皇子の帳内になつてゐた關係から其の子孫が造のカバネを賜はつたといふのであつて、それはもとの伴造の部民であつた農民にカバネを賜はつたといふ續紀に屢々見える多くの例と同様であるが、これも亦た或は大化改新以後に於いて新にできた佐伯造の家の起源を古のこととして説いたものかも知れぬ。造がカバネとしては地位の低いものであること、又た上に述べた如く此の家は天武朝に宿禰を賜はつた佐伯連とは祖先を異にしてゐる如くみづから主張してゐることをも考ふべきである。なほ、此の話がもし佐伯部の全部を此の家が統率した如く説かうとしたものであるならば、それは事實に背いて構造したものである。佐伯部を統率したものは佐伯連の家であつたはずだからである。又た高橋氏文に、其の祖に諸國の人を賜うて膳大伴部とせられたとあるのも、同じやうな事實に基づいて作られた話である。

上記の考説は、朝廷の伴造となつた歸化人の家についても亦た同様に適用せられる。漢直、文首、船史、秦造などは其の有力なものであるが、彼等もまた其の生活の經濟的基礎としての部民たる農民を有つてゐたに違ない。漢部、秦部、秦人部な

どの名を負うてゐるものが正倉院文書の戸籍などに見えるのは、即ちそれを證するものであり、それらは何れも主家に租税を納める農民であり、日本人である。古事記の履仲天皇の卷に阿知直について、始任藏官、亦給粮地とあるのは、漢直の家に粮地があつたところから構想せられた物語に違なく、それによつて朝廷に用ゐられた歸化人の一般の状態を知ることができる。歸化人を尊重せられ、其の技藝を採用せられた朝廷は、彼等にかういふ粮地、いひかへると領土と其の地の農民とを與へられたのである。續紀延暦二年七月の條に、越前國人秦人部武志麻呂に本姓車持を賜ふとあるが、これは、もとの車持部の部民であつてそれを氏の名としてゐたものが、如何なる事情かで秦人部の名を冒すやうになつてゐたことを示すものであり、秦氏の部民が、日本人たる一般伴造の部民と同じく、日本人であつたことを語るものである。姓氏錄の山城國神別の部に秦忌寸のあるのも、秦氏の部民であり従つて秦を氏の名としてゐた此の家が、日本人であつた、いふ系譜を作るに當つて神代史上の神を其の祖先としたのであらう。もつとも、秦とか漢とかいふ名を冒したがために、其の祖先を支那人としたものも少なくなかつたに違なく、姓氏錄

の蕃別の部にはさういふものが多く含まれてゐるらしく推測せられるが、これは神々や昔の皇族を祖先としたのと同じ心理から出たものであり、何れも造作したものであるから、實際の系譜を考へる材料にはならない。當時の思想に於いては、支那や百濟の帝王を祖先とするのも、神々や昔の皇族の子孫たることを主張するのも、其の間に大なる差異はなかつたのである。さて、かういふ領土部民は、初めは朝廷から賜はつたであらうが、家によつては、一般の伴造と同様、種々の事情種々の方法でそれを擴張し、地民を多く獲得するやうになつたものもあらう。漢直の祖の阿知使主が十七縣の黨類を率ゐて歸化したとか、秦造の祖の弓月君が百二十縣の人夫を領して來たとかいふ話が事實で無いこと、それは部民の多いところから本國に於いて多數の民衆を領有してゐたやうに語つたものであり、何れも漢氏や秦氏の家譜から出たことであらうといふことは、曾て百濟に關する日本書紀の記載に於いて述べたところであるが、それは、上に説いた來たやうな伴造と其の部民との關係についての一般的考察の上からも、亦た證明せられるであらう。雄略紀十五年及び十六年の條に、秦氏の民が分散してゐたのを聚めて秦の酒公に賜はつ

たが、それをさらに散遷させたとあり、漢部についても亦たそれを聚めて伴造を定めたとあるが、これらは上に記した佐伯造の例と同じく、酒公や漢直の家の由來を説くために、部民の諸國に散在してゐるところから構想せられたものであり、特に一旦聚めたものを再び散遷したといふのは、諸國に部民を有つてゐた實際狀態に適合させるために強ひて作つたことであつて、聚めたといふ話の虚構であることを明示するものである。(古語拾遺に、此の十五年の條の記事を殆ど其のまゝ取つてあるが、そこには原文の「秦民を秦氏」としてある。「民」でなくては意味が通じないが、かう改めたのは、秦氏の部民が秦を氏の名の如く用ゐてゐたからのことかも知れぬ。)多數の民衆を率ゐて來朝歸化したやうに説いたり、朝廷でそれを聚散させたやうに記してあるのは、或は百濟滅亡後、韓人がやゝ多數來歸したことがあり、それを政府で所々に置いたり移したりしたことから、思ひついて造作せられたものでは無からうか。古事記には秦造漢直の祖が來歸したとあるのみで、多數の民を率ゐて來たやうなことは、毫も見えないところを見ると、かういふ話は、よし二氏の家譜から出てゐるにしても、それが作られたのは、決して古いことでは無いに違な

い。秦氏のカバネは造であるが、このカバネは地位の低いものゝ有つてゐるのが普通の例であるから、秦氏は本来、さまで有力の家では無かつたのが、如何なる事情かで多くの地民を占有するやうになつたものらしい。雄略紀の物語も亦たそれを暗示するものゝやうであり、さうしてそれは比較的新しいことであつたらう。欽明紀元年の條に、召集秦人漢人等諸蕃投化者、安置國郡、編貫戶籍、秦人戶數惣七千五十三戶、とあるのも、同じやうな思想から作られたものであるが、國郡と書かれ、編貫戶籍とせられてゐるのを見ると、それは如何に早くとも大化改新以後の考案であることが知られよう。七千五十三戶といふやうな精密な統計が其のころにあつたはずも無く、又たそれを人口として見れば、少く見つても三四萬に當るであらうが、さういふ多數の歸化人があつたといふことは、如何なる點からも考へ得られざることである。續紀實龜三年四月の條に見える坂上荊田麻呂の上言に、阿智使主が十七縣の人夫を率ゐて歸化したことを述べ、詔賜高市郡檜前村而居焉、凡高市郡内者、檜前忌寸及十七縣人夫、滿地面居、他姓者十而一二焉、とあるに至つては、妄言も甚しいので、高市郡の如き大和朝廷の政治上の中心に近い土地の大部分が

歸化人によつて占居せられるやうな状態にあつたはずの無いことは、いふまでも無い。これは檜前附近にもとの漢直の部民、即ち戶籍の上で漢部を氏の名として名のつてゐるものが多かつたゝめに、かういひなしたのであらう。他姓云々の語は即ちそれを證するものである。坂上系圖に誣妄の記載があることゝ共に、百濟に關する日本書紀の記載參照、此の家の虚勢を張らうとした態度が之によつても知られる。續紀天平寶字二年六月の條に、桑原史の男女一千餘人が上言したとあるが、これもまた部民たる農民であつたと見なければならぬ。書紀に見える弓月君や阿智使主が多數の民を率ゐて來たといふ話は所謂慕化來歸の思想に適合するものであるため、支那思想に基づいて種々の説話を作つた書紀の編者には喜んで採用せられたであらうが、奈良朝末に於けるかういふ上言などは、たゞ家々の家系を誇るに過ぎないものであつたらう。(部民の問題には關係の無いことであるが、歸化人の家で系譜や祖先の物語を作り加へてゆく他の一例をこゝに挙げよう。文首の祖となつてゐる王仁が百濟人として語られてゐたことは、記紀の記載をすなほに讀めばおのづから明かであるが、延暦十年の文忌寸の上言には、それを漢高

帝の後といつてある。此の上言は、もとの文直の家が宿禰となつたのに對し、それと同地位を得んがための奏請であるから、彼の家が後漢靈帝の裔と稱したに對し、新に遠祖の名を漢高祖に託したのである。昔は百濟の名が尊敬せられたが、當時はそれが亡國のひゞきを有つ。漢人の名に對抗するには、やはり漢人の名を以てする必要があつたであらう。

歸化人のことを説いた因みに一言すべきは佐伯部のことである。佐伯部は蝦夷であるといふやうな説が可なり廣く世に行はれてゐるらしいからである。先づ伴造たる佐伯氏のことを考へるに、佐伯連の名は天武紀十三年の條に見えてゐるが、此の家が大伴氏と共に皇居守護の職務を有つてゐたものであることは、續紀天平勝寶元年の條に出てゐる宣命に此の二氏のことを、天皇がみかど守りに仕へ奉るといつてあるのでも知られ、又た寶龜二年の大嘗會の記事に大伴佐伯二氏が門を開くことが見え、儀式にも延喜式にも大嘗會の條に同じことが記されてゐて、それは即ち宮門警衛の任に當つてゐた古い習慣が儀禮の上に遺存してゐるものに違ないから、姓氏錄に大伴佐伯二氏が共に衛門開闔を掌つたと記してゐるのは、

大化改新前の事實が傳へられてゐるものと認めねばならぬ。此の二氏を同祖としたのも、之がためであらう。仁徳紀三十八年の條に見える兎餓野の鹿の物語に於いて天皇が佐伯部不欲近於皇居と仰せられたとあるのも、亦た此の事實から構想せられたものである。サヘキのサヘは塞を意味し、キは城の字をそれにあてたのでも知られる如く區劃せられた一定の場所を意味する語であるらしく、従つてサヘキは宮門を守護するものとしては最も適切な名稱である。さすれば、佐伯氏が、すべての伴造と同様、朝廷に於いて特殊の職掌を有つてゐるものであることに、は何の疑もなく、従つて佐伯部の部民が各地方にあり、それが日本人たる農民であるといふ、上に述べた考にも異論は無いはずである。ところが、景行紀五十一年の條に、日本武尊が捕虜とせられた蝦夷を諸國に置いたのが播磨、讃岐、伊勢、安藝、阿波、五國の佐伯部の祖であるといふことがあるので、佐伯部は蝦夷であるといふ説がこゝから出るのである。此の話は、記紀の研究に述べた如く、書紀の日本武尊の物語全體が天武朝ごろに改作せられたものとしなければならぬものであることか、ら考へても、又たこゝに擧げてある國名が大化以後の行政區劃の名であることか

ら見ても、新しく造作せられたものに違なく決して古い事實を傳へたものではない。蝦夷の俘囚を京畿に送つたことは正倉院文書にある天平十年の駿河國正税帳にも其の例が見え、又た記録が無くとも蝦夷征討の場合には有り勝ちのことであつたと想像せられるから、如何なる場合かのさういふ俘囚を何等かの事情から佐伯氏が管理し、其の部民の存在する地方に配置したことがあつたので、それが斯ういふ物語の材料となつたのであらう。さうして、もし臆測をするならば、さういふ俘囚が、隼人の例の如く、宮門の守衛として使役せられたことがあるのでは無いかとも思はれる。此の物語によつて佐伯部の部民が蝦夷であるといふやうな推測をすべきものでないことは、勿論である。姓氏錄右京皇別の部に見える佐伯直の祖先の物語は、此の景行紀の記載に基づいて作られたものであるが、その蝦夷が播磨の山間にある一小部落として語られ、其の管理を命ぜられたといふ佐伯直の家が佐伯宿禰の家とは系譜を異にしてゐるやうに作られてゐることをも、考へるがよい。此の佐伯直の家は、多分、播磨地方の佐伯部の部民の間に於ける有力者であつたらうと思はれ、従つてそれは蝦夷のみを管理する家では無かつたに拘はら

ず、系譜を作るに當つて景行紀の記載を採つたため、かういふ話ができたのであるが、それにしても、其の話に於いて蝦夷が佐伯部中の一部分のものに隸屬する極めてさうやかな部落とせられてゐるのは、話の作者が佐伯部そのものを蝦夷とは考へてゐなかつたからであり、さうしてそこに佐伯部の部民の状態が熟知せられてゐた時代の知識があるのである。或はまた、佐伯の名が常陸風土記に見え、山之佐伯野之佐伯とあるので、それを蝦夷と解する考があるやうであるが、これは土蜘蛛とか國栖とかいふのと同様、物語の上で土賊を指す稱呼であつて、それを異民族の名として見るべき徴證は少しも無い。此の場合のサヘキも、やはり塞城とでも書くべき意義の語であり、所謂、普置掘土窟、常居穴、がよくそれを示してゐる。山や野に普通人のよりつかれないやうな窟宅、即ちサヘキを作つてゐたものといふので、かう呼ばれたのである。さういふものがゐる時々人里をあらしに出て來るといふのは、民間傳説などに存在してゐたことらしく、山之佐伯野之佐伯、といふやうないひ現はしかたによつても、それは知られるが、それが風土記に於いては朝命を奉ぜぬものとなつてゐるのである。

以上、余は伴造が朝廷に於いてそれ／＼の職務に服する一くみのものを統率すると共に、他方に於いては農民を領有したことを述べ、それが何れも部と稱せられたことをいつたのであるが、こゝまで説いて来たところで、立ち歸つて部の字によつて記されてゐる「モノ」の語の意義を考へるのが便宜であらうと思ふ。これについては世に種々の見解があるやうであるが、余はそれを部の字音とし漢語とする故内田銀藏氏の説(日本經濟史の研究下卷、日本上代の氏族制度について)に賛成するものである。部の意味がもし果して上記の如きものであるならば、「モ」を本來の國語として解釋することは困難だからである。部の字音をべとすることには幾らかの疑を容れ得るやうでもあるが、記紀に於いては倍陪などの字を何れもべの音に用ゐてあるのを見ると、部の音も亦た同様であつたとして支障は無さうである。もつとも、モノ、フのフが物部の部の字音であるとすれば、部をフともいつたことが知られるので、此の方が當時の支那の音に近いやうであるが、部にかういふ二つの音があるのは、多分、傳來の徑路と時代とにちがひがあつたからであらう。詳しくいふと、べは古い時代に百濟人から傳へられた音であり、フは後になつて支

那人から學んだものでは無からうか。後にいふやうに、部を上記の意味に用ゐることが百濟の例に倣つたものらしいこと、物部氏が新しく興つた家であり、さうしてモノ、フの稱呼は此の家の勢力が強かつたところから生じたものと思はれること、を參考すべきである。が、それはともかくも、物部をモノ、フといつたことは、部の字によつて示される語が國語で無くして漢語であることの一證であらう。さて、部といふ漢語は、其のはじめは、國語のトモ(伴)に相當するものとして用ゐられたのであつて、それは伴造といはれてゐるものが部の長であることから推測せられる。古事記の神代の卷に「五伴緒」とあるのを書紀の「一書」には「五部神」と書いてあるが、これも亦た部がトモの義であることが書紀編述のころにも知られてゐたことを證するものである。上に百八十部といふ稱呼が百八十伴緒の譯語であらうといつたのは、之がためである。神代紀や推古紀十年の條などの神部を昔からカムトモと訓んで来たのも、古くからの傳承であらうし、垂仁紀三十九年の條に一千口の劍を作つてそれを川上部とも裸伴とも名づけたとあるのも、此の話の作者が部と伴とを同義としてゐたことを示すものらしい(古事記を参照すると、此

の物語のはじめから川上部が劍の名とせられてゐたかは疑問であり、裸伴といふ名の意義も明かでないが、それはこゝでの問題では無い。ところで、朝廷の制度としてのトモは、一定の職掌を有する一團のものであつて、数多きそれらの集團を總稱して八十伴緒などいふのであるが、大伴といふ名はトモといふ語が其のまゝかういふ一團の名となつたものであつて、それは、多分、此の一つのトモの人員が多かつたからであらう。しかし、すべてのトモが一々トモの語をつけて呼ばれたには限らず、例へば鏡作のトモとも玉作のトモともいはれずして、單に鏡作玉作と稱へられてゐたでもあらう。が、部といふ文字がトモのことに用ゐられてからは、それが大伴とか佐伯とかの少數の例外を除いて、多くのトモの名に附けて記されるやうになつたらしい。もつとも、さういふ場合でも口にする時に一々「べ」の語をつけたかどうかは問題であつて、伴造の家の名に兒部とか漆部とか稱するものがあると共に、トモの名としては明かに土師部、犬養部、鳥取部、語部など、書かれてゐるに拘はらず、土師、犬養、鳥取、語など、いつて部の字をつけない伴造の家の名が少なくなく、掃部や服部などのやうに部の字を書いてあつても、「べ」といふ語をいはない

ものさへあるのは、それ「べ」のトモを文字には部と書いても口では一律に「べ」をつけて呼ばなかつたからであらう。これは何となき習慣であらうが、口調の便宜から來たことが多かつたらうと思はれる。さうして、かういふ風に部の字を書くことが口にする語と必しも相伴はないのは、それが國語を寫した文字で無いことを示すものであらう。然らば部といふ漢語が如何にして此の意味に用ゐられるやうになつたかといふと、それは朝廷の記録を掌つてゐた百濟の歸化人が其の本國の習慣を適用したものであらうと臆測せられる。周書百濟傳に「各有部司、分掌衆務」として官司の名を部と稱したことが見え、其の中には穀部、肉部、馬部、刀部、藥部、木部などの名も見えてゐるが、此の部は支那人の假に名づけたものでは無くして、實際百濟に於いて用ゐられてゐた稱呼であることが、孝徳紀大化元年の條に見える。鬼部達率意斯の鬼部もやはり其の例であるらしいこと、部の意味は違ふけれども、同じく周書に都下の五部として記されてゐる上部、前部、中部、下部、後部の名が實際の稱呼であつたことから、推定せられる。百濟の制度に於ける此の名稱が何時から始まつたかは明かでない、周書の記載はそれがよほど整頓した時代のものであ

らうが、六朝時代の支那の官制に於いて尙書の部局に部と稱するものがあつたので、そこに一つの由來のあるらしい百濟の此の名稱は、可なり早くから行はれてゐたであらう。さうして、例へば村主といふカバネが韓地の爵位の名を適用したものであることを思ふと、制度上の稱呼に百濟から來てゐるものゝあることを推測するのは、無理ではあるまい。(使主といふカバネも韓地に用ゐられた稱呼ではあるまいか。州主、郡主、寺主、軍主などの名稱が三國史記の新羅紀に記されてゐ、欽明紀には百濟の官名として城主といふのが見えること参照。地方區劃に評の字を用ゐることも、大化以前からの習慣であらうし、郡を大化の制度の如き狭小なる區劃の名とすることも、韓地の例に従つたものらしい。)勿論、我がトモが百濟の部と同じであつたといふので無いことは、百濟の部が支那の官制のそれと同じであつたとはいひ難いのと同様であるが、こゝでいふのは、たゞ職務を分掌する部司をかういふ名で呼んだことについての話である。さうして、更に推測を進めるならば、部の稱呼を用ゐたのは、新に歸化人によつて組織せられたトモに始まり、それから古來存在したトモに及ぼされたのでは無からうか。さうして、それが一般の習慣

となり、^べが國語化して來ると、それから後、新に設けられたトモは、初から某部と呼ばれることになつたのであらう。イミ部やモノ、部の如きは、或は其の例ではあるまいか。これらは、^べといふ語が名稱の不可分の要素となつてゐるからである。ところが、部の語は百濟に於いて上に述べた五部、即ち都城の人民に對する行政區劃を示すものとしても用ゐられてゐ、支那でも、部曲など、いふ熟語でも知られる如く、何人かの配下に屬する民衆の一團を指す場合もあるから、伴造の部民をも亦た同じく部といふやうになつたのも、怪しむに足らぬ。欽明紀十三年及び十四年の條の百濟の記録から出たらしい記事に、河内部阿斯比多といふ日本人の名が見え、それが中部といふ五部の一の名を冠する百濟人と並記してあるが、これは阿斯比多が河内の人であるため百濟の慣例に従つて、それに部の字をつけて呼んだのであらう。さすれば、朝廷のトモで無く、或る一團の民衆を部と呼ぶことも、また百濟から學ばれたものらしい。伴造の部民は百濟の五部の民とは其の性質が同じで無いけれども、これは制度そのものが違ふからであつて、民衆の一團を部と稱することには、變りが無いのである。我が國に於いては、かういふ部民が本

來の意味のトモと共に、同じく伴造に隸屬するものであることが、一層此の語のかういふ適用を促がしたのであらう。部といふ名稱に二重の意義があるやうになつたのは、此の故であり、中臣氏や大伴氏や佐伯氏の部民を中臣部、大伴部、佐伯部など、稱するやうになつたのであるが、忌部物部などの例の如く、トモの名として部の語が附けられる場合には、上に述べた如く、部民を示す部の語は省かれるのである。さうして、かうなつて來ると、トモといふ語もまた、之と同じ意味に用ゐられるやうにもなるので、百八十部曲と譯せられた百八十伴緒は即ちそれである。子代名代の民を部と稱することも、やはり此の意味の部の語が適用せられたものらしく、此の稱呼は恐らくは比較的新しく始まつたのであり、さうして「子代之民」といふ名稱が上にも引いた孝徳紀の詔勅に見えることから推測すると、伴造の部民も、とは其の伴造の名によつて某々の民といはれたのであらう。ミブ(壬生)部が皇極紀に「ミブの民」と記してあることも、参考せられる。のみならず、此の意味の部も亦た文字には書いても口にはいはれなかつた場合があるので、皇極紀に壬生部を乳部と記し、それに「乳部此云美父」と注記してあるのが、其の明かな例である。これは、

乳の字をミブの語に充てゝあるからであるが、此の注記によると、部の字を附けて書いてあつても、口にする時にはミブベといはずして單にミブと稱へたのである。なほ天武紀元年の條の和珥部臣に其の例のある如く、地方的豪族の家の名たる地名に部の字を附けることもあるやうであるが、これも亦た伴造の領民の集團を部といつたことから轉じて地方的豪族のそれをもさう稱することになり、更にそれから轉じたのではあるまいか。和珥部臣は古事記開化の卷の和珥臣らしく、従つてそれは朝廷の伴造では無く、和珥の地の豪族らしいからである。或はもつと簡単に、地方的豪族の地民を領有することが伴造のそれと同じであるために、伴造の家の名についてゐる部といふ稱呼をかういふ豪族にも適用したものと考へた方がよいかも知れぬ。それは何れにしても、これは、文獻の上に見える例が多くなることから考へると、一般の風習となつたのでは無いに違ない。又た、地名に部の語のつけてある家の名を有するものがすべて地方的豪族をさすのでは無い。例へば日下部といふものがあつても、それは朝廷のトモ、従つてその伴造の家、の名であるらしい。其の家は、多分、日下の豪族であつたらうが、日下部と稱せられたのは

朝廷のトモを管理する伴造となつたからである。此の名を負うてゐる家従つて後にはそれが地名となつてゐるところが所々にあるのである。その名が日下部といはれた後には、其の本居である地名の日下が日下部ともいはれるやうになつたらしい。なほ、子代名代の部に關する考説に於いてこのことを詳説するであらう。(地方的豪族であるか、朝廷の伴造であるか、今日からは知りかねるものもある。)それから、天武紀元年の條に山背部小田といふものゝ名が見えてゐるが、これは其の名稱と山城直小林と連記してあることゝから考へると、山城直の部下のものであつたらしく、さうして、それから推測すると、地方的豪族の部民の一々もまた伴造の部民のそれと同じく、主家の名によつて某部と稱する場合があつたやうである。戸籍には地方的豪族の部民であつたものを國造族などとしてある例もあるから、これも亦た一般的の慣例では無かつたらうが、地方的豪族が部と稱したことに伴つて生じた風習であり、伴造のそのの學ばれたものと認められる。ところが、地方的豪族の家をも其の領民をも部と稱する習慣が更に轉ずると、土地そのものゝ名としても部の字がつけられるやうになることがあつたらしい。

孝徳紀大化二年正月の條に注記してある難波狹屋部邑、または天武紀元年の條の玉倉部邑などの部が、もし文字のまゝの意味ならば、それは或は其の例では無からうか。時が經つに従つて、部の語が種々に用ゐられるやうになつたのであらう。のみならず、後になると、初から語とは離れて文字にのみ書かれる場合も生じたので、神武紀の倭直部、吉野首部、吉野國樫部、阿太養鷗部、菟田主水部などが其の例である。古事記には何れも部の字が無く、倭國造(直)吉野首、宇陀水取には等の字がつけてあるが、書紀のも昔からアタヒベ、オフトベ、クズベ、ウカヒベ、モヒトリベとは讀まず、アタヒラ、オフトラ、クズラ、ウカヒラ、モヒトリラといつてあるので、それが推知せられる。(倭直部、吉野首部は、其の始祖が椎根津彦や井光だといふのであるから、倭直、吉野首の家の名として記されてゐるやうにも見えるが、次の國樫部などの例から見ると、さうでは無く、倭直や吉野首と、それらに隸屬する部民とを含めた意味で、漠然から書いたのであらう。部民などを含めた集團に祖先のあるのはをかしやうであるが、一部落をなしてゐる國樫や同じ職業を有するものゝ一群である養鷗などにも、同じことが記されてゐるのであるから、これは神代紀にフトダマの

命を忌部の、タマノオヤの命を玉作の、ウズメの命を猿女の祖としてあるところが
あり、雄略紀十四年の條に衣縫を衣縫部の祖と書いてあるのと同じであつて、職業
や土地によつて祖先を定め、もしくはは一定の土地に住み一定の職業に従事するも
のを、それと関係のある説話上の人物の子孫としたからのものである。事實上の
血統では無く、強ひて造作したものであるから、かういふものができたのである。
又た倭直、吉野首に部の字をつけたのは、上に和珥部や山背部について述べたやう
な事情からであるやうに思はれようが、これも亦た國操部などの例から類推
すると、さうでは無く、多分、次にいふやうな、ラの語に部の字をあてる書紀編纂時代
の習慣に従ひ、古事記に等としてあるのを斯う書きかへたまで、あらう。古事記
には國巢と鶺鴒とに等の字が無いが、これは偶然のことに過ぎなからう。他の場
合でも斯ういふ血統関係を記してあるところに、等の字のあるのと無いのがある
が、それに意味は無いやうである。又た此のうちで、阿太養鷗と菟田主水とに部
の字をつけたのは、或は、それが後にいふやうな令の制度に見える品部となつてゐ
たためでは無いかと、臆測せられもするが、よしさうであるにしても、それをウカヒ

メ、モヒトリベとはいはなかつたらう。品部といふ法制上の用語はあつても、其の
ウカヒが單にウカヒといはれてゐて、ウカヒベといはれなかつたことは、集解に引
いてある別記の文字によつても知られる。なほ、氏族制度時代に主水造といふ伴
造があつたことは、天武紀十二年の條の記載によつて知られるから、主水部が朝廷
に置いてあつたことは事實であり、さうして其の部には菟田の民が隸屬してゐた
ので、それが菟田主水部と稱せられたかとも推測せられるが、もしかう解する場合
には、古事記に、宇陀主水等と書いてあるのに對照し、部の語が口にいはれなかつた
一證として見ることができ、それから、雄略紀九年の條の家人部をヤケヒトラ
と訓んであるのも、此の點に於いて參考せられよう。書紀のよみくせは必しも絶
對に信用せらるべきもので無いかも知れぬが、神代紀の祝部がハフリと訓まれて
ゐるのを、萬葉の十、十二などの卷々にハフリを祝部と書いてあるのと對照すれば、
少くとも部の字の訓については誤の無いことが明かである。これらも亦た部の
字が文字の上でのみ用ゐられた場合のあることを示すものである。萬葉十三の卷
に、神主部とあるのを普通にハフリベとよんでゐるが、これも亦たハフリラである

ことは、十の卷、十二の卷などに祝部等と書いてあるのがそれと同じ意味であり、さうしてそれがハフリヲであることから、推知せられる。皇極紀元年の條に見える「村々祝部の祝部も之と同様、ハフリもしくはハフリヲの語を寫したものと考へられる」此の記事は、既に説いた如く、當事の史料から出たものでは無く、書紀の編者の造作である。萬葉の十一、十二、十三、十九などの卷々には、又たアマを海部と書いてあるが、持統紀六年の條に「阿古志海部河瀬麻呂等兄弟三戸云々と見える海部も、亦た單なる海人の義であり、アマであつて、部の字に意義は無い。なほ郡名に海部といふのが少なくないが、これもアマの語を寫したものである。海部とは書いてあるが、それは昔の部としての海部と關係のあることを示すものでは無い。但し、これらは、氏族制時代に於いて、上に述べた如く、伴造の家の名や其の部民の稱呼に、べの語をつけていはいはないものがあるのとは違ふ。これらの場合のハフリ、アマなどは、朝廷に特殊の地位を有するものでは無くして、民間のそれをいふのであり、又た或る伴造の部民を指すのも無い。民間に於いて特殊の職業を有するものゝ一群であるため、文字を弄するものが部の字を書き添へたまで、ある(但し、アマを海

部と書いたのは、伴造の部として海部がアマベといはれずしてアマと呼ばれてゐた習慣に助けられてもゐよう)。が、それは此の語の我が國に用ゐられた本來の意義に於いては無く、さうして、それが文字に書かれたのみであつて、口にいわれてゐなかつたのは、民衆の間に於いては、さういふ場合に、べの語が用ゐられてゐなかつたからであり、従つてそれは、べの語の由來と意義とが上述の如きものであることを證するものでもある。部は朝廷の記録を掌るものによつて漢語の適用せられた制度上の用語であり、其の意味に於いてのみ國語化してゐたのである。ところで、皇室の御系譜を通覧すると、欽明天皇から後には、歴代の皇子の御名に往々某部といふのが見えるが、それより前には、さういふのが無い。(古事記の仁徳の卷にある若日下部命の部の字が衍であるといふことは、前に説いて置いた。又た顯宗紀の注に引いてある譜第には、飯豊女王を忍海部女王としてあるが、古事記には部の字が無い。前後の例から推考すると、古事記に従ふべきであらう。)これは、某部といふ稱呼が欽明朝ごろには既に世に行はれてゐたことを示すものであると共に、又た此の語の用ゐはじめられた時期を知る一助ともなるものであらう。(附記。

昔の國學者は「べ」を國語で説明しようとして、それをムレの義とし、べは此のムレの約メの轉訛であるとしたが、かういふやうに所謂延約で言語を説明しようとする、徳川時代に流行した見解は、今日ではもはや問題とするまでも無からう。又た部は戸の意味では無からうかといふ考があるかも知れぬ。熟語となつて或る語の次につゞけられる場合には戸がべといはれたので、それは餘戸などの例によつても知られるのみならず、雄略紀二年の條に「史戸」とあるのは同じ條の「史部」を指すものらしく、九年の條に見える郡名の「飛鳥戸」も「飛鳥部」の意のやうであり、従つて部とあるべきところに戸の字の用ゐられたことさへも史上に認められるからである。しかし、部の第一の意義である朝廷のトモは戸から成立つてゐるものでは無く、伴造などの部民をさす第二の意義に於いても、部は本來集團の稱呼であつて、一々の戸をいふのでは無いから、此の考も亦た妥當で無い。戸の字を部の字の代りに用ゐたのは、部の語が一般に行はれるやうになつてから後のことであらう。

第二章 子代名代の部

余は前章に於いて、部といふ稱呼に二つの意義があつて、其の一つは伴造の領有する部民を指すものであることを述べ、子代名代の民を部といふのも、それから轉じたことであると説いて置いた。ところが、此の子代名代の部、普通には子代部、名代部ともいはれてゐるものについて、は種々の問題が存在するから、こゝに少しくそれを考へて見ようと思ふ。

子代部、名代部といふ名稱は、記紀には出てゐない。所謂子代部は、古事記の垂仁天皇の卷及び武烈天皇の卷に、皇子もしくは天皇の御子代として部を置かれたと見えるもの、所謂名代部は、同じく古事記の仁徳、允恭、雄略、清寧などの天皇の卷々に、皇子や后妃の御名代として部を置かれたと記してあるものをいふのである。書紀には、子代または名代として部を置かれたといふ明文は無いが、孝徳紀の大化二年正月の詔勅に、昔在天皇等所立子代之民とあるのは、即ち子代の部であるに違な

い。何人かの私有民の一團を部といふのが、當時の慣例であつたからである。さすれば、同年三月の皇太子の奏請に、昔在天皇所置子代入部、皇子等私有御名入部、皇祖大兄御名入部、とある、子代入部も亦た、子代之民、即ち子代の部であるらしく、さうして、それから推測すると、御名入部は名代の部を指すものゝやうである。この比定はこれらの名稱の意義を明かにした上でなければ確實であるとはいひ難いが、それは後に至つて考へることゝして、今はしばらく、かう假定した上で論歩をすゝめることにする。そこで、先づ子代の部が如何なるものであるかを、古事記の記載について、しらべてみるに、垂仁の卷に「伊登志和氣王者、因無子而爲子代、定伊登志部、伊登志部としたのは、宣長の説による、後文參照」とあり、武烈の卷に「小長谷若雀命：此天皇无太子、故爲御子代、定小長谷部也」とあるのによつて、子代の部は皇子また、は天皇の御子の無い時に、其の皇子や天皇の御名をつけて置かれた部と考へられてゐたことが知られる。ところが、清寧(白髮大倭根子命)の卷に「此天皇、無皇后、亦無御子、故御名代、定白髮部」とあり、同じことを雄略の卷には「爲白髮太子之御名代、定白髮部」と書いてあるのによつて、名代の部もまた、其の實、子代の部であるやうに見える。

る。特に、清寧天皇の場合と武烈天皇の場合とは同じやうな事情であるに拘はらず、一を名代とし一を子代としてあるので、此の感が一層深い。仁徳の卷に「爲八田若郎女之御名代、定八田部」とあつて、こゝには御子が無いためとは記して無いが、此の妃に御子の無かつたことは同じ卷の首に出てゐるから、この名代も亦た御子の無いために定められたものと解釋し得られよう。しかし仁徳の卷に「此天皇之御世、爲太后石之日賣之御名代、定葛城部、亦爲太子伊邪本和氣命之御名代、定壬生部、亦爲水齒別命之御名代、定蝮部、亦爲大日下王之御名代、定大日下部、爲若日下部王之御名代、定若日下部」とあつて、石之日賣、伊邪本和氣命(履仲天皇)、水齒別命(反正天皇)、大日下王、みな御子があり、御子の無いのは雄略天皇の皇后となつた若日下部王(書紀の幡梭皇女)のみであることを思ふと、これらの名代部は御子の無いために置かれたものとして考へられてはゐなかつたとしなければならぬ。若日下部王の部の字は衍である、このことは後にいはう。それから、允恭の卷の「爲木梨之輕太子御名代、定輕部、爲太后御名代、定刑部、爲太后之弟田井中比賣御名代、定河部也」とついで見ても、輕太子には御子が無かつたが、所謂太后(忍坂之大中津比賣命)には安康雄略二帝及

次其の他の多くの御子があるから、名代としての刑部も亦た御子の無いために置かれたものとせられてゐないことは明かである(田井中比賣については不明)。さすれば、古事記の記載について考へる限り、名代の部は、御子の無いために置かれたもの即ち子代の部と、然らざるものとの二つを含んでゐると解しなければならぬ。さて、御子が無いために部を置くといふのは何の意味であるか、それが問題であるが、名代の部にもさういふものが含まれてゐるとするならば、子代の部ならぬ名代の部が何のために置かれたとすべきであるかを考へ、名代の部の全體の上からそれを観察すべきである。そこで、上に引いた古事記の記載を見ると、御子のある場合の名代の部たる葛城部、蝮部、刑、忍坂部は、石之日賣、水齒別命、大中姫の郷里もしくは住地、又た天皇としては皇居の所在地の名を負うてゐるが、それ等の地名は、即ちそれ／＼の天皇や皇族の御稱號に含まれてゐるものであり、又た大日下部は大日下王の名を有つてゐるものであることから推測して、普通に説かれてゐる如く、天皇、皇族などの御名を後に傳へるために置かれたものであつたと、一應は考へられる。御稱號や御名を部の名としてつけるといふことに特殊の意義があつた

と見られるからである。(壬生部にはさういふ名がついてゐないが、このことは後にいはう。)さうして、子代の部として記されてゐるもの、又は御子の無い場合の名代の部が、やはり伊登志とか小長谷とか、又は白髪、八田、若日下、輕、とかいふ、天皇や皇族の御稱號(に含まれてゐる地名)や御名を負うてゐるのを見ると、これにもまた同じ意味があつたと、やはり一應は、考ふべきやうであつて、畢竟、名代の意味がこゝにあるやうに見える。が、もしさうとすれば、子の無いがために部を置くといふことに特殊の意味が無く、名代の外に子代といふ稱呼の存在する理由も無くなるので、そこに疑問が存在する。以上は古事記によつての考であるが、書紀ではどうかといふに、これには名代といふ稱呼がどこにも出てゐず、子代といふ名も上記の詔勅に見えるのみで、子代として部を置いたといふ記事は、どこにも無い。これは何故であるか、そこに問題があるが、それは後に考へることとして、子代名代の部の設置に關する古事記の記載に對應する事例を見ると、武烈紀には六年の條に「詔曰……朕無繼嗣、何以傳名、且依天皇舊例、置小泊瀬舍人、使爲代號、萬歲難忘者也」と見え、清寧紀には二年の條に「天皇恨無子……置白髮部舍人、白髮部膳夫、白髮部勸負、冀垂

遺跡、令觀於後」とあり、何れも御子の無い場合に、名を後世に傳へるため、これらの部の置かれたことが明記せられてゐる。また允恭紀十一年の條に「冀其名欲傳于後葉……爲衣通姬定藤原部」とあつて、此の衣通姫には子があつたといふ記載が無いから、これも亦た同様に見るべきものであらうが、このことは古事記には出てゐない。これらは所謂子代に當るものであるが、御子のある場合のについては、仁德紀七年の條に「爲大兄去來穗別皇子定壬生部、亦爲皇后定葛城部」とあり、允恭紀二年の條に「爲皇后定刑部」と見えてゐて、これらは何れも古事記に名代として記されてゐるものである。これらの部の置かれた理由は書紀には記されてゐないが、皇子や皇后のためにと書いてあるところを見ると、それはやはり名を後に傳へるといふ意味で書かれてゐるものと解してよからう。ところが、安閑紀元年の條には「朕納四妻至今無嗣、萬歲之後、朕名絕矣」といふ詔勅に對し、夫我國家之王天下者、不論有嗣無嗣、要須因物爲名、請爲皇后次妃、建立屯倉之地、使留後代、令顯前迹」といふ大伴金村の上奏を載せ、さうして妃の紗手媛に小墾田屯倉を、香々有媛に櫻井屯倉を、又た宅媛に難波屯倉を、それ／＼に屬する田部もしくは鏝丁と共に、給はつたことを記し

てある。さうして皇后については、それより前に「皇后雖體同天子、而内外之名殊隔、亦可以充屯倉之地、式樹椒庭、後代遺迹」として、屯倉を置くべき良田を河内に於いて簡擇せしめたとあるが、繼體紀八年の條には、當時の太子の妃としての此の皇后（春日皇女）に子が無いため、賜匝布屯倉、表妃名於萬代」といふことが見えてゐる。これは何れも御子の無い后妃についての話であるが、それに關する上奏といふものは、子の有無に關せず、後代に名を貽さんがため土地が與へられる、とあることは注意を要する。これは、古事記に於いて、子の有る場合の名代の部と子の無い場合のそれ、いひかへると子代の部とがあるやうに記されてゐること、相應するものであり、書紀に於いて、子代名代といふ稱呼が用ゐられてゐなくとも、さういふものゝ存在が承認せられてゐたことを示すものでもあり、又た子代の部をも含んでゐる名代の部が、すべて名を傳へるために置かれたものである、といふ上記の解釋が書紀によつて肯定せられたことを語るものゝやうでもある。が、書紀に見えるかういふ考へかたからいへば、子の有無は初から問題では無く、従つて古事記の記載について上に述べた如く、子の無いがために部を置くといふことのあるのが無意味に

なる。のみならず、書紀のこれらの記載が果して古事記の一致するものかどうかも疑はれるので、書紀の小泊瀬舍人、白髮部舍人などが古事記の小長谷部や白髮部と同じであるかは、問題である。そこで、考察は、おのづから別の方向から出立しなればならぬことになる。

上に、名代の部も子代の部も共に名を傳へるためであるとい應は考へ得られる、といつて置いたが、實はそれが再應の吟味を要するのである。古事記に見える所謂名代についていふと、仁徳朝、允恭朝に定められたといふ葛城部、蝮部、八田部、刑忍坂部の如く、天皇や后妃の御名そのものでは無くして、皇居、住地もしくは郷里の地名を部の名としてつけるといふことは、其の人の名を後に傳へることにはならぬのではあるまいか。御稱號に含まれ其の一部をなしてはゐるが、本來地名であつて御名そのものでは無いことが、考察を要する點なのである。子代の小長谷部も、小長谷が小長谷若雀命といふ御稱號の一部となつてはゐるが、本來、長谷は皇居の所在地の名であり、特に小長谷といつて小の語を加へたのは、大長谷若建命の大長谷に對する、後からの稱呼であるらしいことを考へると、若雀命の御名を傳へるた

めとしては、ふさはしくない感じがする。書紀の記載に於いては、衣通姫(弟姫)の藤原部もまた姫の居所の名であるが、春日皇女の匣布屯倉、紗手媛の小墾田屯倉、香々有媛の櫻井屯倉、宅媛の難波屯倉に至つては、其の土地の名と后妃の名との間に何の關係も無く、これらの土地を有することが如何にしてこれらの后妃の名を傳へることになるか、わからぬでは無いか。これが先づ起る疑問である。もつとも、繼體紀、安閑紀の記載については、記載そのものが既に問題である。同じ春日皇女(皇后)について、よし一は太子の妃としてであり、他は皇后としてのであると解し得られるにせよ、繼體紀と安閑紀とに互に一致しない記載のあること、皇族の領地にも屯倉の稱呼を附けることは、孝徳紀の皇太子の奏請に「子代入部……御名入部及其屯倉」とあるので知られるが、其の農民を田部といつたかどうか問題であること、或る一ヶ所の屯倉に「每國田部」もしくは「每郡鑿丁」を添へ賜はるといふのが領解し難いこと、國郡といふ行政區劃の稱呼を用ゐてあり、詔勅のうちに「率土之上莫非王封、普天之下莫非王域」といふ、全國の土地が國家の有とせられた後で無ければ理解し得られない、文字があり、大河内直味張の罪をせめるところに「自今以後、勿預郡

司」とあつて郡司といふ名稱と其の郡司には地方の豪族が任命せられる慣例にもとづいた語とがあり、又た土地の面積を肆拾町と記してあるなどすべてが大化改新以後の思想と状態とによつて書かれてゐることを考へると、此の記載は事實を語つてゐるものではないと見なければなるまい。ただ、上記の諸所並に御野、桑原、竹村などが屯倉であつたことは事實らしく、書紀の編者はそれによつてこれらの説話を構造したのであらう。さすれば、此の説話から生ずる上記の疑問は、おのづから其の重要性を失ふはずであるが、それにしても、后妃に領地があつて、それが名を後世に傳へるために設けられたものであるといふ解釋が、書紀の編纂せられた時代に存在したといふことだけは、之によつて知ることが出来る。のみならず、それは子代名代として部が置かれたことを説いてゐる古事記に於いても、上に述べた如く、既に存在する解釋らしいのであるから、それについての上記の疑問は依然として存在するのである。

さて、后妃や皇子に私有民、従つて領地のあつたことは、孝徳紀大化二年三月の詔勅に「吉備島皇祖母處々貸稻云々の語のあることによつても推測せられる。又た

古事記の所謂子代として置かれた部が、前にも引いた同年正月の詔勅にある「子代之民」三月の皇太子の奏請に見える「子代入部」であるならば、その部は皇子や后妃の私有民を指すものであることが明かであり、従つてまた名代としての部も同じ意味のものであつたと推測しなければなるまい。「御名入部」がもし果して名代の部であるならば、これは勿論のことである。これらの場合の「部」が部曲之民の意であることは、「子代入部」が「子代之民」ともいはれてゐることから明かであるが、それは一定の土地に居住する農民としなければなるまいから、民を有することは即ち土地を有することである。ところが、上に述べた如く、古事記に子代として定められたとある小長谷部に對應するものとして、武烈紀に見える小泊瀬舍人、又は名代としての白髮部に對應するものとして、清寧紀に見える白髮部靱負、白髮部膳夫、白髮部舍人は、其の名稱から考へると、上記の意味に於いての部、即ち一定の領地に於ける私有民を指すものとは解し難い。此の小泊瀬舍人などは、古事記の雄略天皇の卷に「定長谷部舍人、又定河瀬舍人」とあり、雄略紀二年の條に「置河上舍人部」、十一年の條に「置川瀬舍人」と見え、又た仁賢紀三年の條に「置石上部舍人」、安閑紀二年の條に「置勾

舍人部とある、それ／＼の舍人部など、また天武紀十二年の條に川瀬舍人造と共に、來目舍人造、檜隈舍人造の名のあることから其の存在の知られる、來目舍人部、檜隈舍人部と同じ性質のものに違なく、さうして此の來目舍人造、檜隈舍人造は、天武紀の同じ條の勾宮作造、川内馬飼造など、同じ方式で作られた稱呼であり、何れも地名を冠してゐること、又た上記の「勾舍人部」の次に「勾靱負部」が連記してあることを思ふと、これらの某舍人部または某部舍人といふのは、朝廷の舍人が其の出身地によつてそれ／＼特殊のトモ、即ち部をなしてゐたために生じた稱呼であらう。清寧紀の膳夫、靱負も之に準じて考ふべきである。(某部舍人とあるのは、舍人を出す習慣のある地方の村落を、此の關係に於いての、一團體として、それを部といひ、そこから出た舍人の一くみをかう稱したものと、する方が妥當のやうでもあるが、それにしては實質は某舍人部といふのと同じであらう。のみならず、天武紀に見える伴造の名に部の字の無いところから見ると、かういふ稱呼はさう嚴格に解釋すべきものではなく、某舍人部といふのも某部舍人といふのも某舍人といつて部の語の無いのも、其の間に差異があるらしくは無い。なほ、このことについては安閑紀

元年の條に春日部采女といふ稱呼のあることも、参考せられるやうであり、履仲紀の卷首にも倭直の采女を貢する話の見えてゐることを思ひ合はせると、采女は各地から貢進せられ、其の出身地によつて某部采女といはれたのかと推測せられもするが、しかし、これは、安閑紀履仲紀などの記載の全體の性質から見ると、後宮職員令に、凡諸氏、氏別貢女、とあり、貢采女者、郡少領以上姉妹及女、云々と見える如き、大化改新後の状態によつて構想せられた説話らしいから、昔のことを知るたよりにはなりかねる。職員令の規定も改新前の風習を繼承したものであらうが、安閑紀などの記載は其のころの事實を記したものと認められず、春日部采女といふやうな稱呼も書紀編述のところに存在したものであらう。采女造といふ伴造の名が天武紀十二年の條に見えるから、采女の全體を統轄した伴造は改新前にあつたに違ないが、采女の出身地によつて一々それを主宰する伴造があつたやうには思はれぬ。だから、これは上記の舍人の部のことを考へる用には立たないのである。神武紀に見える葛野主殿縣主部といふものも、また采女に春日部の如き稱呼があつたと同じく、主殿寮の殿部のうちに葛野縣主から貢進せられたものゝあるそれ

をいふのであり、葛野縣主部のものもりといふ意味であらう。これも由來は古からうけれども、神武紀にかう書いてあるのは、やはり書紀編述時代の實際状態をいつたものでなくてはならぬ。部といふ語は改新以後の官制に於いても襲用せられてゐて、既に述べた如く、それと昔の部との間に歴史的の聯絡はあるけれども、同じものでは無いから、それらを混同しないやうに注意するを要する。たと、こゝで一應考へてみなければならぬのは、清寧紀の白髮部といふ名であつて、白髮は一見地名で無いやうにも感ぜられるが、白髮命または白髮大倭根子命、白髮武廣國押稚日本根子天皇といふ御名または御稱號を、穴穗命、勾大兄皇子、檜隈高田皇子などの御名、または蝮之水齒別命、男淺津間若子宿禰命、大長谷稚武命、小長谷若雀命などの御稱號に對照して考へると、シラカもまた穴穗、勾、檜隈、蝮、淺津間、長谷と同じやうに地名らしく考へられ、白髮部舍人が勾舍人部、檜隈舍人、長谷部舍人、小泊瀬舍人と同様に取扱はれてゐるのも、亦た此の推測を助けるやうである。清寧紀に「生而白髮」とあるのが、白髮といふ文字のあてられたところから生じた、御名の説明說話に過ぎないことは、反正紀に「生而齒如一骨、容姿美麗、於是生有井、曰瑞井、則汲而洗太子、時多

遲花落在于井中、因爲太子名也」とあるのが、多遲比瑞齒別天皇の御名の説明說話であることから類推せられる。御誕生の時のこととして記されてゐる「生而齒如一骨」は明白に虚偽であり、多遲比は明白に地名だからである（ミヅハの原義は瑞葉ではあるまいか）。シラカが何處であるかは知り難いが、此の天皇の皇居が磐余甕栗宮であるところから考へると、多分磐余の一部分であつたらう。（大倭根子、もしくは武廣國押稚日本根子は、勿論、天皇としての尊號であり、後から加へられたものであるから、皇子としての御名はシラカであつたらうが、地名が皇子の名とせられる例は甚だ多い。雄略紀の皇子を列記してあるところには、白髮武廣國押稚日本根子天皇とあつて、シラカといふ此の御名と天皇としての尊號とが結合せられてゐるが、古事記の雄略天皇の卷には白髮命といふ御名が記されてゐる。繼體紀に廣國排武金日尊の勾大兄皇子、武小廣國排盾尊の檜隈高田皇子の御名が記されながら、天國排開廣庭尊の皇子としての御名が出てゐないのは、後の尊號のためそれが失はれたのであつて、白髮命の名の書紀に記されてゐないのも、之と同じである。淳中倉太珠敷尊、橘豐日尊、豐御食炊屋姫尊の皇子または皇女としての御名も

欽明紀には見えず、炊屋姫尊の額田部のみ、偶然推古紀の卷首に載つてゐるが、古事記にはこれらがすべて記されてゐない。記紀の系譜の筆法が一貫してゐないことはこれでも知られる。さて、武烈紀、清寧紀の小泊瀬舍人、白髮部舍人などが上記の如き意味のものであるとするならば、それは朝廷の勤務に服する部であり、トモであつて、其の首長たる伴造に統率せられてゐたものとしなければならぬ。天武紀に見える川瀬舍人造、來目舍人造、檜隈舍人造は、之と同じ地位の伴造の家であらうが、小泊瀬舍人造、白髮部舍人造といふものがそこに出てゐないのは、天武朝にこれらの家が断えてゐたからか、又は地位が低くて其の時に連のカバネを賜はらなかつたからかとも思はれるが、或は後にいふやうな別の理由からであるかも知れぬ。が、それは何れにしても、これらの舍人部が負うてゐる小泊瀬や白髮の名は、決して武烈天皇や清寧天皇の御名を傳へるためにつけられたものでは無いとしなければならぬ。長谷部舍人、石上部舍人、勾舍人部が小泊瀬舍人、白髮部舍人と同じ性質のものであり、長谷、石上、勾がそれ／＼雄略、仁賢、安閑各天皇の皇居所在地の名であるに拘はらず、古事記の雄略の卷にも、書紀の仁賢紀、安閑紀にも、それらの天皇

の御名を傳へるためにこれらの舍人部が置かれたやうに記して無いことをも、參考すべきである。さすれば、書紀の解釋は眞實を語つてゐるものでは無いとする外は無い。が、かう考へると、古事記に記されてゐてそれとは性質の違はねばならぬ、而も同じく小長谷、白髮の名を負うてゐる、子代名代としての部は如何に見るべきものであらうか、といふ問題が生ずる。

そこで、更に古事記及び書紀の記載に立還つて、全體の上から考へてみるに、所謂子代の部も名代の部も其の部の名として記されてゐるものは皆な地名であることを、第一に注意しなければならぬ。(仁徳の卷に見える壬生部は地名では無いが、これは後にいふやうに、本來、名代の部とすべきものでは無い。允恭の卷の河部は他に所見が無い上に、田井中比賣の名代としては其の名に疑問があるから、これも問題外に置く。又た伊登志部については後にいふ。)上に述べた如く葛城、蜷、八田、忍坂、小長谷、白髮、藤原など、皇居、住地もしくは郷里の名がつけられたやうに記紀に見えるものは、いふまでも無い。それが御稱號の一部をなすものである場合でも、本來は地名であることが重要な意義を有する。大日下部、若日下部、輕部などは大

日下王、若日下王、輕太子の名をつけたものとして一應は説明ができるが、しばらくさういふ説明をわきに置いてみると、日下も、輕も、本來地名であり、これらの皇子の名がそれそれ地名によつてつけられたものである。ところで、古事記の履仲天皇の卷に、定伊波禮部と見え、書紀には雄略紀十九年の條に、詔置穴穗部とあり、何れも地名が部の名になつてゐて、其の名の形は全く上記の子代や名代の部のそれと同様であるが、それには子代もしくは名代の部、即ち名を後に傳へるために設けられたものであることが記されてゐない。もつとも、伊波禮部は伊波禮が履仲天皇、伊邪本和氣命の皇居の所在地であるから、それは恰も蝮部が反正天皇、水齒別命の名代の部とせられてゐるのと同じであり、たゞ名代たることが書きもらされてゐるのみであると解せられるかも知れぬが、伊邪本和氣命の名代は壬生部として、水齒別命の蝮部と共に、仁徳の卷に記されてゐるから、古事記の記載の上からは、さうは解し難い。又た、書紀の穴穗部は、穴穗天皇、安康天皇と其の皇居の地との名を負うてはゐるが、允恭紀にも安康紀にも記されずして雄略紀に出てゐるのは、書紀の編者がそれを穴穗天皇の御名と關聯させて考へなかつたからだと推測せられる。

これは恰も長谷部舍人、石上部舍人、勾舍人部について上に記したところと参照して考ふべきことであるが、同じやうにして名づけられてゐる部が一は名を傳へるためとせられ、他はさうせられてゐないといふことは、名を傳へるためであるといふ記紀の解釋が實は眞の解釋で無いことを、暗示するものでは無からうか。さうして、天武紀十二年及十三年の條に列記せられてゐる白髮部造、矢田部造、刑部造、藤原部造、穴穗部造、輕部臣、草壁、日下部、連、などの家が、それ／＼上記の白髮部、八田部、刑部、藤原部、穴穗部、輕部、日下部を管理するものであらうと推測せられ、而もそれらの家のカバネの多くが朝廷の伴造に最も例の多い造であることを考へ、又た朝廷に勤務する舍人の部がそれ／＼出身地の地名を負うてゐることから類推すると、これらの部もまた、それ／＼の土地の村落を基礎とする團體であつて、朝廷の何等かの勤務に服するものではなかつたらうか。さうして、部の造はそれを管理する伴造では無かつたらうか。天武紀十二年の條に石上部造の名が出てゐるが、これもまた石上部といふものゝ伴造であつたに違なく、其の石上部はやはり上記の種々の部と同様に見なすべきものであらう。天武紀の同じ條には、又た小泊瀬造とい

ふのがあつて、これには部の字が無いが、泊瀬の上に小の語がつけてあつて、それが單なる地名で無いことを示してゐること、其のカバネが造であることから考へると、これは泊瀬の豪族では無くして朝廷の伴造であるらしく見えるから、これも亦た上記の例に加ふべきものであり、古事記に見える小長谷部の伴造であつたに違ない。小泊瀬(長谷)部としたのは泊瀬部に對しての稱呼であつて、多分泊瀬部より後に置かれたものであらう。泊瀬部の伴造は、天武朝にもカバネを賜はらなかつたのか、天武紀に其の名が見えないが、姓氏錄大和神別の部に泊瀬部造が見えてゐて、それは氏族制時代から存続してゐた家であらう。崇峻天皇の御名の泊瀬部も、此の部の名によつてつけられたものに違ない。なほ十三年の條に見える丹比連も、また叟部の首長であつた伴造であることが、此の例から類推せられるやうである。(たゞ葛城部は伴造に屬する部では無いやうに見えるが、このことは後にいはう。)さうして、上記の部に其の名を負はせてゐる土地が(目下を除く外は)何れも皇居の多く置かれた大和地方であり、其のうちには皇居の所在地もあるといふことは、それらの部の性質をかう考へるに甚だ都合がよい。地方的村落を基礎とす

る團體で朝廷に何等かの勤仕をするものとしては、皇居の附近にあるのが自然だからである。特に皇居の所在地の名を負うてゐるものは、そこに皇居のあつた時からさういふ慣例が開かれたもの、又は其の時に存在したものが名のみ後に傳へられたのかも知れぬ。(しかし、これは必しも、かういふ部の設置を其の名の地に皇居を置かれた天皇の時にかけてある、記紀の記載がたしかな記録から出てゐることを證するものではない。それは記紀の記載の性質が次に述べるやうなものだからである。)

ところで、かう説いて來ると、上記の種々の部が名を傳へるために置かれたといふ解釋の疑はしいことが一層明かにせられたのみならず、古事記に子代名代として幾つかの部の名を擧げてあることが信じ得べきかどうか、問題となつて來るのである。子代名代の部は皇族の私有民であるはずであるが、上記の部はそれは性質が違ひ、朝廷に屬し朝廷に勤仕するトモだからである。書紀が古事記の小長谷部、白髮部に對應するものとして、小泊瀬舍人や、白髮部舍人、膳夫、靱負を擧げてゐるのも、小長谷部、白髮部を伴造の管理する部と解したからのことであるかも知

れず、更に一步を進めて臆測するならば、小泊瀬造の管理する小泊瀬(小長谷部、白髪部造の率ゐる白髪部は、長谷や、白髪から出た舍人や、膳夫、靱負のそれ)のトモであつて、それが書紀編纂の時にも知られてゐたと見ることでもできよう。記紀の記載が互に對應するものであるとすれば、かう考へることも無理ではあるまい。(かう考へ得られるならば、小泊瀬舍人造や白髪部舍人造の名が天武紀に見えないのは、それが小泊瀬造、白髪部造として記されてゐるからだと解せられる。白髪部には舍人の他に膳夫、靱負もあつたやうに書紀には見えてゐて、それらが如何に統制せられてゐたか、またそれらが膳夫や靱負の全體と如何なる關係にあつたか、不明であるが、白髪部に於いて舍人が最も重要なものであつたことは、土地を基礎としてゐる舍人の部の多いことから、また次にいふ如く舍人の數が多かつたやうに思はれることから、推測せられる。)さうしても、此の見解が許されるならば、石上部造の支配する石上部は即ち仁賢紀に石上部舍人と書かれてゐるものであつたとしても、大過はあるまい。令によると、中務省に内舍人が九十人、左右大舍人寮に大舍人が八百人づゝ、又た中宮職に舍人が四百人あることになつてゐるが、舍人

と稱せられるものが斯う多數であり従つて其の地位の低いのは、其の職制が唐制の舍人から來たものでは無くして、氏族制時代のトネリの因襲によつたものであらうと考へられ、さうしてさう考へることによつて、はじめて上に列擧したやうな種々の舍人部のあつたことが了解せられると共に、其の舍人の職務がむしろ雜役ともいふべきものであつたことが推測せられ、従つて、皇居に近い村落のものがそれに勤仕したといふことも許容せられるのである。(トネリに舍人の文字をあてたのが何時からであるかは明かでないが、それはこゝでの問題では無い。)しかし、小長谷部や白髪部などについての此の見解は、臆測といふ程度以上には出でないものであつて、強く主張するだけの根據は無いのであるが、地名を負うてゐる上記の部が朝廷の伴造によつて率ゐられてゐたトモであるといふことだけは、其のトモが如何なる職務を有つてゐたかは明かでも無いとしても、容認せられるであらう。然らば、古事記は何故にかゝるものを子代及び名代の部として擧げ、書紀にもさう解せられるやうな記載が見えるであらうかといふに、それは子代名代の部の一の起源を説かうとしたからであらう。子代名代として部の設けられてゐたこ

とは知られてゐても、大化の廢罷の後は其の名稱や所在なども明かに傳へられてゐなかつたらうし、其の一々の起源や設置の時代などは一層わからなくなつてゐたのを、何事についても由來を説かうとする考から、皇居の所在地や皇族の住地郷里などに當る地名を負うてゐる部を、伴造の管理する部のうちから拾ひ出し、さうしてそれを子代名代の部として、それ／＼の地名にゆかりのある天皇や皇族に附會したのであらう。(たゞ、仁徳朝に定められたとある葛城部は伴造の管理する部即ち朝廷のトモでは無いやうであり、もしさう稱せられた部があつたとすれば、それは、上に述べた和珥部と同じ意味で、地方的豪族である葛城直の家をいつたのであらうが、これにのみ斯ういふものを取つたのは、皇后の郷里である葛城の名を負うてゐるトモ、従つて其の伴造の家が無かつた／＼の窮策であらう。)古事記に於いては、かういふ記載が、皇室の御系譜と種々の物語とによつて成立してゐる、さうしてそれは帝紀と舊辭とを結びつけた／＼めに生じた、全體の組立からは遊離してゐる、断片的のものであつて、それは多分、天武朝の史局で作られたものから出てゐるであらうといふことは、既に述べて置いた。さうして其のころ、子代名代の部は

知られなくなつてゐたにしても、伴造の家は概ね現存してゐたのであるから、それによつて彼等の管理に屬してゐた大化以前の部と其の名とを知ることができたのである。書紀に於いても、子代名代の部の設置として解し得られる記事のあるのは、安閑紀に上に述べた如き虚構の説話があるのを除いて見ると、武烈紀まで、あるが、事實上存在した子代名代の部は大化改新の前までは断えず新置せられてゐたに違なく、現に孝徳紀の皇太子の上奏にも、皇祖大兄御名入部とあつて、皇祖大兄は舒明天皇の父、彦人大兄皇子を指すものであるらしいから、此の御名入部は其のころに新置せられたものと考へられるに拘はらず、さういふ新しい時代の設置に關する記事の無いのは、武烈紀までの記載が確實なる記録から出たもので無いことを證するものである。確實なる記録によつたものならば、近い世の設置こそ明かな記載となつて現はれてゐるべきはずだからである。孝徳紀に見える皇太子の奏請に、獻入部五百二十四口、屯倉一百八十一所とあつて、入部は子代入部御名入部を包括する稱呼であらうから、これによると子代名代の部の數は頗る多かつたことが知られるが、それにも拘はらず、記紀に見えるそれが極めて少數であるこ

とも、亦た其の記載の事實で無いことを示すものであらう。(此の五百二十四口とある「口」は人口のことであらうが、それが甚しく僅少に過ぎてゐることは、屯倉の一百八十一所と對照して見ても、又たかゝる入部を廢罷する必要があり、それが重大問題とせられたことから考へても、明かであるから、これは數字に誤があらう。)

記紀の記載はかういふやうにして造作せられたものではあるが、しかし、子代や名代の部が皇族の私有民であり、それが一定の領地に居住する農民であつたことは、知られてゐたのであるから、それに擬した部を撰ぶについても、地名を負うたものに限つたのであつて、例へば雀部とか若櫻部とかいふやうな、天皇の御名や皇居の稱號に附會するには適切な部があつても、それを子代とも名代ともしなかつたのは、雀も若櫻も地名に縁が無く、土地についてゐる部民であることを示すものとしては、不適當だからであつたらう。古事記の履仲の卷には、若櫻部の名の起源を此の朝にかけて説いてあり、書紀には其の名の説明説話をさへ作つてあるが、それに名代の意味があるやうには説いて無いのである。子代名代の部の設置を、名を後に傳へるためであるとしながら、さういふ目的には不適當な、皇居所在地や住地

郷里の名がつけられてゐるやうに見えるのは、之がためであつて、それは實は、子代名代の部が土地の上に立つてゐるものであることから、其の部の名が地名であるべきものゝやうに考へたいはゞ思想の混亂の故である。かの葛城部を取つたのも亦た之がためと考へられる。さうして、それは天皇の御稱號や皇族の御名に地名が冠せられ、又は地名が其のまゝ御稱號として御名として用ゐられるのが、一般の慣例であつたことによつて助けられたであらう。もつとも、上に説いた伊波禮部や穴穂部の如き例もあつて、地名を負うてゐる部にも、子代や名代の部として説かれてゐないものもあるが、これも亦た實は上記の推測をたしかめるものである。子代や名代の部として記してあるものが實はさうで無いのであるから、地名を負うてゐる部の設置を記すにしても、さうしないのが自然であり、それが偶然かういふ記事となつて現はれたのである。又た履仲天皇大江之伊邪本和氣命の御名代が若櫻部とせられずして壬生部としてあるのも、名代の部が土地についてゐる部民であると考へられたからのことであらう。壬生部は、どの皇子のにもいひ得る普通名詞であつて、或る皇子のに特殊な名稱では無いから、それを名代の部とする

のは甚だ奇怪であるが、強ひてさうしたのは、一つは、假にいはゞ大江部などいふ部が實際無かつたからであると共に、一つは、壬生部が一定の土地についてゐる部民であつたからのことゝしなくてはなるまい。かういふ筋の立たぬことの生じたのも、すべてが附會だからである。或は寧ろ、壬生部を名代としたことが、名代に關する記載の附會であることを證するものだといつてもよからう。(伊波禮部といふものがあつたならば、それを名代にあてるのが他の例にも適ふのであるが、此の部は古事記の履仲の卷にのみ見える名であつて、書紀には出てゐず、其の首長たる伴造の家らしいものも文獻の上に見當らないことを考へると、これは或は全く虚構せられたものかも知れぬ。もしさうとすれば、仁徳の卷に名代のことの書き添へられた時には、此の名がまだ作られてゐなかつたかと考へられる。)なほ附會の跡の明かなものは、古事記の仁徳の卷に見える大日下部、若日下部である。若日下部といふ部は古事記の此の條の外には所見が無く、若日下王も書紀には草香(橋)皇女としてあり、さうして雄略紀十四年の條には、大草香部が時の皇后であつた此の皇女の部民として設けられ、難波吉士が大草香部吉士となつたと記してある。

ところが、天武紀十一年の條には、雄略紀に見える大草香部吉士の家を指すものと思はれる草香部吉士が難波連となつたとあり、十二年の條にも草壁吉士とあつて、何れも大草香部吉士とはして無く、また書紀にも、姓氏錄にも、草壁、日下部を名のるものは見えてゐるが、大草壁、大日下部を氏とする家は無い。さすれば、古事記の説は日下を名とする皇族の名代として日下部(草壁)を説明しようとはしたが、同じく日下の名を負ひながら、兄妹二人があり、兄の皇子が大日下と呼ばれたに對し、妹の皇女を、大に對して若といふ語が用ゐられる慣例に従ひ、若日下としたため、日下部にも大と若との二つがあつたやうにしたのであらう(日下部王とある部の字が衍であることは、かう考へると明かである)。書紀に大草香部としてあるのは、事實、日下部が一つしか無いことが知られてゐたため、古事記の如き説が修正を加へられながら、なほ大の一語の遺存したものと解せられる。(雄略紀の記載は、多分、難波忌寸の家から出た其の家の起源説話であらう。日下部の首長たる伴造の家は、古事記の開化の卷に見える如く、其の祖を沙本毘古王とし、連のカバネを有つてゐたものであり、天武天皇十三年に宿禰になつた。天武天皇十年に難波連となり、十四年

に忌寸のカバネを興へられたといふ家は、草壁吉士であつたとあるから、日下部連の部下で吉士のカバネを有つてゐたものであらう。此の家は、姓氏録によると、其の祖を大彦命としてゐるが、伴造の部下のものが其の首長と家系の異なることを主張してゐる例は極めて多い。日下部についても、姓氏録の攝津神別にホノスツリの命を祖とするもの、河内神別にニギハヤビの命の裔と稱するものがあるが、何れも日下部連の部下であつた家であらう。但し和泉皇別にある日下部首の家系は宿禰の家と同じになつてゐる。記紀に子代名代の部として、もしくはさう解せられる如く、記されてゐるものが何れも附會であるといふことは、以上の考説でほぼ證明せられたであらう。書紀にのみ記されてゐる衣通姫の藤原部の如きは、衣通姫の物語そのものが單なる物語に過ぎないことから見ても、それが附會であることは推知せられよう。

さて、記紀のかういふ附會が如何なる方法によつてなされたものであるかは、上にも言及した如く、部の名にゆかりのある天皇や皇族を撰んで其の子代名代としたのであるが、これは安閑紀元年の條に春日部采女のことを春日皇女に結合して

説いてあるのでも知られる如く、子代や名代の部に限らない着想であり、山部(山守部)の起源を大山守命を皇子として有する應神朝にかけ、橘の由來をダヂマの國に結びつけて説いたのも、之と同じ考へ方であるのみならず、地名や人名の説話が多く作られてゐるのも、畢竟、其の根元を同じうするものである。(だから、伊波禮部の設置を履仲天皇の時のこととしてあつても、それは必しも天皇の御名代としての意味からであつたには限らない。伊波禮部を伊波禮の宮に結びつけたことに意味があるのである。又た、上にも述べた如く、白髪部舍人、石上部舍人や小泊瀬舍人などの設置が、清寧朝、仁賢朝や武烈朝にかけて記してあるのも、名稱からの附會と見なすべきである。事實、或はこれらの部がこれらの朝に始まつたのかも知れぬが、もしさうであるにしても、さういふことの記録が傳はつてゐて、それによつて作られた記載では無く、これらの部にかういふ名がつけられたのと、名によつて附會したのが、偶然一致したまでである。古事記に於いて、反正天皇の御名代であるといふ蜷部が、仁徳朝に置かれたやうに記してあり、特に御子の無いために定められたといふ清寧天皇の御名代の白髪部の設置が雄略の卷に記してあるのも、部の

設置をこれらの皇子の名に結びつけるのが主旨であつて、時代を示すのが本意で無いからであることも、参考すべきである。書紀が、かの建部(武部)の起源を説かうとして、それを日本武尊に附會したのも、之と同じ結びつけ方であるが、古事記にも、建部君の祖を此の命の子とせられた稻依別王としてあるのを見ると、此の考は書紀の編纂よりも前から既にあつたらしい。たゞ、書紀には、欲録功名、即定武部、といつてあり、所謂名代の部として取扱はれてゐるやうに解せられるが、古事記にはさういふことがまだ見えないだけである。書紀の編者は、伴造たる建部君の領地に建部の名がついてゐたため、それによつて武部を名代の部の例に加へたものらしい。品遅部(譽津部)の設置を本牟知和氣(譽津別)の皇子に結びつけたのも、亦た同様であるが、これについては書紀にも名を傳へるといふ意味の記載が無い、これは古事記に伊登志部(安閑紀二年の條に見える膽年部はこれと同じであらう)を伊登志和氣王の子代としてあるのと共に、品遅部、伊登志部の名によつて本牟智和氣命、伊登志和氣王の名を案出したものでは無いかとさへ、臆測せられる。「記紀の研究」の結論に述べた如く、記紀に見えるこのころのかういふ記載は、古くからの傳へで

は無いからである。特に伊登志和氣王が書紀には膽武別王となつてゐて、それには膽年部との關係の記してないことが、一層此の感強くする。(古事記に見える本牟智和氣王の名の説明説話は、品遅部設置の由來をなせる諸國巡行の物語とは全く別のものであつて、其の作られた時期も違ふのであらう。又た宣長が、伊登志和氣王の子代の部の名は諸本に誤脱があるとしてそれを伊登志部と校定したのは正しい。子代として置かれたといふ部の名のつけかたに關する他の例から見ると、伊登志和氣王の子代とせられた部の名は伊登志部でなければならぬのである。此の伊登志が、本來地名であるかどうかは明かすべく、又た伊登志部が如何なる性質の部であるかも知れないが、婀娜國にあると安閑紀に記してある膽年部は、此の部の伴造の部民らしく臆測せられる。もしそれが地名で無いとするならば、それは子代として記された部の名に地名で無いもの、ある唯一の例であるが、それは部の名から皇子の名が作られ、その皇子の名によつて此の部を其の子代としたといふ特殊の事情から來てゐるものと、解釋することができる。ソケといふ皇子の稱呼は、多く地名を名とする場合に用ゐられてゐるやうではあるが、さう限られて

もぬないから、此の點から伊登志を地名と見ることはむつかしい。

以上は、記紀の記載の上から、子代名代の部に關する其の記載が事實として信じ難きことを述べたのであるが、其の記載を離れて考へても、記紀の所説に對する疑問は存在する。第一、名を傳へるといふやうな、いはゞ精神的な理由によつて上代の制度が生じたといふことが、果して考へ得られようか。制度の根本は物質的經濟的意義にあつたのでは無からうか。特に天皇については、かゝる特殊の制度によつて御名を傳へねばならなかつた理由が、どこにあるであらうか。天皇は、天皇であらせられることによつて、十分に御名が傳はるのでは無からうか。名を傳へるためといふ解釋は、これらの疑問に答へることができなからうでは無いか。又た部の實際状態との關係から見ても、それが皇族の私有民であるといふことゝ、名を傳へるといふことゝの間に、如何なる關係があつたと考ふべきであるか。名を傳へるのが主意であるならば、それを私有民とすべき必要は無からうでは無いか。さすれば、こゝにもまた解釋し難き疑問が横はつてゐるといはねばならぬ。そこで、もし名を傳へるといふ解釋を全然拋棄するとしたならば、どうであらうか。さ

う考へると、再び立ち歸つて、子が無いために部を置くといふことに何の意味があるかを問はねばならぬ。さうして又た、子のある場合にもやはり部を置くことが何のためであるかそれと子が無いために部を置くことゝの間に如何なる關係があるかを問はねばならぬ。更に進んで考へるならば、子が無いために部を置いたといふことが果して事實であるかどうか、問題になる。それは、子の有る場合にも部が置かれたやうに書いてある記紀の考へ方の上から生ずる疑問であるのみならず、根本的には、部を置くことが何故に子の無いことの償ひになるとせられたか、わからなるところから起るのである。又た實際上の問題としては、子の無い場合に置かれた部は何人の領有すべきものとせられたか、解し難いでは無いか。部民は何人かの部民として、即ち何人かの領有として、定めらるべきは、必ずであるが、本來存在しない子の部を置くといふことは、其のことみづからが矛盾を有つてゐるのでは無いか。又たよし其の部民は子の無い親の領有として置かれたと考へるにしても、子が無いといふことは、其の部民の領有を繼承するものが無いといふことであるから、初からさういふ條件の下に特に部を置くといふことは、部民を世

襲的に領有すべきものと考へてゐた當時の一般的觀念と矛盾するでは無いか。だから、眞の問題はむしろこゝに伏在するといふべきであらう。しかし、この問題に對しては、部の設置に關する記紀の記載からは何等の解釋をも與へられない。

そこで、しばらく方向を轉じて、孝德紀の記載を考へて見よう。皇太子の奏請には、群臣連及伴造國造所有、昔在天皇日所置子代入部、皇子等私有、御名入部、皇祖大兄御名入部及其屯倉」としてあつて、御名入部には、皇子等私有」と書いてあるから、それが當時皇族の私有民であつたことは明白であるが、子代入部にはさういふことが無い代りに、「昔在天皇日所置」と記してある。其の前の正月の詔勅にも、昔在天皇等所立子代之民とあつて、子代入部と子代之民とは、何れも、昔在天皇の置かれたものとして特記せられてゐることによつて、其の同一なることが證明せられると共に、子代入部(子代之民)には特にさう記すべき必要があり、そこに御名入部とは違つた子代入部の特色のあることが推測せられる。さうして、それが御名入部について「皇子等私有」とあるのに區別せられる點であるとすれば、子代入部は、當時に於いては、皇族の領有してゐたものでは無かつたと見るべきでは無からうか。こゝに於

ていか「群臣連及伴造國造所有」とある一句が注意せられる。此の句の下に「部曲之民」(これは正月の詔勅に見える語)とでもいふ脱文があるので、それは臣連伴造國造の所有民を汎稱したものであり、昔在天皇以下とは意味の聯絡の無いものかとも考へられるが、此の奏請の全體の主旨が入部とそれに屬する屯倉とに關することであつて、其の他には及んでゐないことを思ふと、かう考へることは無理であつて此の一句は御名入部の、皇子等私有に對するものと見るべきであらう。もしさうとすれば、子代入部は昔から歴代天皇の置かれたものではあるが、それはこのころ臣連以下の諸家の有に歸してゐたのであつて、さうなるべき性質が此の部に具はつてゐたとすべきである。次には、御名入部と子代入部との名稱の上から推測せらるべき其の性質であるが、入部の「入」の語の意味が明かでない。三年四月の詔勅に、「以神名王名、爲人賂物之故、入他奴婢、穢汗清名」とあるのによつて、御名を民に入れる(御名を部の名につける義では無いか)といつた飯田武郷の説は、御名入部にはあてはまるが子代入部には適合しないし、さりとて人を愛しむ意とした宣長の考は、部にさういふ語を加へるといふことが解し難く思はれるから、これも妥當でない。

もし試に臆説を述べることを許されるならば、それは租税を徴収する意ではあるまいか。孝徳紀大化二年の條に見える「イラシのいね(貸稻)のイラシがやはり入の義であつて、利息を納れさせることから呼びならはされた名稱らしいことも、参考せられよう。さすれば「入」の字は部の上についた語であり、御名の入部、子代の入部といふやうに訓まれたものであらう。が、何れにしても、子代之民と、子代入部とが同じものを指してゐるならば、「入」の語の有無はさして重きをなすものではないとしなければならぬから、それは且らく問題外に置いてよからう。上にも述べた如く、本來、子代の民を部と稱するのが、新しいことのやうであるから(前章参照)それに「入」の語をつけて入部と呼ぶのは、古くからの習慣では無いらしいことも、考へねばならぬ。伴造の部民を品部ともいふ如く、場合によつて斯ういふ稱呼が用ゐられたに過ぎなからう。さすれば、子代入部の御名入部と異なるところは、前者に御名のことをいはず、後者に子のことをいはず、ない點にあるとしなければならぬ。従つて、「入」の語の意義如何に拘はらず、御名入部に於いては御名が重要な意味を有するものと認められるから、それは御名によつて其の部が呼ばれたことをいふのであ

らうと思はれる。なほ、子代入部に「御」の字が無いのも注意せられるが、これは子代入部に御名がついてゐないからでは無からうか。「御」は御名に對する敬語であらう。「子代之民」といふ場合にも「御」の字のつけられてゐないことが参考せられる。或は、文字が無くとも口にいふ時には「み」の語をつけたとも解し得られ、古事記に御子代と書いてある場合のあることから、さう考へてよいやうであるが、書紀に見える公文に於いて、御名入部が常にさう書かれてゐるに對し、子代は何時でも御の字が無いから、さう簡單にはかたづけられない。さうして、孝徳紀大化二年正月の條に、「是月、天皇御子代離宮(子代の離宮に御す)と見え、其の注に、或本云、壞難波狹屋部邑子代屯倉、而起行宮」とあつて、此の「子代」は場所を示すものらしいから、それは此の村落の住民が何の時に、か子代の民と定められてゐたことがあるため、それが其の土地の通稱となつてゐたことを示すものであらうが、さういふ場合にも單に「子代」といつて「御」といふ敬語が加へられてゐなかつたことを考ふべきである。また此の孝徳紀の記載は子代の民、従つて其の住地が、領主の名によつて呼ばれてゐなかつたことをも語るものゝやうである。本文によれば、子代が土地を示す稱呼であ

り、注記せられた説によれば其の地名は狹屋であつて、狹屋は本來の地名らしいからである。今一つ考慮せられるのは、正月の詔勅に「子代之民」とのみあつて御名入部もしくはそれに當るものゝ擧げて無いことであるが、それに特殊の意味があるのか、又は御名入部の名が偶々省略せられたのみであるのか、明かでない。そこで略知り得られた點を綜合して見ると、御名入部は當時に於ける皇族私有の民で、それが領主たる皇族の御名によつて呼ばれてゐたもの、子代入部は、當時は臣下の諸家が有つてゐたものであるが、特に昔の天皇が置かれたと記してある點から考へると、本來はやはり皇室に關係のあつた部であり、さうしてそれは領主の名によつて呼ばれてはゐないと共に、子について何等かの意味のあつたもの、といふことができよう。

しかし、子代については、子についての其の意味の如何なるものであるか、問題であつて、それには「代」といふ語の意義を知らねばならぬ。「しろ」といふ語の言語學的解釋は、此の方面の知識を有たぬ余の企て難きところであるが、古典に於ける其の用例を見ると、古事記の石長姫の話、海神宮の物語及び雄略天皇の卷に見える、机

代物」といふ語、書紀の出雲の國ゆづりの段の「一書の説に、使太玉命、以弱肩被太手繼而代御手、以祭此神」とある、「代御手」(みてしろ)といふ語は、机にのせて供するもの、手にもつて捧げるもの、といふほどの意味であるらしい。「代御手」が「みてしろ」の語を寫したものであることは、昔からの訓みかたによつて知られるが、此の語は、此の場合では、神にさしげるものとしての、こゝに引いた一節の前に記してある、木綿や玉や笠や盾や多分刀劍を意味するらしい金屬製品をいふのであつて、それを「みてしろ」といふのは、手に持つといふ意味からであり、「みてぐら」といふのと同じことである。「み」の敬語をつけたのは神に供するものだからである。天孫に代りて取持つといふやうな意味に解釋した宣長などの説は、當を得てゐないと思ふから、附記する。) 又た、孝徳紀大化二年三月の條の詔勅に「兵代之物、草代之物」といふことがあつて、前者は兵器として用ゐるものといふ意味かと思はれるが、後者はそれと同様には解し難いやうであり、意味不明である(兵代之字で寫されてゐる語も明かにわからぬ)。それから、遣唐使時奉幣の祝詞に「禮代之幣帛」とあるのも、禮として用ゐる幣帛の義と解してよからう。萬葉十四の卷にも見えてゐて、古くからあつた語らしい

苗代(田)といふのも、苗を作るため(の田)といふ意味であるらしい。播磨風土記に「鹽代鹽田」とある第二の鹽の字は衍であつて、正しくは「鹽代田」であらうと思はれるが、これは苗代田といふのと同じ語法である。神功紀及び持統紀四年の條に神田及び神戶田地を「みとしろ」とよませてあるが、これは廣瀬大忌祭の祝詞の「御刀代」續紀天平勝寶元年四月の宣命に見える「御戶代」であつて、宣長の説の如く、御年代の義であらうから、正しくは「みとしろ田」といふべきであり、神に供する稻を作るための田をさすのである(持統紀の神戶の字は「みとしろ」の意義には關係が無い)。記紀や萬葉などには見えない語であるが、かべとして用ゐるものを壁代といふことがあるのも、參考せられよう。又た社の字があてられてゐる「やしろ」は屋とするところ、即ち神の居るところといふ意であるらしい(所謂社殿などの建築物をさしたもので無いことは、勿論である)。これらの例で、「しろ」の語が如何に用ゐられてゐたかが、ほゞ知り得られよう。ところが、崇神紀十年の條に、吾田媛が密に倭の香山の土を採つてそれを倭國之物實といつたとあるところに、「物實、此云望能志呂」と注記してあるのは、採つた香山の土をすべての倭の國土を代表するもの、其の象徴として

見るといふのであらうか。又た神の名として事代主、大物代主、雄略紀七年の條があるが、物代主といふ名はモノの形を現はしたものと、いふところから名づけられたのではあるまいか。大物代主神が蛇神であるならば、物代とは蛇をいつたものであり、それはモノ(精靈鬼神)が蛇として現はれてゐると考へられたからであらう。主の語を添へたのは、それを人格化したからと解せられる。(大物主神といふ名は、蛇をモノ、即ち精靈鬼神、そのものとしたのである。)事代主もまた、この顯現としての神、即ち、ことを神格化したものであり、このことは宗教的呪術的意義に於いてのそれであらう。或は、ことを言の義に解し、言の神格化とすることができるかも知れぬ。言に咒力があり神靈があるといふ考へかたは上代に存在したはずであり、祝詞神社といふものもさういふところから生じたものらしいからである。これらの場合のは、やゝ局限せられた特殊の意義があるやうであるが、それは上記の廣い意義から派生したものと考へられる。「しろ」に「代」の字をあてたのは、此の狭い意義からであらうかと思はれるが、それにしても適切では無い。「しろ」が有るべくして無いものゝ代りといふやうな意義の語で無いことは勿論である。萬葉八の

卷に「たなぎらひ雪もふらぬか梅の花さかぬがしろにそへてだに見む」とある「しろ」も梅の花の代りといふ意味で無いことは「さかぬが」とあるので明かである。これは「さかぬ」ことの「しろ」なのである（拾遺集の物名に「鶯のなかむしろには我ぞなく」とあるのは、意義が轉化したのであらう）。さて、「しろ」の意義がかう解せらるべきものならば、子代之民、子代入部は、子が無いために、子の代償として置かれた部といふ意味であるとは、解し難い。それは現に存在する子の「しろ」でなければならず、子のために特に定められた民もしくは部として見るべきである。さうしてそれは昔の天皇が置かれたといふのであるから、歴代の天皇がそれ／＼皇子たちのために定められたものとしなくてはなるまい。特に子のためにといふのであるから、それは親が設けたものに違ない。さて、皇子のために部民を置かれたのは、それから徴収する租税を其の皇子の用途にせられるのであらうが、こゝに、さういふ意味に於いて皇子の生まれた時から定められた部民がある。それは即ち所謂壬生部である。壬生部のことは記紀には所見が極めて少く、古事記では上に引いた仁徳天皇の卷の伊邪本和氣命のそれのみであり、書紀には其の外に、推古紀十五年の條に「定

壬生部」とあり、皇極紀元年の條に「上宮乳部之民のこと、二年の條にそれが東國にあることが見えるのみであるが、かういふ名稱が存在してゐるところを見ると、それを置くことは皇子の生まれた場合の一般の慣例であつたに違なく、壬生を名とする郷名の所々にあることによつても、それは推知せられる。壬生の名を負うてゐる土地は、何の皇子かの壬生部の地であつたのであらう。記紀に其の設置の記事の見えないのは、一々の壬生部について其の起源と由來とが知られなくなつてゐたからのことらしい。推古紀十五年の記事も、此の年に壬生部を置かるべき皇子の出生が無かつたことを考へると、決して確實な記録に本づいたものでは無いので、後に上宮乳部のことが現はれるため、漫然かゝる記事が作られて此の年に挿入せられたのみのことであらう。推古紀には、かゝる類の記事が少なくない。又た、古事記の壬生部に關する記載が造作せられたものであることは、上に述べたところによつておのづから知られたであらう。壬生部といふ名稱は一般に部曲の農民が部といはれるやうになつてから始まつたので、それより前は、子代入部が子代之民といはれてゐた如く、壬生之民と呼ばれてゐたらしく、現に皇極紀には「乳部之

民」と書いてあることをも考ふべきである。(こゝに「乳部、此云美父」と注記してあるが、乳部は、實は壬生部の壬生の語に乳の字をあてたのであつて、「部」は壬生部の「部」である。壬生部と文字には書いても、口にする場合には概して壬生、即ちミブ、とのみいつたらしく、従つて、乳部の字を用ゐても、同じくミブと讀んだのである。「部」がミブのブに當るのでは無い。また壬生が御産の義であることは宣長の説の通りであつて、それは乳の字のあてられたことから證せられるが、「壬」はミの假名に用ゐられたので、それは任那がミマナと讀まれてゐることからも知られる。なほ雄略紀に見えてゐる百濟記の文字を寫したものと思はれる百濟王の名の文斤が三國史記に注記せられてゐる一説に壬乞とあつて、壬と文とが同じ音の假名として用ゐられてゐたことを參考すべきである。壬生をニフと讀み乳の字音をそれに關係があるやうに説くが如きは、乳が明白に「美父」の語を寫したものである以上、從ひ難い考である。) さすれば、此の壬生部を子代の部ともいつたのでは無からうか。親が子のために置く部は、それを壬生部とするのが性質の上から極めて自然であること、壬生部が一定の土地に居住する農民であることは、皇極紀三年の條にそれ

を封民と記してあることから、二年の條に見える上宮の壬生部が東國にあるといふ記事からも、疑が無からうから、それは大化の改新によつて廢罷せられたはずであるのに、此の名が改新の詔勅などに全く見えないのは、他の名によつてそれが記されてゐるからだと推測せられること、などを考へると、無理な比定ではあるまいと思ふ。(宣長は、古事記傳に於いて、壬生部は皇子を養育するために奉仕するもの、即ち大湯坐若湯坐などのことであるとし、他方では壬生の名を負はせた部民のあることを認めながら、この方が壬生部の本義である如く説いてゐるが、大湯坐若湯坐などは、それぞれ獨立の伴造の下に朝廷に奉仕するトモであるから、それは壬生部では無いはずであり、さうして、壬生部として記紀に記されてゐるものは、どの場合でも明かに皇族の私有部民をさしてゐて、朝廷に勤務するトモを稱してはゐない。宣長の考は、朝廷に勤務するトモの名である「部」と、皇族諸家の私有民の稱呼である「部」との區別と關係とが明かになつてゐなかつたところから、生じたのであらう。) さて、皇極紀二年の條に見える山背大兄王の物語によつて推測すると、壬生部は其の皇子の子に傳へられるのが習慣であつたらしく、すべてを世襲として

見る當時の一般的觀念から考へても、それは當然であるから、皇子の生存中は、いふまでもなく、其の所領とせられたであらうが、子が無かつたり夭折せられたりした場合には、どうなつたであらうか。事實に於いて、皇子の血統の長く繼續しない場合が少なくないことを考へねばならぬ。これは文獻に徵證を求めることはできないが、或は壬生部の事務を管理してゐたもの、もしくは何等かの縁故のある権家豪族が、それを占領したのではあるまいか。壬生部の事務を管理したものがあつたといふことは、姓氏錄に壬生を氏の名とするものが見えることから知られるが、それが世襲的に壬生の名を稱してゐたことを考へると、それは、多分、何等かの機會に其の管理してゐた壬生部を自家の所有としたものであらう。又た権家や地方の豪族が恣に官家(屯倉)などを占有してゐたことが孝徳紀大化元年の詔勅に、若力求名之人、元非國造伴造縣稻置、而輒訴言、自我祖時領此官家、治是郡縣、汝等國司不得隨詐便牒於朝、審得實狀、而後可申、と見えることによつて明かであるから、壬生部にもさういふ状態に置かれたものが少なくなかつたであらう。さすれば、それが、臣連及伴造國造所有といはれてゐる、子代入部として考へるに、支障が無いといはね

ばならぬ。なほ、壬生部が其の皇子の御名によつて呼ばれなかつたこと、いひかへると、其の部に皇子の御名がつけられてゐなかつたことは、皇極紀に「上宮乳部之民」とあつて、其の部が假にいはゞ、厩戸部など、稱せられたらしくは無く(上宮の二字を冠してあるのは其の所屬を示したまで)、又た姓氏錄にある高志壬生、稻置壬生、蝮壬生などの家の名が皇子の御名には關係が無いことによつて、推知せられよう。古事記の伊邪本和氣命について記してある壬生部が、壬生部といふ名の部となつてゐて、此の命の御名で呼ばれてゐないことも、亦た參考せらるべきである。これは實際の習慣として、どの皇子の壬生部も常に壬生部とのみ呼ばれてゐたか、らのことであらう。さすれば、これも亦た、上記の考察に於いて、子代入部は御名に關係が無いといつたこと、よく符合する。余は、かう考へて所謂子代入部は壬生部のことであらうと推測するのである。同じく皇族の私有部民でありながら、子代入部が御名入部とは違つて御名で呼ばれなかつたのは、壬生といふ特殊の稱呼があつたからでは無いかとさへ考へられる。

此の子代入部とは違つて、御名入部は、上に述べた如く、當時皇族の私有民であつ

た。皇族の私有民は種々の事情で獲得せられ種々の場合に定められたであらうし、従つてそれは、原則的には世襲とすべきものであつても、実際には、其の人、其の家と共に、断えず變動があつたはずであるから、大化の時に存在したそれは、必しも昔から繼承せられてゐたものでは無いに違ない。それが、昔在天皇日所置といはれ、一定の意味によつて設置せられた子代入部と區別せられてゐるのは、當然である。(皇太子の奏請に「皇祖大兄御名入部の特記せられてゐるのは、當時前代から繼承せられてゐたものがこれだけであつたからでは無からうかとも思はれるが、難波皇子の家なども現存してゐて、それにも私有部民が傳へられてゐたであらうと想像せられるから、かう推斷もしかねる。或は皇祖であるがため特に尊重して書いたのかも知れぬ。さうして、それが一般に其の領主たる皇族の御名によつて稱へられてゐたのは、伴造の部民がそれ／＼領主たる伴造の家の名によつて呼ばれてゐたのと、同じである。従つて、領主に變動がある場合には、それと共に稱呼もまた變動したはずであるが、父祖から傳へられてゐるものは、多分、其の父祖の名が部の名として襲用せられたであらう。かういふ稱呼の實例を文獻の上に求めることは

困難なやうであるが、孝徳紀大化二年八月の詔勅に「以王名、輕掛川野、呼名、百姓」とある呼名百姓のうちには、皇族の御名が部の名とせられ、やがて又た部民たる百姓の稱呼とせられたものがあり、又た王名が地名となつたもの、うちには、かういふ部の名から轉化したものもあつたであらうか。同じ詔勅にはまた「假借王名、爲伴造」と見え、翌三年四月のにも「拙弱臣連伴造國造、以彼爲姓、神名王名、逐自心之所歸、妄付前々處々」とあるが、これにもまた皇族の御名によつて呼ばれる部民を管理するものが、其の部の名を氏の名としたところから生じたものがあるかも知れぬ。(以王名、輕掛川野云々とある「王」は天皇の意義であるらしく、それはすぐ其の前に「王者之子相續御寓」とあることから推測せられる。さすれば、これは「皇子等私有御名入部」とは關係の無いことのやうであるが、詔勅に王者のことがいつてあるのは、一般に皇族の御名がさう取扱はれたことを示すものとして解釋せられよう。但し、地名と皇族の御名とが同一であるにしても、皇族の御名が、本來、地名によつてつけられてゐる場合が少なくないのであり、又た諸家の氏の名とせられた部の名に皇族の御名と同じものがあるにしても、皇族の御名が部の名によつてつけられてゐたり、

御名と部の名とが同じ地名から出てゐたり、種々の場合があらうと思はれるから、上記の如き事情から出たものが其のすべてに無いことは明かであるが、さういふ事情のものも其の間に幾らかはあつたとしても、大過は無からう。上記の詔勅の如きは、たゞ地名や氏の名に皇族の御名と同じものがあるところから、それらを漫然、王名を地名や氏の名としたものゝやうにいひなしたに過ぎず、文字のまゝにすべてを信用すべきでは無いが、さういふことも無かつたのではあるまい。(もと地名から出た部の名が更に郷名となつて各地方に残つてゐるのは、それらの土地に其の部の部民があつたからのもので、その名は大化の改新によつて新に定められた里につけられたものであらうから、それはこの問題とは關係が無い。又た上記の詔勅には伴造などが其の氏の名、即ち部の名を恣に人々に負はせたやうにいつてあるが、部民が部の名を負うてゐるのは、實際上の必要から生じた慣例であつて、皇族の部民が其の御名で呼ばれたのも、亦た同様とすべきである。)但し、かう考へると、皇太子の奏請に「皇祖大兄御名入部」とあつて、其の部が彦人大兄の名によつて呼ばれてはゐないやうに見えることゝ矛盾するらしくも思はれるが、かう書い

たのは御名入部といふものゝ全體に關する奏請であるからであつて、實際は此の部に大兄の名がついてゐたのであらう。特に「大兄」の二字を記したのも此の故であらうか。

子代入部と御名入部との性質に關する余の見解は、ほゞ上記の如きものであるが、此の二つの稱呼は、それが公文に現はれてゐるところから見ると、大化のころに於いて既に世に行はれてゐたものゝやうにも見える。しかし、子代入部が子代之民とも記されてゐることを考へると、これらを部と稱するのは、むしろ文字の上のことにとゞまつて、口にする時には必しもさう呼んだには限らないやうであり、壬生部が單にミブといはれたことから、それは類推せられるであらう。入部といふやうな名は、部の一般的稱呼がこゝに用ゐられたに過ぎないものであるかも知れぬ。然らば、所謂御名入部が一般的に如何に呼ばれてゐたかといふと、そこで思ひ出されるのは古事記に見える御名代の語であつて、それは「子代之民」に對して御名代之民といはれたのでは無からうか。(もし此の臆測が中つてゐるならば、元年の詔勅に「子代之民」とのみあるのは、其の下に「皇子等私有御名代之民」などゝあつた

のが、代之民が同じであるため、遺脱したのではあるまいか。御名代の「しろ」は子代のそれとは少しく違ひ、たゞ御名によつて呼ばれることを示すまで、あり、約言すれば御名がついてゐるものといふほどのことであらう。名と名によつて示されるものとの間に離るべからざる関係があるといふやうな、上代人に例の多い、考へかたからすれば、御名によつて呼ばれる民は御名そのものゝ形に現はれたものであるので、上に述べた如き狭義の「しろ」はこゝに却つて其の適切な表現を見るときもいひ得られようが、かう解釋するのは詮索に過ぎてゐよう。さて、かう考へて來ると、子代の部と子代入部との一致はいふまでも無く、御名入部が名代の部であることもまた、其の名稱の意義の上から證明せられたことになり、最初に假定として置いたことが確かな前提として取扱つてよいことになつたのである。ところが、子代の民も名代の民も、其の名のみが傳はつて實が亡くなつた後になると、それが如何なるものであるか、知られなくなつたので、そこで名を傳へるためであるといふ解釋が生じたらしい。孝徳紀大化元年九月の條に見える詔勅に「自古以降、每天皇時、置標代民、垂於後」とあるのは、かういふ解釋が生じた後に造作せられたものゝ

やうであり、其の「標代民」は即ち子代名代の民を總稱したものであらう。此の詔勅が後年の擬作、少くとも後になつて甚しく潤色せられたものであることは、既に述べたところである。名を傳へるといふことは支那思想から來たものであるらしく、さうして支那思想は大化改新の基調をなすものであり、現に名については、王者之兒、相續御寓、信知時帝與祖皇名、不可見忘於世、といふことが、上に引いた大化二年八月の詔勅中に見え、又た王名を地名や民の名として呼ぶことを不可とするやうな考が、此の時に存在したのであるから、當時の詔勅に上記の句があつても怪しむに足らぬやうであるが、此の時には子代名代の民の性質と其の名の意義とは明かに知られてゐたはずであるから、さうは考へ難いのである。(上記の詔勅でも知られる如く、支那思想に於いては直接に君主などの名を呼ぶことを諱むのであるから、名を傳へるために名をつけるといふ考には、思想として、矛盾があるやうに見えるが、名のついてゐるのは事實であるから、さう見るには及ぶまい。或はこゝにも支那思想と固有の風習との奇異なる混淆があるとも解せられる。)さて、名を傳へるためといふ解釋が生じたと共に、子代については、文字の上から、それが子に代る

ための部といふ意味にとり得られるので、そこから子の無い場合に置かれたものとせられるやうになつたのであり、名を傳へるといふことには最もふさはしい説明が生じたのであるが、他方には名代があつて、それにも同じ解釋を適用しようとするれば、子の無いために置くといふことが無意味になる。名を傳へるために部を置くといふことが、或は子の無い場合のこと、せられ、或は子のある場合にもあつたとせられて、其の意義が極めて曖昧になり、又た子代の部と名代の部との區別も、其の間の關係も、判然しないのは、此の故である。部を置かれた場合の記紀の記載に従へば、名代の部の外に子代の部の存在すべき特殊の意義が無いのであるが、孝徳紀の皇太子の奏請によると、子代入部と御名入部とは明白に區別せられ、而も同時に存在してゐたのであるから、此の一事によつても記紀の記載の信じ難いことが知られるのである。天皇の御名を傳へるために部を置くといふやうなことは、いはれてゐるのも、畢竟、強ひて附會したからのことであつて、それが、皇子の無かつた清寧天皇、武烈天皇に限られてゐ、又た天皇とならせられた皇子の場合としては、それに御子はあつても皇位がその御子たちに傳へられなかつた伊邪本和氣命、水

齒別命だけとなつてゐるところに、かういふ附會をしたもの、意圖が見えはするが、畢竟、附會たることを蔽ひ得なかつたのである。又た、子の無い場合に置かれたといふ部を、或は父の天皇もしくは皇子のためとし、或は后妃のためとしてあつて、其の間に何等の準則の無いことも、また此の附會の附會たることを示すものである。かういふ附會は天武朝の史局の最初の稿本に於いて既に行はれてゐたのであらうが、安閑紀の記載に至つては、全然、今の書紀の編者の捏造であらう。(安閑紀の屯倉の地が后妃の名と無關係であるのは、民の名に王名を用ゐることを避ける思想によつて構想せられたものでは無からうか。) 又た書紀が部の設置を記す場合に、子代もしくは名代の稱呼を用ゐなかつたのは、名を傳へるためといふ思想に重きを置いたからのこと、推測せられる。

以上の考説にもし理由があるとするならば、子代名代の部の設置に關する記紀の記載は、其の全部が事實で無いことになるが、これは第一篇に述べた如き記紀の性質から見れば當然であらう。

第三章 従來の諸説に對して

上代の「部」といふものに關する余の見解は、ほゞ上述の如きものであるが、しかし、世には部を民間に於いて種々の職業に従事するものゝ間に自然に發生した同業者の集團であるとする説が行はれてゐるやうであり、又た同一血族の結合とする考もあるやうであつて、それは上記の見解とは大に趣を異にするものであるから、それについてなほ一應の考察を試することも、無益では無からう。

「部」が朝廷に於ける一定の職掌を有するものゝ稱呼、いはゞ制度上の名稱であることは、官僚政府の組織が成立した後に、即ち令の規定に於いて、それが繼承せられてゐることからも推考せられよう。「神祇官の神部、卜部、中務省や大藏省の藏部、刑部省や衛門府の物部、治部省の土部、大藏省の掃部、漆部、縫部などを始として、諸官司に某部と稱せられる屬僚のあることが、即ちそれである。治部とか民部刑部とかいふ省の名の部は、唐制に於ける尙書省の六部のそれを學んだものであらうが、上

記のものは唐に模範があつたらしくは無く、またそれが大化改新の前から存在してゐた稱呼であることから考へると、これは必ず舊制のそれを繼承したものとしなければなるまい。さうして、さういふことが行はれたのは、改新以前に於いて、やはり、それが制度上の稱呼であつたからに違ない。勿論、令の規定に於けるかういふ名稱のものが、其の職掌に於いてもまた舊制と同じであつたには限らないので、それは新しい時代の實際上の要求や、又は新しい制度に於ける職務分掌の必要に従つて、種々變改せられたでもあらう。次にいふやうに、品部とか伴造とかいふ名稱が繼續せられながら、其の意義が一變してゐることも、參考せられねばならぬ。しかし、例へば諸陵司の所管である土部が昔の土部の職掌と同一であるべきことを思へば、名と共に其の職掌のほゞ昔のまゝに繼承せられたものゝあることも、亦た推測し得られる。さうして、それは品部及び雑戸の制度の存在からも類推せられるであらう。

品部と雑戸との性質や其の區別などについては、明白で無い點もあるが、令集解に引いてある古記や別記などによつて見ると、品部も雑戸も、朝廷の用度とすべき

種々の物品を製作させ、又は朝廷の特殊の業務に服させるために、物品又は業務の種別に應じて、それ／＼一定の民戸を置き、或は其の民を一定期間徴發して其の業に従事させ、或は其の住地で製作した物品を納附させたものらしく、それがために、或は徭役を免じ、或は調徭の何れをも免ずることになつてゐた。此の中で、品部と定められたものは、續紀養老五年七月の條に、放鷹司の官人等を罷め其の役するところの品部は公戸に同じくせよといふ詔勅があり、天平寶字三年九月の條に、停廢品部混入公戸、といふ乾政官の上奏が裁可せられた記事のあるのを見ると、本來普通の良民、即ち公民であることが推測せられるので、賦役令の集解に見える、品部謂取良人配隸諸司雜色也、といふ説は、當つてゐよう。さうして、それはよし幾らかの例外はあるにしても、一般的には、農民であつたと見なすべきであらう。大藏省に屬して革具の製作に従事する狛戸や、漆部司の漆部などの如く、特殊の技能を要するものは専門の工人であつたかとも思はれ、品部停廢の際の上奏に、世業相傳者とあるのはそれであらうと考へられるが、織部司所屬のもので、在國織進するのや、又は園池司の園戸、主水司の水戸の如きは、農民であつたらしく、其の他の工藝にも農

民の兼業として行はれたらしく想像せられるものが少なくない。又た雜戸は、續紀天平十六年二月の條に、免天下馬飼雜戸人等とあつて、それについての勅に、汝等今負姓人之所耻也、所以原免同於平民、と見え、又た其の前に屢、特殊のものに對して雜戸の名を免じた記事のあるのによると、普通の公民とは幾らか違つたものとして取扱はれてゐたらしいが、それは其の歴史的由來が普通の農民で無かつたからではあるまいか。これは固より臆測に過ぎないが、品部と雜戸と區別せられ、さうして、續紀に散見する雜戸に關する記載や、令集解に引いてある古記や別記によると、雜戸は特殊の技能を要する工人、即ち所謂手人、らしく思はれ、品部との區別は主としてこゝにあるらしいことから、かう考へられる。雜戸のうちに歸化人の子孫もしくはそれに縁のあるものがあつたことは、大藏省に屬する百濟戸、狛戸、典鑄司に屬する雜工戸などについての別記の記載によつても知られ、又た雜戸の名を免ぜられたものについての續紀の種々の記事からも推測せられるが、それは歸化人中、工藝に關する特殊の技能を有するもの、子孫またはそれと何等かの關係のあるものであつたと思はれ、さうしてそれは本來農民として生活したものでは無か

つたらう。さすれば、これも亦た上記の臆測を助けるものである。調衛は免ぜられても租は徴せられたこと、思はれるが、これは口分田を給せられてゐたからのこと、解せられる。勿論、品部にも歸化人らしく見えるものが含まれてゐるやうでもあり、又た上にも述べた如く、専門の工人かと思はれるものも無いでは無く、ここにも兩者の區別の明かでない點があるが、大體かう考へられる。さて、これらの品部や雑戸が、朝廷の用度物品を供給するために特殊の制度の下に置かれた少數の一定の民戸に限つた稱呼であつて、それらの技能を有し又はその職業に従事するものゝすべてをさすもので無いことは、いふまでも無いので、例へば、船のりが津の國にのみゐる酒を造るものが倭や河内に限つて存在し、日本の鶺鴒が三十七戸、江人が八十七戸、網引が百五十戸に限られてゐたので無いことは、明白である(主船司、造酒司、大膳職の品部に關する集解所引別記の記載參照)。別記によると、品部雑戸とせられたものは概ね近畿地方の住民であるが、それは朝廷のために上記の任務を負はせるに便宜だからであり、どこにも存在する、さうして公民として取扱はれてゐる、それらの技能あるものから、特に此の地方のものを選んで、さうしたの

である。歸化人の裔、もしくは外國傳來の技術を學んだものは、本來近畿地方に住んでゐたものが多かつたであらうが、然らざるものは全國にあつたはずである。だから、天平寶字三年に品部が廢せられたといふのは、さういふ民戸が朝廷のための特殊の任務従つて調衛に關する特殊の取扱をやめられたといふことであり、それがやめられれば、即ち本來の公民なのである。それより前の天平十六年に雑戸を免じたといふのは、たゞ其の稱呼を廢したまでのことであるらしく、それは免じた後にも技術は子孫に傳習させるやうに注意せられたこと、後に品部を廢した時に世業相傳ふるものは此の限にあらざるとせられたこと、から、推測せられるので、朝廷のためにそれらの任務に服することは依然として繼續せられたらしく思はれるが、稱呼を廢するといふことは、即ち本來の公民に復歸することなのである。雑戸は一般公民よりは地位が低かつたやうではあるが、それが續紀大寶三年五月、和銅六年十一月、養老三年十一月、四年六月、十二月などの諸條に見える如く、或は官職にあり、或は位階を有し、又た雑戸の名を免ぜられると共にカバネを賜はつたものがあるのを見ると、さして賤められてゐたとは思はれず、上に述べた如く雑

戸の號を除かれ、ば本來の公民になるのでも、それは明かである。雑戸の地位が低いといふのは、たゞ法制の上でかういふ特殊の名稱が與へられてゐたからのことであり、さうしてそれは、唐制に於いて罪により家を沒せられて官奴婢となり、それが再免せられたもの、稱呼である雑戸の名を、強ひてあてはめたからのことではあるまいか(六典及び唐書百官志、刑部尙書に屬する都官郎中の條、參照)。上に引いた天平十六年二月の續紀の記事には馬飼を雑戸と並記してあり、集解所引の別記にはそれを雑戸としてあるが、飼部の隳してゐたことが履仲紀五年の條に見え、又た雄略紀十一年の條には、罪あるものが隳せられて鳥養部とせられたといふ話載つてゐるのを見ると、飼部などには罪あるものゝ編入せられたことがあり、それによつてかういふ話が作られたかと思はれる。もしさうとすれば、雑戸の名をあてたのは、はじめは主としてかういふものに對してであつたのが、何かの事情で、朝廷の官司に隳屬して一定の業務に服する手人をも、さう稱するやうになつたのではあるまいか。さうして、唐制によると、上記の官奴婢の伎藝あるものは其の能に従つて諸司に配屬せられたのであり、分番することになつてゐる雑戸も、多分、同

様であつたらうと思はれるが、手人が此の點に於いて雑戸と類似してゐるのを見ると、其の事情もほゞ推測せられるやうである。従つて、さういふ工人は、實社會に於いては、良民と嚴格に區別せられた特殊階級を形づくつてゐたものでは無かつたらう。雑戸が特殊の技能を有する手人であつたにしても、それが特殊の規定の下に朝廷に隳屬するものゝみを指すのであり、同じ技能を有し同じ職業に従事するものでも、雑戸ならぬものは公民であつたはずであることを思ふと、其の職業が賤められたのでは無いことを考へねばならぬ。又た、一般にこのころの良賤の區別が、人に固有なものでは無くして、境遇の上のことであり、良賤といふやうな文字を以てそれを峻別したのは、唐制を摸倣した法制上の取扱に過ぎず、民衆の心理に於いては、文字に示されてゐるほどな畛域を其の間に設けてゐたのでは無く、所謂賤民も、後世の特殊部落民や、世界に屢、其の例を見るやうな異民族から成立する奴隸の類とは、全然趣を異にするものであつたことをも、參考すべきである。法制上賤民と名づけられたことが、奴婢などの身分を一層賤しく感じさせるやうにはなつたらうが、彼等も解放せられ、ば良民であり、さうして解放せられる機會は甚だ

多かつた。賤民としても同じ日本人が、何等かの事情によつて、其の境遇に墮ちたものに過ぎないのであるから、これは當然である。雑戸は賤民では無いが、地位の低いといふことの意味は、このことから類推せられよう。雑戸の間にはいくらかの歸化人もあつたらうが、そればかりで無いことは勿論であり、さうして歸化人は、當時に於いては、決して賤められてはゐなかつたことを注意しなければならぬ。

ところで、かういふ品部と雑戸とは職員令の規定に於いて、大化改新前の「部」と對照し得べきものが多い。例へば、織部司所屬の品部と錦織部及び服部、大膳職の雑戸と海部、土工司の泥戸と埜部、宮陶司の雑戸と宮作部の如き、必ず其の間に關係が無くてはならず、造兵司に屬する雑工戸の如きも、亦た韃部、弓削部、矢作部など、聯絡があり、左右馬寮の飼戸も飼部と縁があるものと認められる。これもまた唐制に模範があるので無いから、昔の部の或る種類のものが、いくらかの變改をうけながら、新制の下に於いて繼續せられたものと考へる外は無いのである。品部といふ名稱も、意義は變りながら、伴造の部民を指す昔の稱呼が繼承せられたものと推測せられる。伴造といふ語も、やはり意味を異にして、集解に引いてある別記

に現はれてゐることを參照すべきである。官制を如何に改めるにせよ、國民の經濟生活の状態は一朝にして忽然として變化するものでは無いから、おのづから斯ういふ規定が、制度の上にも設けられたのであらう。だから、かういふ品部や雑戸の状態によつて逆に昔の部の性質を推知することができるのである。氏族制度時代に於いても、朝廷の用度物品を供給するものが無くてはならなかつたはずであるが、其のころの經濟状態が品部や雑戸の設けられた時代とほぼ同じであつたとするならば、品部や雑戸の制度は氏族制度時代の部を繼承したものと推測せられるからである。品部や雑戸が概ね近畿の住民について定められてゐたことも昔の部の状態を推測すべき一材料であつて、特殊の技能による工藝品を取扱ふ部に於いては、伴造の配下に隸屬してゐた工人は、主として後の近畿地方に住するものであつたらう。農民を徵發して製作させるやうな場合に於いても、やはり同じ地理的關係の顧慮せられたものがあつたこと、想像せられる。もとの伴造の家は、新制と共に、概して其の業務上の地位を失ひ、たゞ其の名稱のみを氏の名として保有するやうになつたのであるが、特殊の家について、または儀式の場合などに於